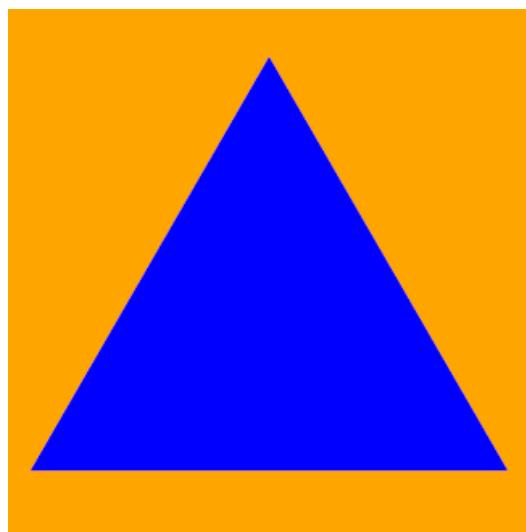


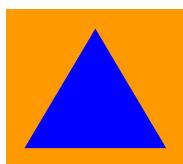
# 八王子市国民保護計画

素案



令和8年変更  
八王子市





\* 表紙のマークは、国民保護措置を行う団体とその要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するために使用するもので、ジュネーヴ諸条約追加議定書Ⅰで定められている国際的な標章です。



## 目 次

### 第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等 .....	1
第1節 市の責務及び計画の目的・根拠 .....	1
1 市の責務 .....	1
2 計画の目的・根拠 .....	1
3 計画に定める事項 .....	1
第2節 計画の構成 .....	2
第3節 計画の見直し、変更手続 .....	3
1 市国民保護計画の見直し .....	3
2 市国民保護計画の変更手続 .....	3
第4節 その他の考慮事項 .....	3
第2章 国民保護措置に関する基本方針 .....	4
1 基本人権の尊重 .....	4
2 国民の権利・利益の迅速な救済 .....	4
3 国民に対する情報提供 .....	4
4 関係機関相互の連携協力の確保 .....	4
5 国民の協力 .....	4
6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重 .....	4
7 高齢者、障害者、難病患者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施 .....	5
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 .....	5
9 外国人への国民保護措置の適用 .....	5
第3章 市の事務又は業務の大綱等 .....	6
1 業務の全体像 .....	6
2 事務又は業務の大綱 .....	7
第4章 市の地理的、社会的特徴 .....	11
第1節 自然的条件 .....	11
1 位置 .....	11

2 面積、広ぼう及び海拔 .....	11
3 地形、地質 .....	12
4 気象 .....	14
<b>第2節 社会的条件 .....</b>	<b>15</b>
1 人口 .....	15
2 交通 .....	15

## **第2編 想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態**

<b>第1章 市国民保護計画が対象とする事態 .....</b>	<b>16</b>
1 対象とする類型および事態例 .....	16
2 武力攻撃事態 .....	17
3 緊急対処事態 .....	19
4 N B Cを使用した攻撃 .....	20
<b>第2章 緊急対処事態に関する読み替え .....</b>	<b>21</b>

## **第3編 武力攻撃事態等への対処**

<b>第1章 初動体制の確立 .....</b>	<b>22</b>
1 事態認定前における危機管理本部等の設置及び初動対応 .....	22
2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応 .....	24
<b>第2章 市国民保護対策本部の設置等 .....</b>	<b>25</b>
1 市保護本部の設置 .....	25
<b>第3章 関係機関との連携 .....</b>	<b>37</b>
1 国・都の対策本部等との連携 .....	37
2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 .....	37
3 自衛隊の部隊等の派遣要請等 .....	38
4 都への応援要請 .....	38
5 他の区市町村との連携 .....	38
6 市の行う応援等 .....	39

7 市民への協力要請 .....	39
8 自主防災組織への協力要請等 .....	39
9 ボランティア活動への支援 .....	40
<b>第4章 被災情報の収集・報告 .....</b>	<b>41</b>
1 被災情報の収集 .....	41
2 被災情報の報告 .....	41
<b>第5章 国民の権利・利益の救済に係る手続 .....</b>	<b>42</b>
1 権利・利益の迅速な救済 .....	42
2 文書の適切な保存 .....	42
<b>第6章 警報及び避難の指示等 .....</b>	<b>43</b>
<b>第1節 警報等 .....</b>	<b>43</b>
1 警報の伝達 .....	43
2 市民がとるべき行動 .....	43
3 警報の伝達方法 .....	44
4 緊急通報の通知・伝達 .....	44
<b>第2節 避難等 .....</b>	<b>45</b>
1 避難の指示の伝達 .....	45
2 市民の行動 .....	46
3 避難実施要領の策定等 .....	47
4 避難住民の誘導 .....	49
5 想定される避難の形態と市による誘導 .....	51
6 事態類型に応じた避難の指示上の留意点 .....	53
<b>第7章 救援 .....</b>	<b>56</b>
1 救援の実施等 .....	56
2 関係機関との連携 .....	56
3 救援の種類及び救援の基準 .....	56
4 救援の内容 .....	57
<b>第8章 安否情報の収集・提供 .....</b>	<b>61</b>
1 安否情報の収集 .....	61
2 都に対する報告 .....	62
3 安否情報の提供 .....	62
4 日本赤十字社に対する協力 .....	63

<b>第9章 武力攻撃災害への対処</b> .....	64
<b>第1節 武力攻撃災害への対処の基本</b> .....	64
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方 .....	64
2 市民の協力等 .....	64
<b>第2節 応急措置等</b> .....	65
1 退避の指示 .....	65
2 警戒区域の設定 .....	67
3 消火、救助・救急 .....	68
4 武力攻撃災害の兆候の通報 .....	69
5 応急公用負担等 .....	69
<b>第3節 生活関連等施設における災害への対処等</b> .....	70
1 生活関連等施設の安全確保 .....	70
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止 .....	70
<b>第4節 保健衛生の確保その他の措置</b> .....	71
1 保健衛生の確保 .....	71
2 廃棄物の処理 .....	72
<b>第5節 事態類型に応じた留意事項</b> .....	72
1 弾道ミサイル攻撃 .....	72
2 ゲリラや特殊部隊による攻撃 .....	72
3 航空攻撃 .....	73
4 着上陸侵攻 .....	73
5 NBC攻撃 .....	73
6 市の権限 .....	74
<b>第10章 国民生活の安定に関する措置</b> .....	76
1 生活関連物資等の価格安定 .....	76
2 避難住民等の生活安定等 .....	76
3 生活基盤等の確保 .....	76
<b>第11章 他区市町村からの避難住民等の受入れ</b> .....	77
1 基本的考え方 .....	77
2 受入態勢の整備 .....	77
3 避難誘導への協力 .....	78
4 救援 .....	78
5 安否情報の収集・提供 .....	78

## 第4編 復旧等

第1章 応急復旧	79
1 ライフライン及び輸送路の確保に関する応急復旧	79
2 市が管理する施設・設備の緊急点検等	79
3 通信機器の応急復旧	79
4 都に対する支援要請	79
第2章 復旧・復興	80
1 国における所要の法制の整備等	80
2 市が管理する施設・設備の復旧	80
3 復興対策	80
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	81
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	81
2 損失補償及び損害補償	81
3 総合調整及び指示に係る損失の補填	81

## 第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

第1章 対処の基本	83
1 対象とする事態	83
2 市緊急対処事態対策本部設置前における事案発生への対処	83
第2章 発生時の対処	84
1 市緊急対処事態対策本部の設置	84
2 市災害対策本部等による対応	84
3 市緊急対処事態対策本部への移行	85
4 緊急対処事態における警報	85
第3章 大規模テロ等の類型に応じた対処	86
1 攻撃対象施設等による分類	86
2 攻撃手段による分類	87

## 第6編 平素からの備え

第1章 組織・体制の整備等 .....	92
第1節 市の組織・体制の整備 .....	92
1 市の平素の業務 .....	92
2 平時における危機情報の収集等 .....	96
3 市職員の収集基準等 .....	96
4 消防の初動体制の把握等 .....	98
第2節 関係機関との連携体制の整備 .....	99
1 基本的考え方 .....	99
2 都との連携 .....	99
3 近接市町村との連携 .....	101
4 指定公共機関等との連携 .....	102
5 自主防災組織やボランティア団体等に対する支援 .....	102
6 テロ等対策に関する関係機関等の連携協力 .....	103
第3節 通信連絡体制の整備 .....	104
1 非常通信体制の整備 .....	104
2 非常通信体制の確保 .....	104
第4節 情報収集・報告、提供等の体制整備 .....	105
1 基本的考え方 .....	105
2 警報等の伝達に必要な準備 .....	106
3 安否情報の収集・提供に必要な準備 .....	107
4 被災情報の収集・報告に必要な準備 .....	109
5 広報体制の整備 .....	110
第5節 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備 .....	111
1 特殊標章等 .....	111
2 特殊標章等の作成・管理 .....	111
第6節 研修及び訓練 .....	112
1 研修 .....	112
2 訓練 .....	112
第2章 避難、救援、武力攻撃災害への対処に関する備え .....	114
1 避難に関する基本的事項 .....	114
2 避難実施要領のパターンの作成 .....	115
3 救援に関する基本的事項 .....	115
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 .....	116

5 避難施設の指定への協力 .....	118
6 生活関連等施設の把握等 .....	118
<b>第3章 物資・資材の備蓄、施設の整備 .....</b>	<b>120</b>
1 市における備蓄 .....	120
2 市が管理する施設及び設備の整備等 .....	120
<b>第4章 国民保護に関する普及・啓発 .....</b>	<b>121</b>
1 国民保護措置に関する普及・啓発 .....	121
2 市民がとるべき行動等に関する啓発 .....	121
3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する啓発 .....	122
4 市民・事業者の皆様に行っていただきたい平素からの備え .....	122

## 資料編

八王子市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 .....	124
八王子市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱 .....	125
八王子市国民保護協議会条例 .....	135
八王子市国民保護協議会委員名簿 .....	136
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 .....	138
武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令 .....	143
動物の保護等について地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方 .....	150
国民保護関連協定締結先一覧 .....	151
市内の緊急一時避難施設の指定状況 .....	152



## 第1編 総論

- 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等
- 第2章 国民保護措置に関する基本方針
- 第3章 市の事務又は業務の大綱等
- 第4章 市の地理的、社会的特徴



## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について、次のとおり定める。

### 第1節 市の責務及び計画の目的・根拠

#### 1 市の責務

市（「市長」又は「市長及びその他の執行機関」をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態や大規模テロ等から、「国民の保護のための措置」（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するとともに、市域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

#### 2 計画の目的・根拠

本計画は、市域において、武力攻撃事態や大規模テロ等から市民等の生命、身体及び財産を保護し、市民の生活や経済への影響が最小となるよう、市民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処(被害の最小化)などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

本計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「国民の保護に関する基本指針」（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）、東京都の国民の保護に関する計画（以下「都国民保護計画」という。）に基づき、策定する。

#### 3 計画に定める事項

本計画は、国民保護法第35条第2項各号に係る事項について定める。

##### (1) 国民保護の実施

武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に至ったとき、政府は、武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（以下「対処基本方針」という。）を定め、内閣総理大臣を本部長とする事態対策本部を設置し、国民保護措置を総合的に推進することとされている。（\*）

都道府県及び区市町村は、閣議決定による設置指定に基づき、それぞれの首長を本部長とする国民保護対策本部を設置し、それぞれの国民保護計画で定めるところにより、国民保護措置を実施する。

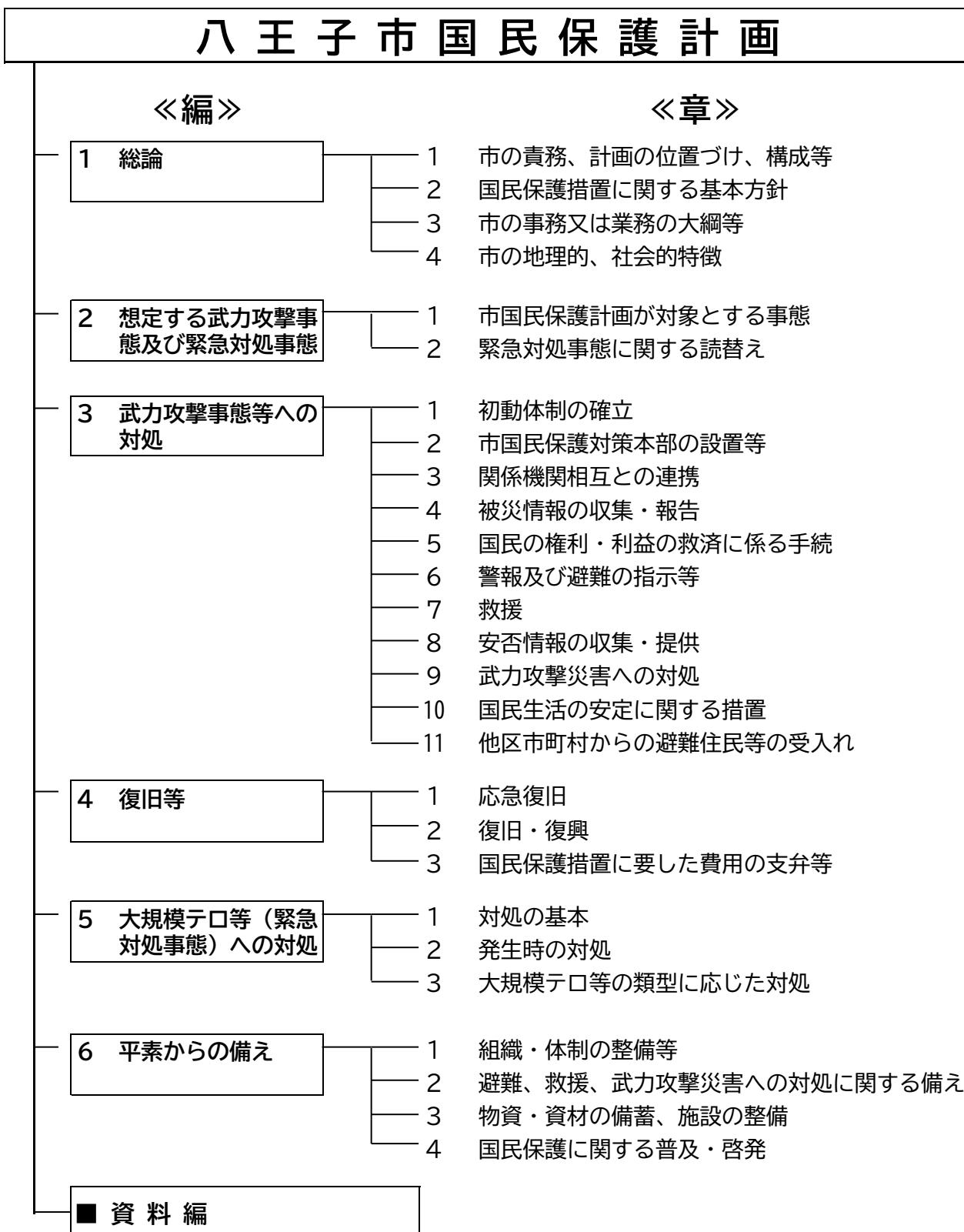
##### (2) 対処基本方針が定められる前の段階における対処

本計画では、突発的な事態発生にも適切に対応するため、政府において対処基本方針が定められる（武力攻撃事態等の認定が行われる）前の段階における対処についても取り上げる（緊急対処事態についても同じ。）。

（\*）事態対策本部は、国民保護措置と併せて武力攻撃の排除措置等を総合的に推進することとされている。

## 第2節 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとする。



### 第3節 計画の見直し、変更手続

#### 1 市国民保護計画の見直し

「基本指針」は、今後とも政府における国民保護措置の検証に基づき、必要に応じて変更を行うものとされている。本計画は、このような「基本指針」の変更や国民保護措置に係る新たなシステムの構築、訓練の成果、都国民保護計画の見直し等を踏まえ、不断の見直しを行う。なお、見直しに当たっては、八王子市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く市民や関係者などの意見を求める。

#### 2 市国民保護計画の変更手続

本計画を変更する場合は、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、八王子市国民保護協議会に諮問の上、東京都知事（以下「都知事」という。）に協議し、市議会への報告及び市民等への公表を行う。ただし、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令」（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、八王子市国民保護協議会への諮問及び都知事への協議は要しない。

### 第4節 その他の考慮事項

#### (1) 実効性に配慮

今後、国民保護に関する訓練や対処要領を通じて、更に実効性の向上を図るものとする。

#### (2) 災害対策の仕組みを最大限に活用

本計画は、武力攻撃事態等に迅速かつ円滑に対処するため、「八王子市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）等により構築された災害対策の仕組みを最大限に活用している。

市は、国民保護措置を実施するための組織・体制の整備、救援物資等の備蓄、訓練の実施等に当たり、災害対策との有機的な連携に配慮する。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり特に留意すべき事項について、次のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

### 1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。

また、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行い、国民を差別的に取り扱うこと、思想・良心の自由や表現の自由を侵すことがあってはならないことに留意する。

### 2 国民の権利・利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利・利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努める。

### 3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

また、市は、いわゆるデマ情報の拡散による被害拡大の防止に努めるとともに、デマ情報への注意喚起を併せて実施する。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国や都、近隣市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### 5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。なお、国民の協力はその自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならないことに留意する。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### 6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、各機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

## 7 高齢者、障害者、難病患者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法<sup>(\*)</sup>の的確な実施を確保する。

## 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しても、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

## 9 外国人への国民保護措置の適用

市は、日本に居住し、又は滞在しているあらゆる外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

---

(\*) 「国際的な武力紛争において適用される国際人道法」とは、1949年のジュネーヴ諸条約、1977年のジュネーヴ諸条約に対する第一追加議定書等をいう。

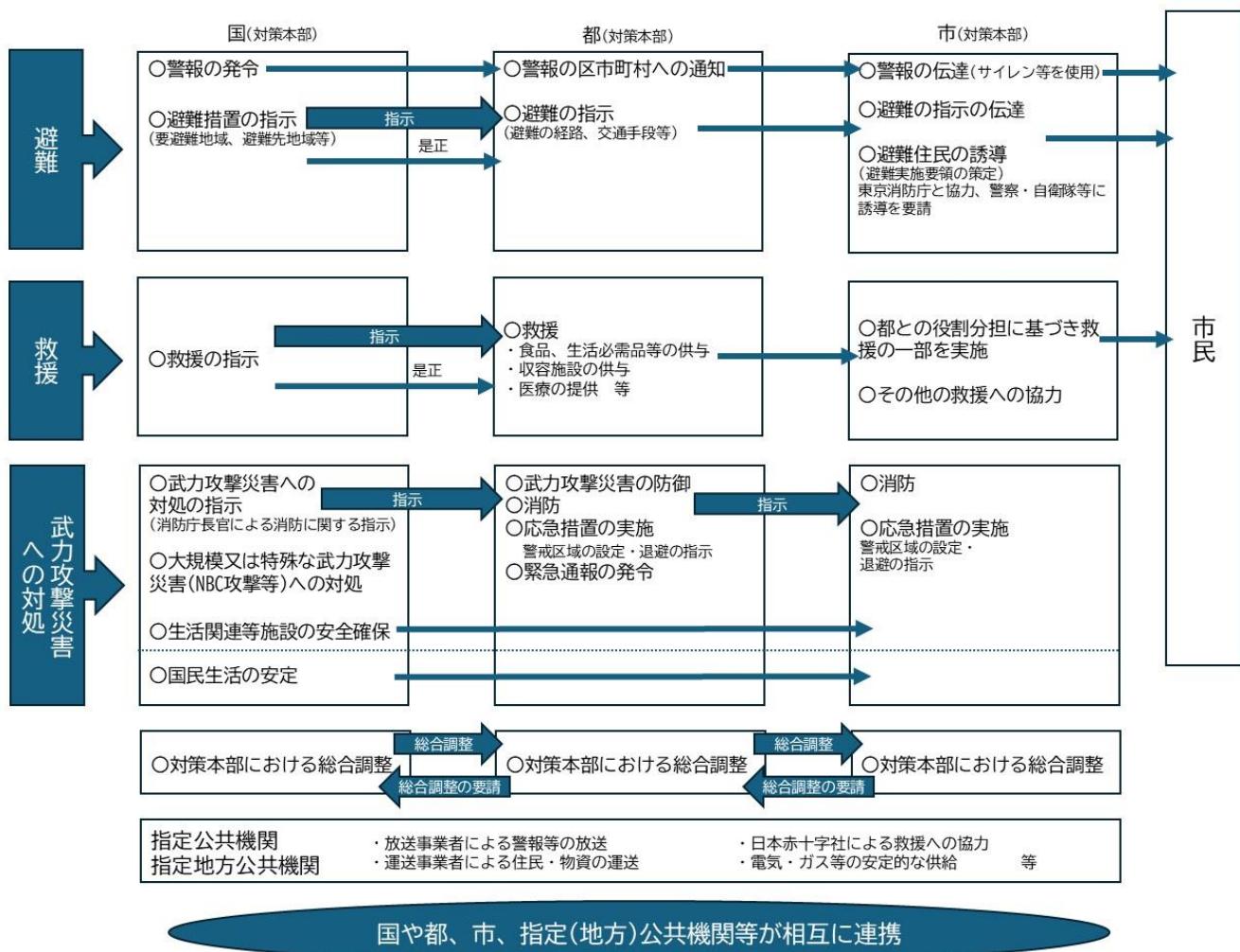
## 第3章 市の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

### 1 業務の全体像

市は、国民保護法その他の法令、基本指針及び本計画に基づき、国、都、その他関係機関と連携・協力して、的確かつ迅速に国民保護措置を実施する。

#### 国民保護に関する業務の全体像



## 2 事務又は業務の大綱

## ○ 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織・体制の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

## ○ 東京都

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京都	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織・体制の整備、訓練</li> <li>5 警報の通知</li> <li>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>7 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>9 生活基盤等の確保、生活関連物資等の価格の安定等のための措置、その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>10 交通規制の実施</li> <li>11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol> <p>【警視庁】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警報伝達の協力及び退避の指示</li> <li>2 避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保</li> <li>3 救援の実施（被災者の捜索及び救出）</li> <li>4 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等</li> <li>5 警戒区域の設定等及び退避の指示</li> <li>6 緊急交通路を確保するための交通規制の実施</li> </ol>

	<p>【東京消防庁】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火、救助・救急活動</li> <li>2 避難住民の誘導</li> <li>3 危険物等の措置</li> <li>4 警報伝達の協力</li> <li>5 生活関連等施設の安全確保に対する協力</li> </ol>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○ 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整</li> <li>2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること</li> <li>3 非常事態における重要通信の確保</li> <li>4 非常通信協議会の指導育成</li> </ol>
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体に対する災害融資</li> <li>2 金融機関に対する緊急措置の指示</li> <li>3 普通財産の無償貸付</li> <li>4 被災施設の復旧事業費の査定の立会い</li> </ol>
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保</li> <li>2 農業関連施設の応急復旧</li> </ol>
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援物資の円滑な供給の確保</li> <li>2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保</li> <li>3 被災中小企業の振興</li> </ol>
関東東北産業 保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物等の保全</li> <li>2 鉱山における災害時の応急対策</li> </ol>
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧</li> <li>2 港湾施設の使用に関する連絡調整</li> <li>3 港湾施設の応急復旧</li> </ol>
関東運輸局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 運送事業者への連絡調整</li> <li>2 運送施設及び車両の安全保安</li> </ol>
東京航空局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飛行場使用に関する連絡調整</li> <li>2 航空機の航行の安全確保</li> </ol>
東京航空 交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区気象台	気象状況の把握及び情報の提供

第三管区 海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方 環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

## ○ 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 東部方面総監部	
海上自衛隊 横須賀地方総監部	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）
航空自衛隊作戦 システム運用隊	

## ○ 指定公共機関・指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	電気の安定的な供給
ガス事業者	ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給 事業者 工業用水道事業者	水の安定的な供給
日本郵便株式会社	郵便の確保
一般信書便事業者	信書便の確保

病院その他の 医療機関	医療の確保
河川管理施設、 道路、港湾、空港 の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護</li> <li>2 外国人の安否調査</li> <li>3 災害救援物資の備蓄及び配分</li> <li>4 輸血用血液製剤の確保及び供給</li> <li>5 その他の救護業務に関すること。</li> </ol>
日本銀行	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節</li> <li>2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</li> <li>3 金融機関の業務運営の確保に係る措置</li> <li>4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</li> <li>5 各種措置に係る広報</li> <li>6 海外中央銀行等との連絡・調整</li> </ol>

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

### 第1節 自然的条件

#### 1 位置

本市は、東京都心から 40 km圏にあり、東京都の西端部に位置する。

市役所（元本郷町三丁目 24 番 1 号）の位置及び本市の隣接市町村は、次のとおりである。

市役所の位置	東 経	139° 18' 57"
	北 緯	35° 40' 00"
	海 抜	126.46m
隣接市町村	東	日野市、多摩市
	西	檜原村、神奈川県相模原市
	南	町田市、神奈川県相模原市
	北	あきる野市、福生市、昭島市

#### 2 面積、広ぼう及び海拔

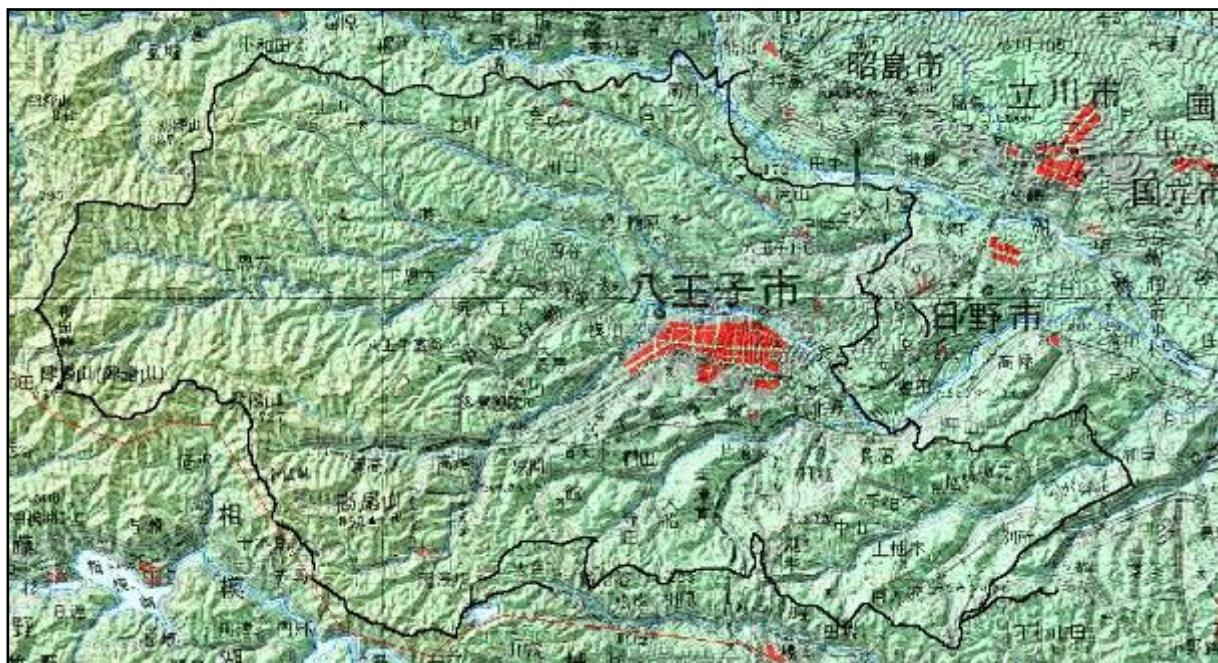
市の面積、広ぼう及び海拔は次のとおりで、多摩 26 市の合計面積の約 24%を占める。

市 全 体	広ぼう	周 围	95.8 km
		東 西	24.3 km
		南 北	13.4 km
	海 抜	最 高	862.7m
		最 低	63.0m
	面 積	市全体	186.38 km <sup>2</sup>
事務所別 面 積 *	本 庁	12.838 km <sup>2</sup>	元八王子 12.781 km <sup>2</sup>
	浅 川	26.339 km <sup>2</sup>	恩 方 37.283 km <sup>2</sup>
	由 木	7.816 km <sup>2</sup>	川 口 24.290 km <sup>2</sup>
	由木東	4.086 km <sup>2</sup>	加 住 14.515 km <sup>2</sup>
	南大沢	9.474 km <sup>2</sup>	由 井 8.625 km <sup>2</sup>
	横 山	6.192 km <sup>2</sup>	北 野 5.853 km <sup>2</sup>
	館	8.124 km <sup>2</sup>	石 川 8.094 km <sup>2</sup>

\* 事務所別面積の合計が必ずしも市全体の面積にならない場合がある。

(統計八王子 (令和 6 年 [2024 年] 版) )

### 3 地形、地質



八王子市の地形図

※（国土地理院 1/5万地形図を加工：市地域防災計画（令和7年修正）より）

市域の地形を概観すると、山地、丘陵、台地、低地に区分することができる。

市の中心街は、浅川によって開析された低地にあり、その北側は加住丘陵が、南側は多摩丘陵が、それぞれ西方の山地から東方へ張り出した形で連続的に連なっている。加住丘陵の東方は、日野の台地となって多摩川、浅川によって侵食されたがけとなって終わっている。多摩丘陵は、町田市、稲城市、さらに川崎市、横浜市方面に連なっている。

したがって、本市域は、西から東へゆるく傾斜した小規模な盆地状の地形をなしている。

本市を流れる河川は、西高東低の地形にしたがって、ほぼ東方へ流れ、小河川を集めて浅川となり、多摩川に合流する。本市の低地はこのような河川による侵食によってできたもので、市街地は浅川などの流域にある。

市街地の北方にある加住丘陵は、西方から流れる谷地川によって南北に分けられ、加住北丘陵の北方は多摩川に、加住南丘陵の南方は川口川に接している。川口川と北浅川に挟まれた川口丘陵が、また、北浅川と南浅川に挟まれた船田丘陵が東方へ突き出している。南浅川の南方には小比企丘陵があり、その南東は湯殿川を挟んで多摩丘陵がある。

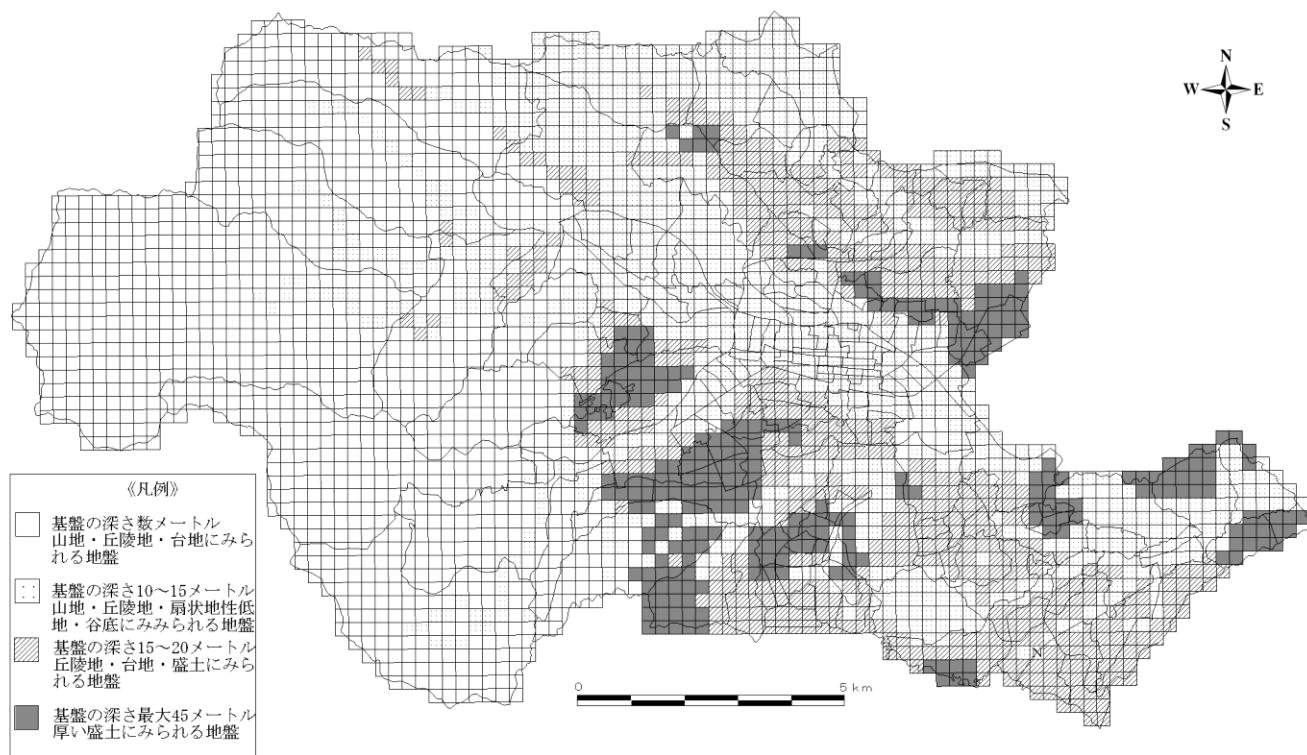
これらの丘陵は、標高140～250mとほぼ同じで西方から東方へしだいに低くなる、地表には小起伏が見られるものの、全体的にほぼ平坦なスカイラインをもっている。地質構造においても似ている点が多く、多摩ローム層の堆積面と考えられ、かつては一連の地形であったものが幾多の河川によって侵食されて分断されたものである。

市内で最も規模の大きい台地は、加住丘陵東方の大和田町、石川町、高倉町から日野市に連なる日野台地である。標高100～200mの平坦な台地は、下末吉層の堆積面である。丘陵、台地は古期ロームと呼ばれる多摩ローム層、下末吉ローム層に厚くおおわれている。

台地の縁辺部には、それより低い数多くの段丘が発達している。その規模は小さく、新規ローム層（武藏野ローム、立川ローム）におおわれているが、その厚さは2～4mと薄い。

市の中心部をはじめ、各所の低平地は、浅川をはじめ他のいくつもの河川の氾濫によってできた沖積平地である。ここには河成砂れき層を中心とした沖積層が直接おおっていて、いわゆる関東ローム層は見られない。

丘陵地の西側には関東山地の南縁部をなす小仏の山地がある。この山地は本市では小仏層群と呼ばれる中生代白亜紀（6500万～1億3500万年前）に海底で堆積した岩石からできている。この地層は本市北部では、砂岩を主体とし、若干のれき岩・砂岩・泥岩の互層部を帯状に含んでいる。中央部にいくと、この互層岩体が広く分布する。南部の神奈川県との境界付近には泥岩が広がる。これらの地層は北西から南東に走る構造をなす。



八王子市地盤種別図

## 4 気象

近年、本市も都市気候化が徐々に進行している。

気温は夏季には 38.5°C という猛暑や、冬季には 17°C を超えるような日がある一方で -6°C 前後となる日もある。年間の降水量は、ここ数年の平均で 1,585mm 程となっている。

### 気象概況

年 及 月	次 び 次	気温 (°C)			降水量 (mm)	最大日降水量 (mm)	最小湿度 (%)	風速 (m/s)					
		月平均	月最高	月最低				平均風速	最大瞬間風速、風向				
令和元年		15.6	37.0	-4.8	1,966.0	392.5	10	2.7	33.3 北				
2		15.7	39.3	-5.4	1,604.5	115.0	11	2.7	24.3 北北西				
3		15.6	39.0	-6.3	1,448.5	80.0	0	2.7	23.1 北北西				
4		15.5	38.5	-7.0	1,473.5	119.5	8	2.6	22.4 南				
5		16.5	39.1	-7.6	1,249.5	174.5	...	2.8	23.7 北北西				
1月		3.8	13.7	-7.6	10.0	5.5	...	2.2	23.7 北北西				
2		5.5	19.6	-5.1	38.0	30.0	...	2.8	18.9 北				
3		11.5	24.7	-0.7	106.5	23.5	...	2.8	22.9 北北西				
4		15.1	27.0	1.7	66.0	25.5	...	3.3	20.3 南				
5		18.3	33.6	7.2	142.0	27.5	...	3.3	18.4 北				
6		22.7	33.0	11.7	355.0	174.5	...	2.7	17.7 南				
7		28.5	39.1	18.9	37.0	12.5	...	2.9	20.9 西北西				
8		29.2	37.5	20.7	143.0	40.5	...	3.5	18.0 南				
9		26.3	35.2	15.3	198.0	78.5	...	2.9	17.4 南				
10		17.3	28.6	6.0	93.0	34.5	...	2.3	16.8 南				
11		12.7	25.7	1.3	52.5	47.5	...	2.3	21.3 南南西				
12		7.4	20.5	-4.9	8.5	8.0	...	2.1	20.4 西				
年 及 月	次 び 次	気温階級別日数				降水量階級別日数				風速10m/s 以上の日数	日照時間 (h)	雷雨日数 (1mm以上)	
		最低気温		最高気温		1mm 以上	10mm 以上	30mm 以上	50mm 以上				100mm 以上
		-5°C 以下	0°C 未満	25°C 以上	30°C 以上								
令和元年	-	53	113	53	109	45	18	6	2	43	1,966.2	12	
2	1	41	123	56	107	43	15	7	1	42	1,754.3	17	
3	6	59	118	48	102	39	17	5	-	42	2,135.9	15	
4	9	71	129	64	108	42	11	7	1	29	2,037.7	11	
5	5	54	138	89	80	37	9	4	1	43	2,310.9	13	
1月	4	24	-	-	2	-	-	-	-	2	201.1	-	
2	1	16	-	-	3	1	1	-	-	1	194.3	-	
3	-	1	-	-	10	6	-	-	-	3	175.4	1	
4	-	-	4	-	7	3	-	-	-	6	192.4	2	
5	-	-	12	3	10	5	-	-	-	8	194.2	1	
6	-	-	21	8	14	6	2	2	1	4	125.6	-	
7	-	-	31	28	6	2	-	-	-	3	243.4	2	
8	-	-	31	31	12	6	1	-	-	8	223.4	3	
9	-	-	28	19	6	3	2	-	-	5	172.7	2	
10	-	-	8	-	7	4	1	-	-	1	193.1	2	
11	-	-	3	-	2	1	1	-	-	1	186.5	-	
12	-	13	-	-	1	-	-	-	-	1	208.8	-	

(統計八王子 (令和6年 [2024年] 版))

## 第2節 社会的条件

### 1 人口

本市は、都心から 40 km圏内にある多摩地域最大の都市であり、国道 16 号や国道 20 号などが交差する交通の要衝としてなどの立地条件にも恵まれ、高度経済成長とともに宅地開発、都市化が進んだ。その結果、本市の人口は、昭和 30 年頃から昭和 55 年頃にかけて急激に増加した。

しかし、昭和 50 年代後半から人口増加の割合は、やや緩やかになってきている。

平均世帯人員については、昭和 61 年に 3 人を割り、現在に至るまで減少を続けており、核家族化の傾向が顕著となっている。

また、年齢別人口の割合については、年少人口（0～14 歳）が 10.5%、生産年齢人口（15～64 歳）が 61.7%、老人人口（65 歳以上）が 27.8% となり、本市においても年々高齢化が進んでおり、今後もこうした傾向は続くと見込まれている。

市全体	人 口	559,083 人				
	世 帯 数	284,931 世帯				
	人 口 密 度	3,000 人／k m <sup>2</sup>				
	1 世帯当たり人口	1.96 人				
事務所別 人口・世 帯数	本 庁	128,631 人	72,337 世帯	元八王子	49,823 人	24,563 世帯
	浅 川	20,685 人	10,528 世帯	恩 方	13,084 人	6,534 世帯
	由 木	36,275 人	17,210 世帯	川 口	31,228 人	15,622 世帯
	由 木 東	20,795 人	10,845 世帯	加 住	13,383 人	8,213 世帯
	南 大 沢	53,610 人	24,637 世帯	由 井	45,108 人	20,020 世帯
	横 山	48,962 人	24,742 世帯	北 野	36,961 人	19,411 世帯
	館	27,943 人	14,609 世帯	石 川	32,595 人	15,660 世帯

（統計八王子（令和 6 年〔2024 年〕版）、令和 7 年 1 月 1 日現在）（外国人住民含む）

### 2 交通

#### （1）道路

現在、広域的な機能を果たす市域の主要幹線道路は、中央自動車道、国道 16 号、同八王子バイパス、国道 20 号（甲州街道）、国道 411 号（滝山街道）、国道 468 号首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、都道府中相模原線（野猿街道）、都道八王子五日市線（秋川街道）、都道八王子町田線（町田街道）、都道八王子あきる野線（高尾街道）、都道八王子武蔵村山線（多摩大橋通り）、都道山田宮の前線（美山通り）の 12 路線である。また、都道上館日野線（北野街道）、都道上野原八王子線（陣馬街道）、都道下柚木八王子線（野猿街道）、都道淵上日野線（新滝山街道）、都道瑞穂あきる野八王子線、都道小山乞田線（多摩ニュータウン通り）、都道八王子城山線等の一部幹線道路が主要幹線道路の機能を代替している。

#### （2）鉄道

鉄道は、東西方向に JR 中央線及び京王電鉄京王線・高尾線・相模原線、南北方向に JR 八高線・横浜線及び多摩都市モノレールの計 7 路線が通っており、そのうち JR 八高線・横浜線と京王電鉄京王線・高尾線の 4 路線が市内の駅を始発駅にしている。また、高尾山に高尾登山電鉄がある。



## 第2編 想定する武力攻撃事態及び緊急対処事態

第1章 市国民保護計画が対象とする事態  
第2章 緊急対処事態に関する読み替え



## 第1章 市国民保護計画が対象とする事態

この計画では、都国民保護計画で想定されている武力攻撃事態4類型及び、緊急対処事態4事態例<sup>(\*)</sup>を対象とする。また、それぞれの類型において、N B C兵器等を用いた攻撃が行われる可能性があることも考慮する。

※ N=Nuclear:核(物質) B=Biological:生物剤 C=Chemical:化学剤

### 1 対象とする類型および事態例

この計画で対象とする類型及び事態例は、次のとおりとする。

事 態	類 型 及 び 事 態 例
武力攻撃事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 弾道ミサイル攻撃</li> <li>② ゲリラ・特殊部隊による攻撃</li> <li>③ 航空攻撃</li> <li>④ 着上陸侵攻</li> </ul>
緊急対処事態	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 攻撃対処施設等による分類           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 危険性を内在する物資を有する施設等に対する攻撃が行われる事態               <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力事業所の破壊</li> <li>・石油コンビナート等に対する攻撃</li> </ul> </li> <li>イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態               <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破</li> <li>・列車等の爆破</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>② 攻撃手段による分類           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</li> <li>・炭そ菌等生物剤の航空機等による大量散布</li> <li>・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> </ul> </li> <li>イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態               <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> <li>・弾道ミサイル等の飛来</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

この計画では、最近の国際情勢や都国民保護計画を踏まえ、特に、弾道ミサイル攻撃（武力攻撃事態及び緊急対処事態）と大規模テロ等（緊急対処事態）の2つの事態に留意する。

なお、サイバー攻撃について、日常茶飯事に行われており、武力攻撃や大規模テロ等の際には、より高度なサイバー攻撃・テロも想定される。これらの攻撃は、ライフラインや医療機能等に多大な影響を及ぼし、市民生活に大きな影響を与えるおそれもあることから、関係機関等と連携し、平時から動向に注視していくとともに、有事には適切に対応していく。

(\*) 類型及び事態例は、国の基本指針で示されている。国民保護法では、都道府県は基本指針に基づき国民保護計画を、区市町村は都道府県の計画に基づき国民保護計画を作成しなければならないとされていることから、本章における類型及び事態例、各々の特徴は都の計画によるものである。

## 2 武力攻撃事態

武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。

事態類型	特 徴
① 弹道ミサイル攻撃  弹道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃	<p>«攻撃目標となりやすい地域»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</li> </ul> <p>«想定される主な被害»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通常弾頭の場合にはN B C弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> </ul> <p>«被害の範囲・期間»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 弾頭の種類（通常弾頭又はN B C弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。</li> </ul> <p>«事態の予測・察知»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。</li> </ul>
② ゲリラや特殊部隊による攻撃  比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃	<p>«攻撃目標となりやすい地域»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</li> </ul> <p>«想定される主な被害»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。</li> </ul> <p>«被害の範囲・期間»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。</li> </ul> <p>«事態の予測・察知»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</li> </ul>

事態類型	特 徴
<p>③ 航空攻撃</p> <p>爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃</p>	<p>«攻撃目標となりやすい地域»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</li> </ul> <p>«想定される主な被害»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</li> </ul> <p>«被害の範囲・期間»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</li> </ul> <p>«事態の予測・察知»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</li> <li>○ 近年ではドローン（無人機）による攻撃も生起していることから留意が必要である。</li> </ul>
<p>④ 着上陸侵攻</p> <p>多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃</p>	<p>«攻撃目標となりやすい地域»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</li> <li>○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</li> </ul> <p>«想定される主な被害»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</li> </ul> <p>«被害の範囲・期間»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。</li> </ul> <p>«事態の予測・察知»</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。</li> </ul>

### 3 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

事態類型	特　徴
<b>①攻撃対象施設等による分類</b>	
ア 危険物質を有する施設への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。(都内には原子力事業所等は存在しない。)</li> <li>○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。</li> <li>○ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</li> <li>○ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害（水害）は多大なものとなる。</li> </ul>
イ 大規模集客施設等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など）や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</li> </ul>
<b>②攻撃手段による分類</b>	
ア 大量殺傷物質による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「4 NBCを使用した攻撃」（次頁）と同様の被害を発生させる。</li> </ul>
イ 交通機関を破壊手段としたテロ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。</li> <li>○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。</li> <li>○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。</li> </ul>

#### 4 NBCを使用した攻撃

武力攻撃事態の4類型及び緊急対処事態の4事態例において、NBC兵器等を用いた攻撃が行われることも考慮する。

種別	特徴
■ 核兵器等 (N=Nuclear)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物（灰等）や初期核放射線を吸収した建築物や土壤から発する放射によつて生ずる。</li> <li>○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。</li> <li>○ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。</li> <li>○ 原因となる放射性物質や放射線種の特定が困難である。</li> </ul>
■ 生物兵器等 (B=Biological)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人に知られることなく散布することが可能である。</li> <li>○ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。</li> <li>○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。</li> </ul>
■ 化学兵器等 (C=Chemical)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。</li> <li>○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。</li> <li>○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をはうように広がる。</li> <li>○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</li> <li>○ 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。</li> </ul>

## 第2章 緊急対処事態に関する読み替え

本計画における「武力攻撃事態等」には、緊急対処事態を含む。「緊急対処事態」の場合は、次表のように読み替える。

武力攻撃事態の場合	緊急対処事態の場合
対処基本方針	緊急対処事態対処方針
国民保護措置	緊急対処保護措置
国民保護対策本部	緊急対処事態対策本部
国民保護対策本部長	緊急対処事態対策本部長

なお、次の規定については、緊急対処事態においては準用されない。

- ・ 事態対策本部長の総合調整の権限に関する規定
- ・ 内閣総理大臣の指示・代執行権に関する規定
- ・ 国際人道法に関する規定
- ・ 赤十字標章等、特殊標章等に関する規定
- ・ 生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

- 第1章 初動体制の確立
- 第2章 市国民保護対策本部の設置等
- 第3章 関係機関との連携
- 第4章 被災情報の収集・報告
- 第5章 国民の権利・利益の救済に係る手続
- 第6章 警報及び避難の指示等
- 第7章 救援
- 第8章 安否情報の収集・提供
- 第9章 武力攻撃災害への対処
- 第10章 国民生活の安定に関する措置
- 第11章 他区市町村からの避難住民等の受入れ



## 第1章 初動体制の確立

市は、多数の死傷者が発生し、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合、事態の認定が行われる前の段階でも、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の区市町村において武力攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、市の初動体制について、次のとおり定める。

### 1 事態認定前における危機管理本部等の設置及び初動対応

#### (1) 危機管理体制の決定

市は、市民等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、事案に関する情報を得たときは、速やかに、都、警察及び消防に連絡を行うとともに、市として的確かつ迅速に対処するため、地域防災計画の危機管理体制により、危機管理本部等を設置する。

#### (2) 危機管理本部等の設置

市は、危機の発生により市民生活に相当な影響がある事態となる恐れがある場合、生活安全部長の報告を踏まえ、二段階の危機管理体制のうち、危機警戒本部又は危機管理本部の設置を決定する。

※ 生活安全部長は、危機管理参事と協議のうえ市長に報告

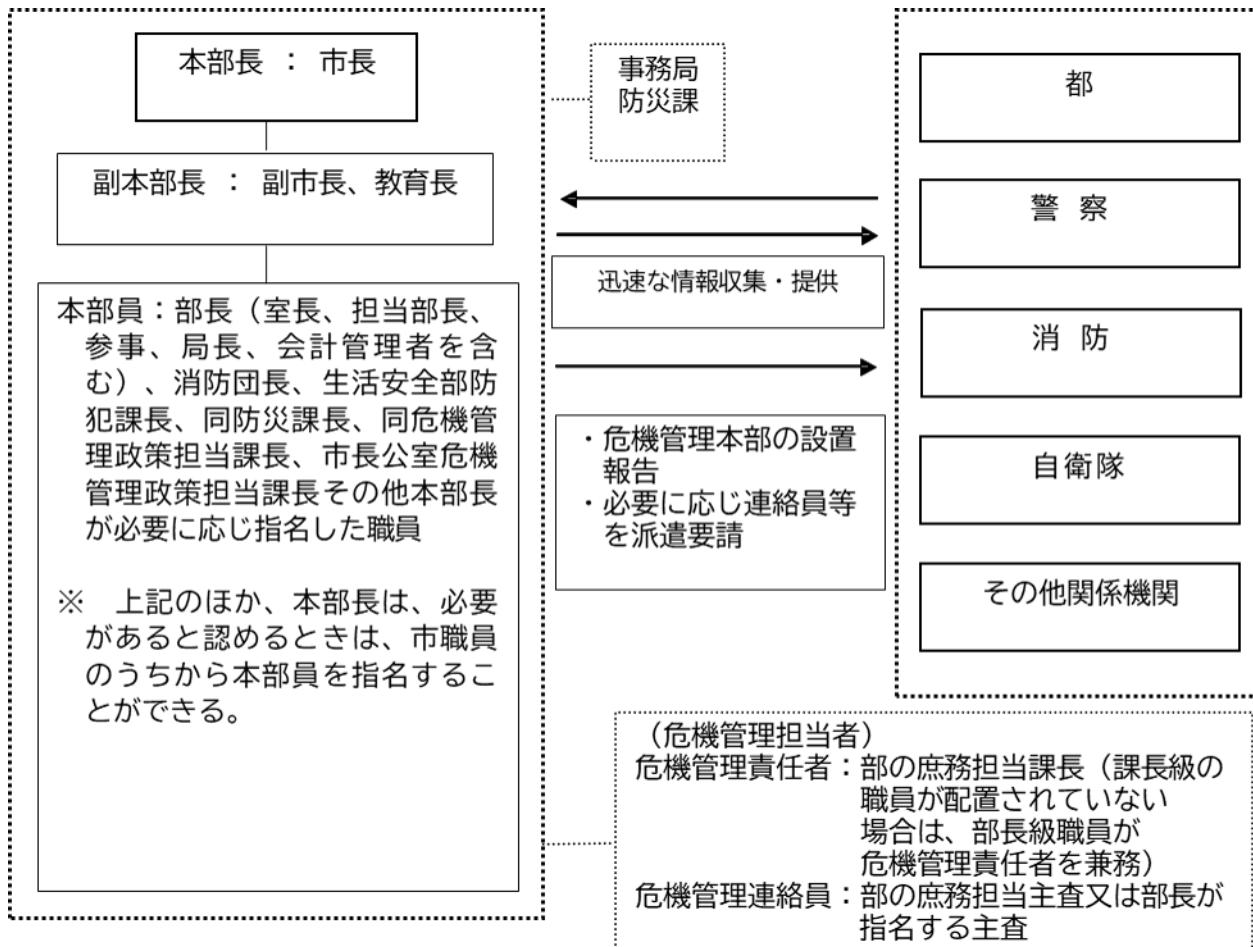
危機管理本部等の区分	本部長	体制の判断基準
危機警戒本部	生活安全部長	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合
危機管理本部	市長	危機警戒本部では対応が困難な場合など、市長が必要と認めたとき

市民からの通報、都からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を防災課及び危機管理担当者等に報告するものとする。

危機管理本部等は、警察署、消防署、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、危機管理本部等を設置した旨を都に連絡する。

市は、国民保護対策本部の設置指定前に原因不明の事案が発生し、その被害が災害対策基本法の災害に該当する場合には、市災害対策本部を設置し、必要な措置を総合的に推進する。

## 【危機管理本部の構成等】



## (3) 初動対応の実施

市は、危機管理本部等において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により市災害対策本部を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の初動対応を実施する。また、市は、国や都等から入手した情報を各機関等へ提供する。

市は、消防法・警察官職務執行法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急・救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、警察・消防等と連携して被害の最小化を図る。なお、政府による事態認定がされていれば、必要に応じて、国民保護法に基づく措置を実施する。

## (4) 関係機関への支援の要請

市は、事案に伴い発生した災害への対処について、必要があると認めるときは、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。

## (5) 市保護本部への移行に要する調整

市は、危機管理本部等を設置した後に、政府による事態認定が行われ、市に対して市国民保護対策本部（以下「市保護本部」という。）の設置指定通知があった場合は、直ちに市保護本部を設置し、新たな体制に移行するとともに、危機管理本部等を廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

## 2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、都を通じて国から警戒態勢の強化等を求める通知や武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合や、武力攻撃事態等の認定が行われたが市保護本部の設置指定通知がなかった場合等で、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断したときには、危機管理連絡体制を立ち上げ、又は危機管理本部等を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合、市は、情報連絡体制や職員の参集体制、関係機関との通信・連絡体制、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市内で事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

## 第2章 市国民保護対策本部の設置等

市は、武力攻撃事態等において、内閣総理大臣の設置指定に基づき、市保護本部（市国民保護対策本部）を設置し、市内における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、市保護本部を設置する場合の手順や組織、機能等について、次のとおり定める。

### 1 市保護本部の設置

市保護本部の組織及び運営は、「国民保護法」、「八王子市保護本部及び緊急対処事態対策本部条例」（平成18年条例第17号）等に基づき行う。

#### (1) 役割

市保護本部は、都や他区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等と連携協力し、市の区域において実施する国民保護措置を総合的に推進する。

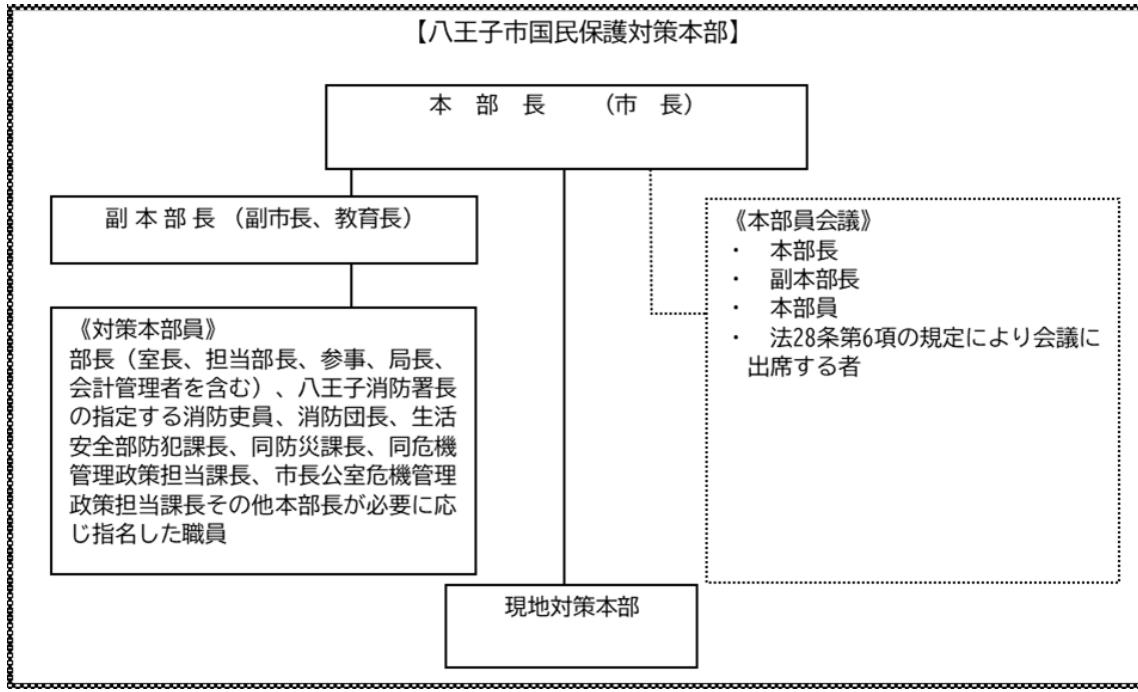
#### (2) 組織及び構成

市保護本部の組織構成や各組織の機能は以下のとおりとする。

«市保護本部の構成員と主な職務»

区分	構成員	主な職務
本部長	市長	本部の事務を総理し、本部の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長、教育長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	部長（室長、担当部長、参事、局長、会計管理者を含む）、八王子消防署長の指定する消防吏員、消防団長、生活安全部防犯課長、同防災課長、同危機管理政策担当課長、市長公室危機管理政策担当課長その他本部長が必要に応じ指名した職員	本部員会議を構成し、市域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する協議を行う。
本部連絡員	本部員（各部長）が所属の中から指名した主査、関係機関からの連絡員	本部員会議の決定事項の連絡及び各部、関係機関間の事務レベルの調整等を行う。

## 《市保護本部の構成》



部 門	本部・総務部門	土木・復旧部門	救援・救護部門	避難・教育部門	消防部門
部門長	生活安全部担当副市長	生活安全部担当外副市長	生活安全部担当副市長	教 育 長	消防団長
部門に 属する 組 織	生活安全部 総務部	まちなみ整備部 道路交通部	市民部 福祉部	市民活動推進部 学校教育部	八王子市消防団
	選挙管理委員会事務局	環境部	健康医療部	生涯学習スポーツ部	
	監査事務局		子ども家庭部		
	市長公室		産業振興部		
	総合経営部		会計課		
	議会事務局				
	契約資産部				
	財政部				
	都市計画部				
	拠点整備部				

### (3) 各組織の所掌事務

## ① 本部員会議

本部員会議は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。市保護本部における決定内容等を踏まえて、各部等において措置を実施するものとする。

- ・国民保護措置全体にわたる市の対処基本方針に関すること。
- ・避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- ・重要な武力攻撃災害情報の収集及び伝達に関すること。
- ・避難の指示の伝達に関すること。

- ・警報の内容の伝達に関すること。
- ・救援の実施又は東京都が行う救援の補助に関すること。
- ・避難実施要領の作成、市民への伝達に関すること。
- ・応急公用負担等に関すること。
- ・自衛隊に対する国民保護等派遣の要請に関すること。
- ・東京都知事等に対する応援等要請に関すること。
- ・民間協力団体に対する協力要請に関すること。
- ・国民保護措置に要する経費の処理方法に関すること。
- ・前各号に規定するもののほか、重要な国民保護措置に関すること。

## ② 市の各部室局

名 称	所掌事務
生 活 安 全 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市保護本部の運営の総合調整に関すること</li> <li>2 本部員会議等の庶務に関すること</li> <li>3 国民保護協議会委員その他関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>4 帰宅困難者対策に関すること</li> <li>5 被災情報等の収集及び通信連絡の統括に関すること</li> <li>6 特殊標章等の交付、許可に関すること</li> <li>7 市保護本部における通信施設の保全に関すること</li> <li>8 安否情報の収集・提供に関すること</li> <li>9 報道機関への発表に関すること</li> <li>10 防災無線の統制活用に関すること</li> <li>11 警報の内容・避難の指示の伝達、避難実施要領の策定に関すること</li> <li>12 業務継続計画（BCP）に関すること</li> <li>13 東京都知事への要請、他市区町村等との相互協力及び応援並びに民間協力団体等への協力の要請に関すること</li> <li>14 派遣受入れ用地確保に関すること</li> <li>15 防犯対策に関すること</li> <li>16 災害復興本部との連絡調整に関すること</li> <li>17 他の部の所管に属さないこと</li> <li>18 前各号に掲げるもののほか、市保護本部の連絡調整に関すること</li> </ol>
市 長 公 室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護に係る広報及び広聴に関すること</li> <li>2 報道機関との連絡調整に関すること</li> <li>3 被災状況等の撮影及び記録に関すること</li> <li>4 見舞者、災害観察者等の応接に関すること</li> <li>5 国民保護に係る総合的な相談窓口の設置及び運営に関すること</li> <li>6 本部長及び副本部長の健康管理その他支援業務に関すること</li> <li>7 復興方針の策定及び復興対策の総合調整に関すること</li> </ol>

総合経営部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の応援体制に関すること</li> <li>2 国、都への陳情等に関すること</li> <li>3 重要な情報システムの復旧及び機能確保に関すること</li> <li>4 業務継続計画（B C P）に関すること</li> <li>5 復興方針の策定及び復興対策の総合調整に関すること</li> </ol>
市民活動推進部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難誘導に関すること</li> <li>2 避難所の開設及び運営に関すること</li> <li>3 避難所における被災者相談等の受付及び対応に関すること</li> <li>4 八王子周辺の大学等への協力要請に関すること</li> <li>5 仮設住宅の入居希望者の受付に関すること</li> <li>6 市民活動団体（N P O等）との協力に関すること</li> <li>7 町会及び自治会に関すること</li> <li>8 外国人への支援に関すること</li> <li>9 女性に係る相談に関すること</li> <li>10 帰宅困難者の対応の協力に関すること</li> <li>11 災害ボランティアセンターの運営の協力に関すること</li> <li>12 避難所における被災者の救護及び支援の協力に関すること</li> <li>13 市保護本部を移設する場合の市保護本部設置及び運営の協力に関すること</li> </ol>
総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護関係法規に関すること</li> <li>2 国民の権利・利益の救済に係る手続きに関すること</li> <li>3 職員の安否確認、動員及び服務に関すること</li> <li>4 職員応援の総合調整に関すること</li> <li>5 従事職員の給与、食事、宿泊、健康管理その他支援業務に関すること</li> <li>6 派遣職員の受け入れに関すること</li> <li>7 被災情報等の収集の協力に関すること</li> <li>8 国民保護に係る広報への協力に関すること</li> <li>9 特殊標章等（赤十字標章を含む）の交付、許可の協力に関すること</li> <li>10 国民保護措置の実施に当たり、生活安全部の応援に関すること</li> </ol>

契 約 資 産 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本庁舎の被害状況把握等に関すること</li> <li>2 本庁舎本部事務室の配置及び器材配備に関すること</li> <li>3 車両その他の輸送手段の確保、配車計画及び緊急輸送の実施に関すること</li> <li>4 危険建物、危険区域等の安全確保に関すること</li> <li>5 国民保護措置に係る物品の調達及び工事の契約に関すること</li> <li>6 国民保護措置に必要な用地等の総合調整に関すること</li> <li>7 被災住宅の応急修理に関すること</li> <li>8 応急仮設住宅の設営に関すること</li> <li>9 市有建物（他の部等に属するものを除く。）の修理に関すること</li> <li>10 被災建築物応急危険度判定の協力に関すること</li> <li>11 被災建物の解体（市が実施するものに限る。）に関すること</li> <li>12 応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力に関すること</li> <li>13 市の燃料調達に関すること</li> </ol>
財 政 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護措置に係る財政計画、予算、決算その他財務に関すること</li> <li>2 被害状況の調査（家屋含む）の実施に関すること</li> <li>3 災害関連情報の整理及び提供に関すること</li> <li>4 被害等に関する調査の総合調整に関すること</li> <li>5 税の賦課徴収に関すること</li> <li>6 要搜索者名簿の作成の協力に関すること</li> <li>7 所管事項に係る復旧対策に関すること</li> </ol>
市 民 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安否情報の収集に関すること</li> <li>2 要搜索者名簿の作成に関すること</li> <li>3 帰宅困難者対策に関すること</li> <li>4 被災者相談、要望等の受付に関すること</li> <li>5 仮設住宅の入居希望者の受付に関すること</li> <li>6 遺体収容所の設置及び運営に関すること</li> <li>7 遺体の火葬及び埋葬に関すること</li> <li>8 被災状況の調査及びその他武力攻撃事態に関する情報の収集の協力に関すること</li> </ol>
福 祉 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援救護対策の総合調整及び計画に関すること</li> <li>2 災害ボランティアセンターの開設及び運営に関すること</li> <li>3 日本赤十字社との連絡調整に関すること（医療に関するものを除く）</li> <li>4 救援物資の確保・調達の協力及び配布に関すること</li> <li>5 義援金の受領及び配分の計画に関すること</li> <li>6 高齢者、障害者等要配慮者の救助救援及び介護に関すること</li> <li>7 福祉避難所の確保及び運営に関すること</li> <li>8 要搜索者名簿の作成の協力に関すること</li> <li>9 遺体の火葬及び埋葬の協力に関すること</li> </ol>

健 康 医 療 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療救護対策に関すること</li> <li>2 医師会等の医療関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>3 医療品、衛生材料及び資器材の調達に関すること</li> <li>4 帰宅困難者の対応の協力に関すること</li> <li>5 保健対策の総合調整及び計画に関すること</li> <li>6 防疫対策に関すること</li> <li>7 動物対策に関すること</li> <li>8 市保護本部を移設する場合の市保護本部設置及び運営の協力に関すること</li> </ol>
子 ど も 家 庭 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 園児及び児童の救助救援、保護及び安否確認等に関すること</li> <li>2 応急保育の実施に関すること</li> <li>3 乳幼児及び児童に係る相談に関すること</li> <li>4 避難所の運営の協力に関すること</li> <li>5 帰宅困難者の対応の協力に関すること</li> <li>6 応急教育の協力に関すること</li> <li>7 応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力に関すること</li> </ol>
産 業 振 興 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食品その他救援物資の確保、調達及び配分に関すること</li> <li>2 観光客等の避難誘導及び安全確保に関すること</li> <li>3 農林業、商工業等の災害応急対策に関すること</li> <li>4 避難所の開設及び運営に関すること</li> <li>5 避難誘導に関すること</li> <li>6 避難所における被災者相談の受付及び対応に関すること</li> <li>7 帰宅困難者の対応の協力に関すること</li> <li>8 産業に係る復興対策に関すること</li> <li>9 中小企業の復興支援に関すること</li> <li>10 被災者等の雇用対策に関すること</li> </ol>
環 境 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境保全及び環境回復に関すること</li> <li>2 ごみ・がれきの収集及び処理に関すること</li> <li>3 被災地の消毒等防疫対策に関すること</li> <li>4 遺族等による搬送が困難な遺体の搬送及び調整に関すること</li> <li>5 倒壊建物生埋め等被災者の救出及び重傷被災者等の搬送に関すること</li> <li>6 応急給水に関すること</li> <li>7 し尿の収集及び処理に関すること</li> <li>8 遺体の収容及び埋葬の協力に関すること</li> <li>9 派遣受入れ用地確保の協力に関すること</li> </ol>

都 市 計 画 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通情報の収集及び交通輸送計画の立案に関すること</li> <li>2 臨時ヘリポートの開設に関すること</li> <li>3 災害時の交通規制の実施の協力に関すること</li> <li>4 都市復興基本方針等の策定に関すること</li> <li>5 市街地復興の対象区域の設定に関すること</li> <li>6 市街地復興に係る時限的市街地の建設及び運営に関すること</li> <li>7 その他都市復興対策の実施に関すること</li> </ol>
拠 点 整 備 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通情報の収集及び交通輸送計画の立案に関すること</li> <li>2 被災者総合相談窓口の設置及び運営に関すること</li> <li>3 倒壊建物生埋め等被災者の救出の協力に関すること</li> <li>4 重傷被災者等の搬送の協力に関すること</li> </ol>
ま ち な み 整 備 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険建物、危険区域等の安全確保に関すること</li> <li>2 被災建築物応急危険度判定に関すること</li> <li>3 被災宅地の危険度判定に関すること</li> <li>4 市営住宅に関すること</li> <li>5 被災者への住宅供給に関すること</li> <li>6 応急仮設住宅等の災害対策用地確保及び調整に関すること</li> <li>7 倒壊建物生埋め等被災者の救出及び重傷被災者等の搬送の協力に関すること</li> <li>8 市街地復興に係る時限的市街地の建設及び運営に関すること</li> <li>9 建築制限の実施に関すること</li> <li>10 被災者の住宅復興に係る相談に関すること</li> <li>11 市街地復興の対象区域の設定の協力に関すること</li> <li>12 都市復興基本計画等の策定の協力に関すること</li> </ol>
道 路 交 通 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、堤防、橋りょうの被害状況把握に関すること</li> <li>2 住家、河川、道路等における障害物の除去に関すること</li> <li>3 危険建物、危険区域等の安全確保に関すること</li> <li>4 被災建物の解体の支援に関すること</li> <li>5 代替交通手段の確保に関すること</li> <li>6 帰宅困難者の対応の協力に関すること</li> <li>7 倒壊建物生埋め等被災者の救出及び搬送の協力に関すること</li> <li>8 重傷被災者等の搬送の協力に関すること</li> <li>9 市街地復興に係る時限的市街地の建設及び運営に関すること</li> <li>10 都市復興基本計画等の策定の協力に関すること</li> </ol>
会 計 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 現金の出納及び保管に関すること</li> <li>2 指定金融機関等との連絡調整に関すること</li> <li>3 国民保護措置に係る決算に関すること</li> </ol>

学 校 教 育 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難住民の誘導に関すること</li> <li>2 避難所の開設及び運営に係る総合調整に関すること</li> <li>3 避難所における被災者相談の受付及び対応に関すること</li> <li>4 仮設住宅の入居希望者の受付に関すること</li> <li>5 児童及び生徒の安否確認等に関すること</li> <li>6 被災児童及び生徒の救護に関すること</li> <li>7 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること</li> <li>8 応急教育に関すること</li> <li>9 帰宅困難者の対応の協力に関すること</li> <li>10 安否情報の収集に関すること</li> <li>11 災害派遣職員の受け入れの協力に関すること</li> <li>12 避難所における被災者の救護及び支援の協力に関すること</li> <li>13 臨時ヘリポートの開設の協力に関すること</li> <li>14 被災者への応急給食の実施と食支援に関すること</li> </ol>
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難住民の誘導に関すること</li> <li>2 避難所の開設及び運営に関すること</li> <li>3 避難所における被災者相談の受付及び対応に関すること</li> <li>4 仮設住宅の入居希望者の受付に関すること</li> <li>5 文化財等の被害状況把握及び保全に関すること</li> <li>6 帰宅困難者の対応の協力に関すること</li> <li>7 安否情報の収集に関すること</li> <li>8 災害ボランティアセンターの開設及び運営の協力に関すること</li> <li>9 災害派遣受け入れ用地確保の協力に関すること</li> <li>10 遺体収容所の設置の協力に関すること</li> <li>11 応急仮設住宅等の災害対策用地確保の協力に関すること</li> <li>12 避難所における被災者の救護及び支援の協力に関すること</li> <li>13 臨時ヘリポート開設の協力に関すること</li> <li>14 学童保育所入所児童の救助救援、保護及び安否確認等に関すること</li> </ol>
議 会 事 務 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市議会との連絡調整に関すること</li> <li>2 他の部等の応援に関すること</li> </ol>
監 査 事 務 局	他の部等の応援に関すること
選挙管理委員会事務局	他の部等の応援に関すること
八 王 子 市 消 防 団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消火、救助・救急及び災害の防御に関すること</li> <li>2 避難の指示の伝達に関すること</li> <li>3 避難住民の誘導に関すること</li> <li>4 被災情報の収集及び伝達に関すること</li> <li>5 行方不明者及び遺体の捜索に関すること</li> <li>6 安否情報の収集に関すること</li> <li>7 その他消防団活動に関すること</li> </ol>

各 部 共 通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内職員の配備に関すること</li> <li>2 所管施設、事項の被害調査に関すること</li> <li>3 所管施設の応急復旧に関すること</li> <li>4 所管事項に係る復旧・復興対策に関すること</li> <li>5 部内の応援協力に関すること</li> <li>6 本部長、部門長の指示に基づく他部の応援協力に関すること</li> </ol>
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【参考】東京消防庁（八王子消防署）（都国民保護計画抜粋）

機関の名称	分掌事務
東京消防庁 八王子消防署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること</li> <li>2 消火、救助・救急に関すること</li> <li>3 危険物等の措置に関すること</li> <li>4 避難住民の誘導に関すること</li> <li>5 警報伝達の協力に関すること</li> <li>6 消防団との連携に関すること</li> <li>7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること</li> <li>8 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること</li> </ol>

（4）市保護本部長の権限

市保護本部長は、市域に係る国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使する。

① 市域に係る国民保護措置に関する総合調整

市保護本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

② 都の対策本部長に対する総合調整の要請

市保護本部長は、都対策本部長に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する所要の総合調整を行うよう要請することができる。

また、市保護本部長は、特に必要があると認めるときは、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関の実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めることができる。

この場合、市保護本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにして行う。

③ 都の対策本部長に対する必要な情報の提供の求め

市保護本部長は、都対策本部長に対し、市域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市保護本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、市域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市保護本部長は、市教育委員会に対し、市域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合、市保護本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(5) 市保護本部の設置及び体制の確立

① 市保護本部の設置

市保護本部の設置は、次の手順により行う。

ア 市保護本部の設置指定通知

市は、内閣総理大臣から、総務大臣及び東京都知事を経由して保護本部の設置指定通知を受ける。

イ 市保護本部の設置

指定の通知を受けた場合、直ちに市保護本部を設置する。

ウ 市保護本部設置の指定要請

市は、いまだ市保護本部の設置指定が行われていない場合において、市における措置を総合的に推進するために必要があると認めるときは、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、市保護本部設置の指定を要請する。

② 市保護本部体制の確立

ア 市保護本部員及び市保護本部職員の参集

防災課職員は、市保護本部員、市保護本部職員等に対し、携帯電話（メール）等により、市保護本部に参集するよう連絡する。

イ 市保護本部の開設

市保護本部の担当者は、市庁舎に市保護本部を開設するとともに、市保護本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する。また、市は、市保護本部を設置したときは、市議会及び関係機関に市保護本部を設置した旨を連絡する。

ウ 本部の代替機能

市は、建物損壊等により市保護本部を市庁舎内に設置できない場合は、市保護本部長の判断により、予備施設へ市保護本部を移設する。（第6編第1章参照）

エ 市保護本部における広報体制

市は、武力攻撃事態等において市民に適時・的確に情報提供を行うため、市保護本部における広報広聴体制を整備する。

（ア）広報責任者の設置

市民への正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

（イ）広報手段

広報紙、記者会見・発表、問合せ窓口の開設、ホームページ、防災情報メール、SNS、ケーブルテレビ等のほか、多様な手段を活用して行う。

(ウ) 留意事項

広報内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応する。また、デマ情報への注意喚起を併せて実施し、市民の冷静かつ安全な行動を促す。

(エ) 市長の記者会見

市保護本部において重要な方針を決定した場合など、その重要性に応じて、直ちに、市長自ら記者会見を行う。

(オ) 相談窓口の設置

市は相談窓口を設置し、被災者の生活などに関する相談、要望、苦情等の早期解決に努める。

オ 通信連絡の確保

(ア) 通信連絡手段の確保

市は、防災行政無線、地域防災無線、携帯電話、衛生携帯電話等の必要な情報通信手段を確保する。

市は、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、市が運用する無線局の通信統制を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(イ) 通信連絡手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報連絡手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに都を通じて総務省にその状況を連絡する。

③ 市現地対策本部の設置

市は、市保護本部の設置場所と被災現地との間の連絡調整、被災現地における機動的かつ迅速な措置の実施のため、現地対策本部を置く場合がある。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市保護本部員その他の職員のうちから市保護本部長が指名する者をもってあてる。

④ 現地連絡調整所の設置

市は、発生現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺の安全が確保された場所に現地連絡調整所を設置する。

【参加機関の例】

都、警察、消防、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

【実施内容】

- ・被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

市は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(6) 市保護本部の廃止

市は、内閣総理大臣から、総務大臣及び東京都知事を経由して市保護本部の設置指定解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市保護本部を廃止する。市保護本部の廃止に伴い、市現地対策本部を廃止する。

(7) 突発的な事態発生

国による事態認定前に武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合は、災害対策基本法など既存の法制を活用し、柔軟に対応する。

(8) 特殊標章等の交付及び管理

市は、「八王子市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」に基づき、以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- ・市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防団長及び消防団員
- ・市の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市が行う国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## 第3章 関係機関との連携

市が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に連携協力することが重要であることから、それぞれの機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 国・都の対策本部等との連携

#### (1) 国・都の対策本部との連携

市は、都の対策本部及び、都を通じて国の対策本部と各種の調整や情報共有等を行うことにより密接な連携を図る。

市は、都の対策本部長から都対策本部への派遣員として、市職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

#### (2) 国・都の現地対策本部との連携

市は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡職員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図るものとする。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会(\*)を開催する場合には、市保護本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

### 2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

#### (1) 都知事への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

#### (2) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行うよう、都知事へ要請する。この場合、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

#### (3) 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関等に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行うよう、都知事へ要請する。(\*\*) また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などで、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都を経由して総務大臣に対し、職員の派遣について、あっせんを求める。

(\*) 国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。

(\*\*) 人命の救助等のために特に緊急を要する場合、市は直接指定行政機関等に要請できる。

### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

市は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、東京地方協力本部長又は市国民保護協議会委員である隊員を通じて、陸上自衛隊東部方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。

市は、国民保護措置を円滑に行うため、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動<sup>(\*)</sup>により出動した部隊とも、市保護本部派遣員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

#### 【想定される自衛隊の国民保護措置の内容】

- ・ 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）
- ・ 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供等）
- ・ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、N B C 攻撃による汚染への対処等）
- ・ 武力攻撃災害の応急復旧（危険ながれきの除去、施設等の応急復旧等）

#### 【要請に当たり明示すべき事項】

- ・ 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項

### 4 都への応援要請

#### (1) 職員の派遣要請

市は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、都知事に対し、職員の派遣を要請する。この場合、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

#### (2) 職員派遣のあっせん要請

市は、前項の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、都知事に対し、前項の職員の派遣について、あっせんを求める。

### 5 他の区市町村との連携

#### (1) 他の区市町村への応援の要求

- ① 市は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の区市町村に対して応援を求める。
- ② 市は、応援を求める区市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

#### (2) 事務の一部の委託

- ① 市は、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

(\*) 内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び都知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条）

- ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。

また、事務の委託を行った場合は、市はその内容を速やかに議会に報告する。

## 6 市の行う応援等

### (1) 他の区市町村に対して行う応援等

① 市は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の区市町村から事務の委託を受けた場合、市は所定事項を議会に報告するとともに公示を行い、都に届け出る。

### (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関から、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援の求めがあった場合には、求めに応じることが極めて困難な場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、求めに応じた応援を行う。

## 7 市民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ・避難住民の誘導
- ・避難住民等の救援
- ・消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・保健衛生の確保

※ 協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

## 8 自主防災組織への協力要請等

### (1) 自主防災組織に対する協力要請

市は、市民への協力要請と同じく、自主防災組織に対して、必要な援助について要請する。この場合、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分配慮する。

### (2) 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織や町会・自治会等による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に要する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

## 9 ボランティア活動への支援

市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、その技能等の効果的な活用を図る。

また、こども科学館等に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努める

なお、市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

## 第4章 被災情報の収集・報告

市は、被災情報の収集及び報告に関する事項について、次のとおり定める。

### 1 被災情報の収集

市は、電話、地域防災無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

なお、情報の収集に当たっては、警察、消防等との連絡を密にする。

### 2 被災情報の報告

市は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、収集した被災情報を整理して下の様式にまとめ、都<sup>(\*)</sup>に対して電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。

市は、第1報を都に報告した後も被災情報の収集・整理に努めるとともに、これらの情報についても、隨時、都に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、都に報告する。

#### 【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）	年 月 日 時 分 八王子市																																																
<p>1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）            (1) 発生日時 令和 年 月 日            (2) 発生場所 八王子市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）</p> <p>2 発生した武力攻撃災害の状況の概要</p> <p>3 人的・物的被害状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3">人 的 被 害</th> <th colspan="2">住 家 被 害</th> <th rowspan="3" style="width: 30%; vertical-align: middle; text-align: center;">その他</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">死 者</th> <th>行 方</th> <th>負 傷 者</th> <th rowspan="2">全 壊</th> <th rowspan="2">半 壊</th> </tr> <tr> <th>不 明 者</th> <th>重 傷</th> <th>軽 傷</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td>(人)</td> <td>(棟)</td> <td>(棟)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>死 亡 年 月 日</th> <th>性 別</th> <th>年 齢</th> <th>概 况</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		人 的 被 害			住 家 被 害		その他	死 者	行 方	負 傷 者	全 壊	半 壊	不 明 者	重 傷	軽 傷	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)													死 亡 年 月 日	性 別	年 齢	概 况												
人 的 被 害			住 家 被 害		その他																																												
死 者	行 方	負 傷 者	全 壊	半 壊																																													
	不 明 者	重 傷				軽 傷																																											
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)																																												
死 亡 年 月 日	性 別	年 齢	概 况																																														

(\*) 災害の状況により都（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

## 第5章 国民の権利・利益の救済に係る手続

### 1 権利・利益の迅速な救済

市は、市保護本部を設置した場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利・利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、市民からの問合せに対する総合的な窓口を開設する。

【国民の権利・利益の救済に係る手続項目一覧】

種類	項目	担当部
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)	産業振興部 総務部
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)	産業振興部 総務部
	土地等の使用に関すること。(法第82条)	関係各部 総務部
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項)	関係各部 総務部
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。(法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	生活安全部 総務部
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)		総務部
訴訟に関すること。(法第6条、175条)		総務部

### 2 文書の適切な保存

市は、国民の権利・利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利・利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に保管する等の配慮を行う。

なお、これらの文書は、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長するように配慮する。

## 第6章 警報及び避難の指示等

### 第1節 警報等

市は、警報の伝達等に必要な事項について、次のとおり定める。

#### 1 警報の伝達

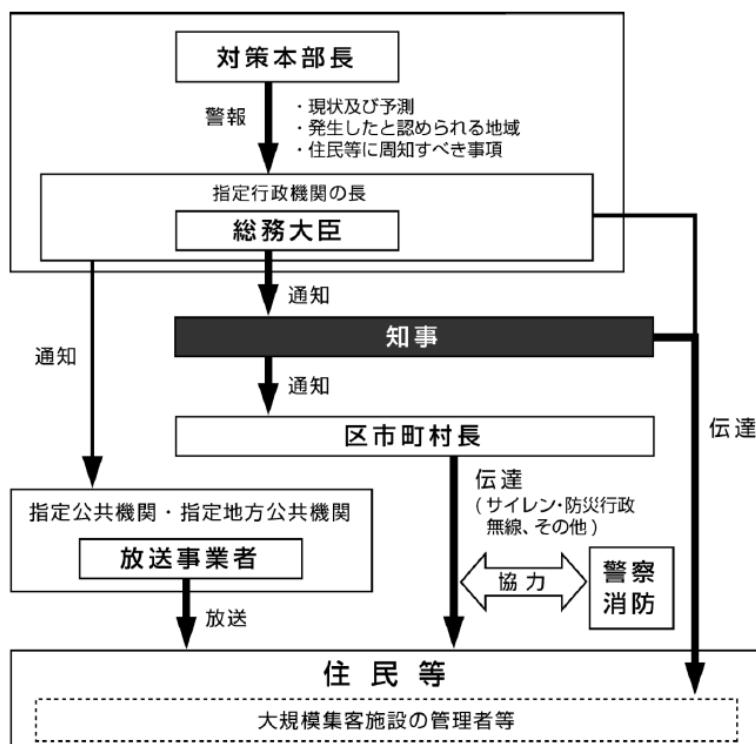
- (1) 市は、都から国の対策本部長が発令した警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法(伝達先、手段、伝達順位)により、速やかに市民及び病院や学校、自主防災組織などの関係ある公私団体に警報の内容を伝達する。
- (2) 市は、都と協力し、市内の大規模集客施設の管理者等に対しても、速やかに警報の内容を伝達する。
- (3) 市は、速やかに警報の発令された事実を報道発表するとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

#### 2 市民がとるべき行動

- ・ 落ち着いて情報収集に努める（防災行政無線、テレビ、ラジオ等）。
- ・ 警報の内容に応じ、直ちに身を守る行動をとる。

※ 第6編第4章「4 市民・事業者の皆様に行っていただきたい平素からの備え」参照（「『弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について』」、「『警報が発令された場合に直ちにとるべき行動（例）』」）

#### 【警報の通知・伝達の概要】



都国民保護計画（令和7年変更）

### 3 警報の伝達方法

#### (1) 伝達要領

警報の伝達方法については、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合原則として、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合ア) 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載などの手段により、周知を図る。  
イ) なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民に周知を図る。

警報の伝達については、警察および消防と協力し、あわせて、市消防団員による伝達、自主防災組織や町会・自治会等の自発的な協力を得るなど、防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

#### (2) 要配慮者への伝達

警報の内容の伝達に当たっては、特に、高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊娠婦及び乳幼児等の要配慮者に対して、自然災害対策のしくみを活用するなど、要配慮者へ正しい情報が迅速に伝達され、避難などに備えられるよう留意する。

#### (3) 警報の解除

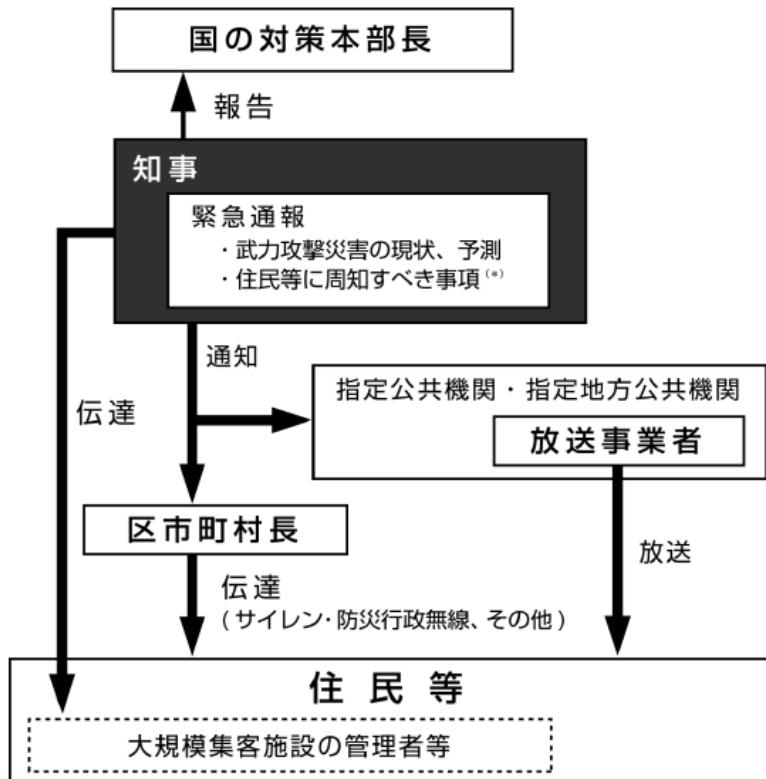
警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

### 4 緊急通報の通知・伝達

都知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしており、武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令する。

市は、都知事が発令する緊急通報の通知を受けた場合は、原則として警報の通知・伝達方法と同様に、直ちにその内容を市民及び病院や学校、自主防災組織などの関係ある公私団体に伝達する。

## 【緊急通報の発令の概要】



都国民保護計画（令和7年変更）

## 【緊急通報の内容の例示】

◇ 東京都八王子市〇〇町付近において、不審な車両が放置。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様

- ・〇〇付近で銃撃と思われる音が聞こえたとの情報あり
- ・現在、警察・自衛隊等関係機関が調査中
- ・〇〇付近に居住する住民は、できるだけ外出を控え、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・その他不審者に関する情報等があれば、×××-〇〇〇-△△△△まで電話すること。

## 第2節 避難等

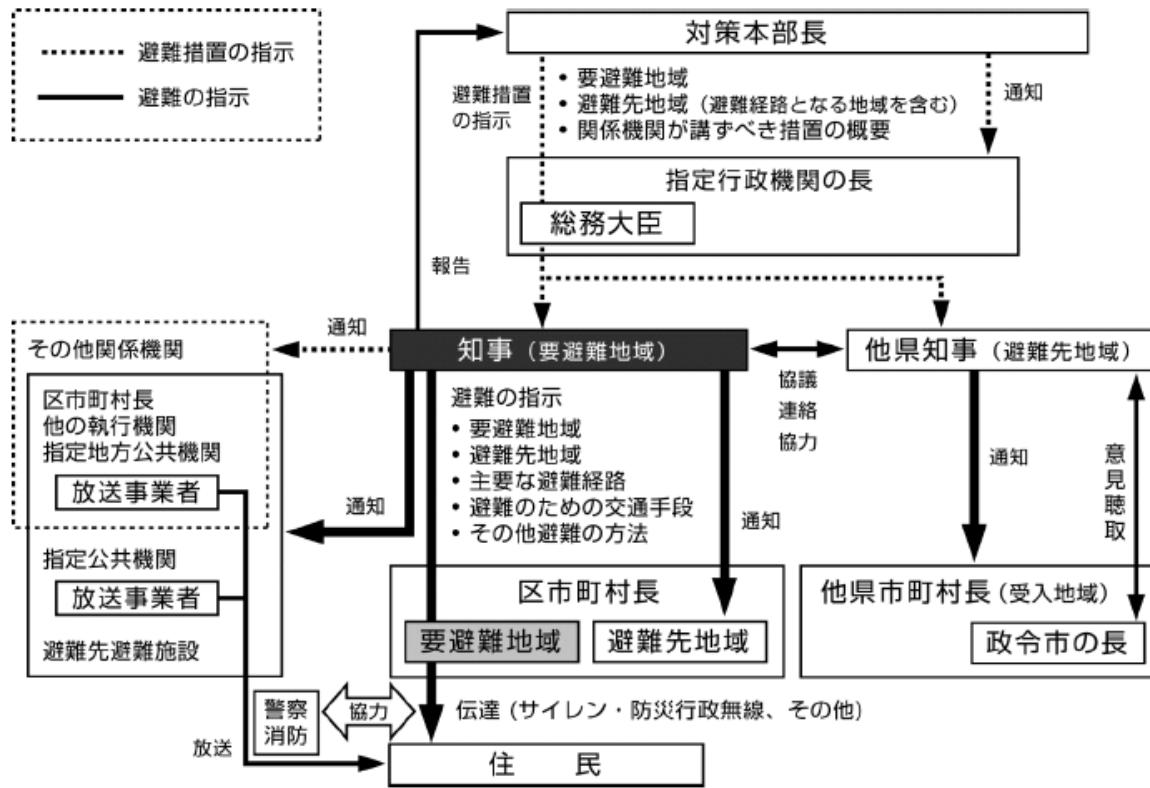
市は、都知事の避難の指示に基づいて避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が市民の生命、身体、財産を守るために責務の中でも非常に重要な事項であることから、避難の指示の市民等への伝達及び避難住民の誘導について、次のとおり定める。

## 1 避難の指示の伝達

(1) 市は、都知事が的確かつ迅速に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。

(2) 市は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の伝達に準じて、その内容を市民等に対して迅速に伝達する。

## 【避難の指示の概要】



## 都国民保護計画（令和7年変更）

## 2 市民の行動

### (1) 市民のとるべき行動

- ・状況に応じて適切な避難行動をとる。
- ・行政機関から避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。

※ 第6編第4章「4 市民・事業者の皆様に行っていただきたい平素からの備え」参照（「《弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について》」、「《武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点》」）

## (2)市民の協力

- ・避難住民その他の者は、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

※ 協力は住民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたること  
があつてはならない。

### 3 避難実施要領の策定等

#### (1) 避難実施要領の策定

① 市は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、都、警察署、消防署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を迅速かつ的確に策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるよう迅速な作成に留意する。

② 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに避難実施要領の内容を修正する。

##### 【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・避難の実施に関し必要な事項

##### 【避難実施要領の作成の留意点】

- ・避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために作成するものであり、都計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。

#### (2) 避難実施要領に記載する項目

市は、上記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

##### ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、町会・自治会等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

##### ② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

##### ③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

##### ④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

##### ⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町会・自治会内や近隣住民同士の安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

##### ⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

⑦ 市職員の配置等

避難住民の避難誘導を迅速かつ円滑に行えるよう、市職員等の配置及び担当業務等を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者がいないよう、残留者の確認方法を記載する。

⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

⑪ 避難住民の携行品、服装

必要最低限の携行品、服装とするよう、留意事項を記載する。

⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に当たっては、以下の点を考慮する。

① 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

※特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案

③ 避難住民の概数把握

④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難〈運送事業者である指定地方公共機関等による運送〉）

⑤ 輸送手段の確保の調整（都との役割分担、運送事業者との連絡網、指定緊急避難場所（一時避難場所）の選定）※輸送手段が必要な場合

⑥ 要配慮者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者担当の設置）

⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

⑨ 関係機関との調整（現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保）

⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

市は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合、市は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第

4項等)に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

#### (5) 避難実施要領の内容の伝達等

市は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を市民及び関係のある公私の団体(町会・自治会、自主防災組織等)、大規模集客施設の管理者等に伝達する。その際、市民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するよう努める。

また、市は、直ちにその内容を市の他の執行機関、市内の消防署長、警察署長、自衛隊の部隊等の長、その他の関係機関に通知する。

さらに、市は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

### 4 避難住民の誘導

#### (1) 市による避難住民の誘導

① 市は、避難実施要領で定めるところにより、市職員及び市消防団員を派遣し、消防総監(消防署長)及び消防団長と協力して、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町会・自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、市の車両を配置するなど、誘導の円滑化を図る。この際、職員には、市民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、特殊標章等を携行させる。

② 夜間は、避難誘導員が避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備するなど市民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

#### (2) 東京消防庁との連携

市は、避難住民の誘導に当たっては、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監(消防署長)と協力を得て実施する。この場合、市消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

#### (3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市は、必要があると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官(以下、「警察官等」という。)による避難住民の誘導を要請する。

市は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

#### (4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町会・自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。

#### (5) 誘導時における食料・飲料水や情報の提供

市は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食料、飲料水、医療、情報等の提供を行う。

(6) 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への対応

市は、高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児等の避難を万全に行うため、都と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、障害者団体、国際関係市民団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、避難住民の誘導に当たる市職員が警察、消防とともに、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留することのないよう説得に努める。また、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、避難中の市民等に対して必要な警告や指示を行う。

(8) 避難場所の運営

市は、原則、市内に所在する避難場所を運営する。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、警視庁（警察署）が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、警視庁（警察署）と協力し相談対応を行うなど、市民等の不安の軽減に努める。

市は、その管理する避難所において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全するよう努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡）」を踏まえ、以下の事項等について、都や関係機関と連携し、必要な措置を講ずる。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・飼養等されていた家庭動物等の保護収容 等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者である市は、道路の通行禁止等の措置を講じたときは、警察と協力して、直ちに市民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 都に対する要請等

- ① 市は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、都に対して、必要な支援の要請を行う。
- ② 市は、避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。
- ③ 市は、都知事から、避難住民の誘導に関する措置に係る是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行う際など市のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して避難誘導の補助を要請する。

## (13) 避難住民の運送の求め等

市は、避難住民の運送が必要な場合、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市は、運送事業者である指定公共機関や指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関については都を通じて国の対策本部長に、指定地方公共機関については都対策本部長に、その旨を通知する。

## (14) 避難住民の復帰のための措置

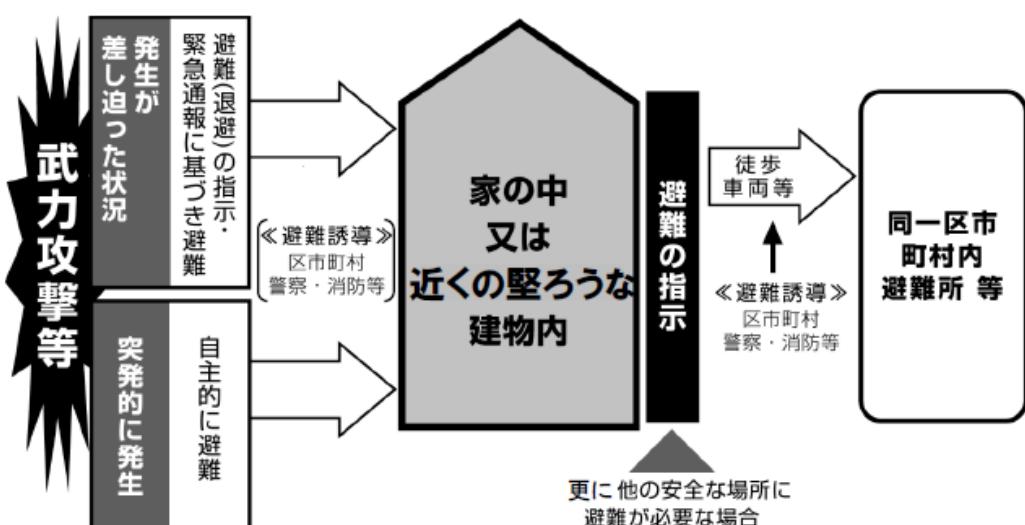
市は、避難の指示が解除されたときは、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講ずる。

## 5 想定される避難の形態と市による誘導

## (1) 突発的かつ局地的な事態の場合（ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等）

## ① 屋外で突発的に発生

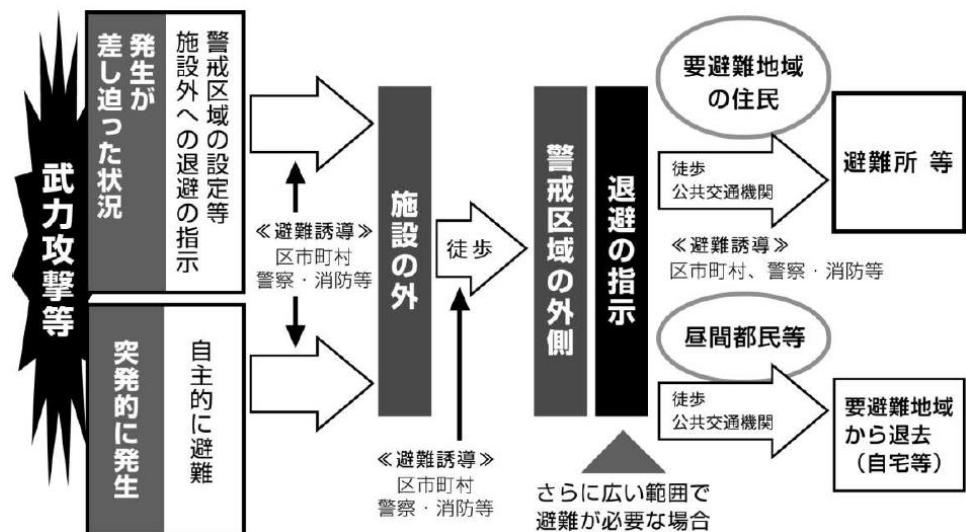
要避難地域となった場合、当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した市民を、避難指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



都国民保護計画（令和7年変更）

## ② 大規模集客施設等内で突発的に発生

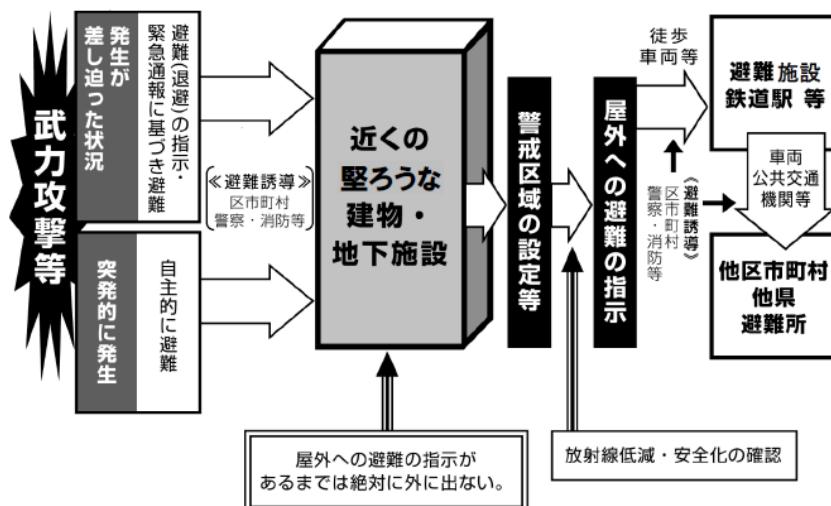
市は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した市民等を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



都国民保護計画（令和7年変更）

## (2) 突発的かつ広範囲な事態の場合（核弾頭を搭載したミサイル等）

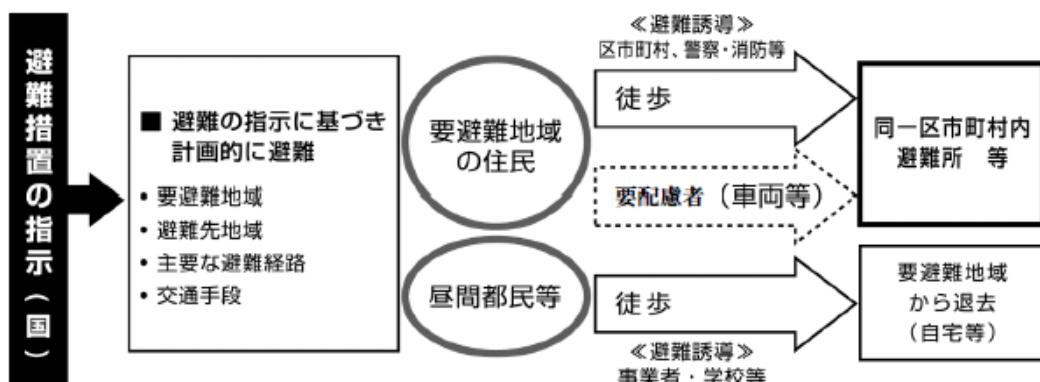
要避難地域となった場合、屋内に避難した市民等を、避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。



都国民保護計画（令和7年変更）

## (3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態

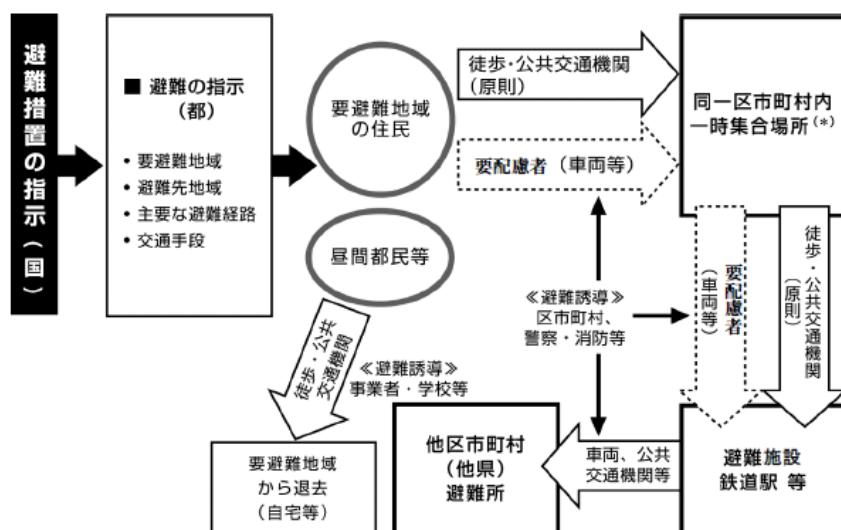
要避難地域となった場合は、避難住民を市内の避難所等まで誘導する。



都国民保護計画（令和7年変更）

## (4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態

避難地域となった場合、避難住民を、一時集合場所又は避難場所等を経て、他の区市町村（他県）まで誘導する。



都国民保護計画（令和7年変更）

## 6 事態類型に応じた避難の指示上の留意点

## (1) 弹道ミサイルによる攻撃の場合

ア 弹道ミサイルは、発射後短時間で着弾することが予想されるため、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるように、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める等、迅速な情報伝達等により、被害を局限化することが重要である。

イ 弹道ミサイル攻撃の場合、当初は、屋内避難をするよう警報が発令される。警報と同時に住民ができるだけ近くのコンクリート造の堅ろうな施設や建築物の地階、地下駅舎等の地下施設に避難させる。

ウ 着弾直後は、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋外に出ることは危険を伴うことか

ら、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ア 国の対策本部長及び都知事による避難措置の指示を踏まえ、迅速に避難誘導を実施する。移動の安全が確保されない場合は、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時的に避難させ、その後安全措置を講じつつ、適切な避難場所に移動させるなど応急的かつ柔軟な避難対応を行う。
- イ 政府による事態認定前にゲリラ等による急襲的な攻撃を受けた場合は、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定等を行う。

(3) 航空機による攻撃

- ア 航空機攻撃が大規模な着上陸侵攻の前提として行われる場合は、着上陸侵攻の場合と同様の対応をとるものとする。
- イ 急襲的に航空攻撃が行われる場合については、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。
- ウ 近年ではドローン（無人機）による攻撃も生じていることから留意が必要である。

(4) 着上陸侵攻の場合

- ア 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、都域を越える広域的な避難が必要となる。  
この場合、我が国全体としての調整等が必要となるため、国が総合的な方針として示す避難措置の指示を待って行うことが適当とされている。  
このため、都は、まず国、都や関係機関からの情報収集に努め、避難措置の指示に即応できるように必要な準備を行う。
- イ 戦闘が予想される地域から先行して避難させることに留意する。

(5) NBCを使用した攻撃

- ア 核兵器等
  - 熱線爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等への避難を指示し、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは安定ヨウ素剤を服用させるなどして、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。
  - 直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。
  - ダーティボムによる攻撃の場合、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難するよう指示する。
  - 関係機関は、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させるとともに、手袋、帽子、雨ガッパ等を着用させる。また、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や飲物の摂取を避けることを指示する。

- 関係機関は、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染（防災基本計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。以下同じ。）その他放射性物質による汚染の拡大を防止するために必要な措置を講じる。

イ 生物兵器等

生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。

ウ 化学兵器等

- 化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台などおそれのない安全な地域に避難するよう指示する。
- 化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高所に避難させる。

## 第7章 救援

### 1 救援の実施等

#### (1) 救援の実施

市は、都との役割分担に応じて、都や関係機関と連携を図りながら、避難住民の生活を支援するための態勢を確立するとともに、被災者に対する救援を行う。

#### (2) 救援の補助

市は、上記で実施することとされた措置を除き、都が実施する救援の補助を行う。

#### (3) 市民の協力

救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者は、救援に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

※ 協力は市民等の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

### 2 関係機関との連携

#### (1) 都への要請等

市は、救援を行うに際して、必要と判断したときは、都に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

#### (2) 他の区市町村との連携

市は、救援を行うに際して、必要と判断したときは、都に対して都内の他の区市町村との調整を行うよう要請する。

また、あらかじめ他の区市町村（他県の市町村を含む。）と協定の締結等を行っている場合は、その協定等に基づき、応援を依頼する。

#### (3) 日本赤十字社との連携

市は、都が日本赤十字社に委託した救援のうち必要とされている措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援を実施する。

#### (4) 緊急物資の運送の求め

市は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。また、避難住民の運送と同様に、都対策本部と隨時連絡を取り合うなど、緊急物資の運送が円滑に行えるよう留意する。

### 3 救援の種類及び救援の基準

#### (1) 救援の種類

国民保護法では、次の救援が掲げられている。

- ・ 収容施設の供与

- ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ・ 医療の提供及び助産
- ・ 被災者の搜索及び救出
- ・ 埋葬及び火葬
- ・ 電話その他の通信設備の提供
- ・ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与
- ・ 死体の搜索及び処理
- ・ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

## (2) 救援の基準

市は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援を行う。

市は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

## 4 救援の内容

### (1) 避難所における救援態勢の確立

#### ア 避難所の開設及び運営

市は、市内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する。あわせて、要配慮者のうち、一般的な避難所での生活が非常に困難な人のために福祉避難所を開設する。その際には、女性や要配慮者の視点に配慮した避難所運営に努める。（都があらかじめ指定する都の施設及び民間施設を避難所とする場合は都が開設）

#### イ 避難所の管理

市は、市の施設を避難所とする場合は、避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。（都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」がそれぞれ管理を行う。）

#### ウ 救援センターの設置

市は、避難住民の生活を支援するため、各避難所に「救援センター」を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。

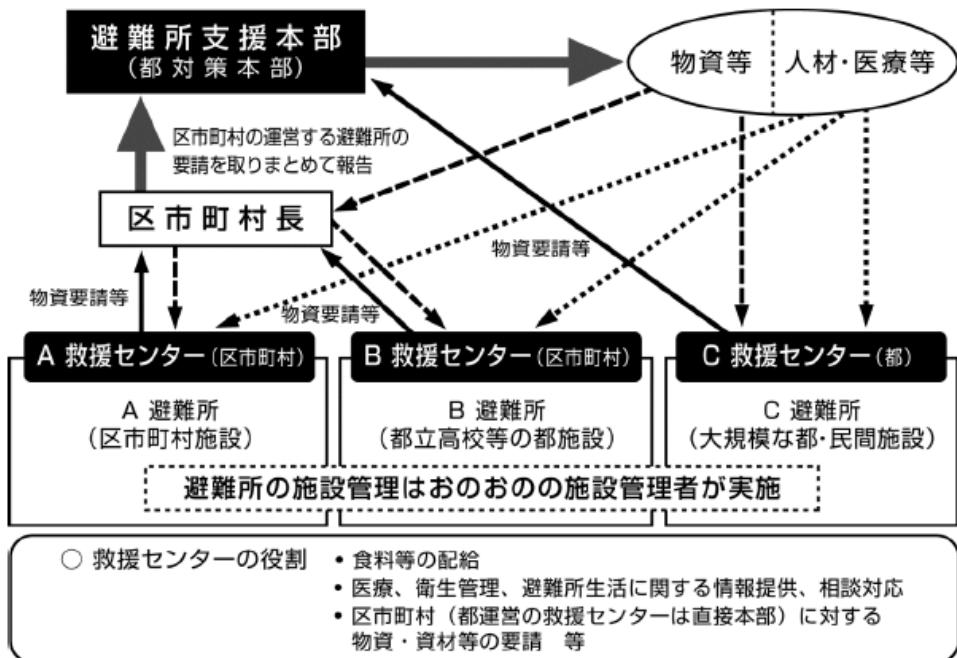
「救援センター」の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、次のような業務を行う。

- ・ 避難住民に対する食料等の配給
- ・ 医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・ 避難住民の生活状況の把握
- ・ 市に対する物資・資材等の要請 等

エ 都対策本部（避難所支援本部<sup>(\*)</sup>）への報告

市は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部）へ報告の上、救援物資の供給等を要請する。

## 【避難所支援本部・救援センターの役割】



都国民保護計画（令和7年変更）

## (2) 食料・飲料水及び生活必需品等の供給

## ① 食料及び生活必需品等の供給等

食料及び生活必需品等の供給等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び市の備蓄品を活用する。また、緊急時は、市の備蓄品（都の事前配置分を含む）又は調達品をもって充てる。

避難所等における食料・生活必需品等の配布は、混乱のおきないよう避難所運営マニュアルに基づき配布する。

## ② 飲料水の給与

水道による飲料水の供給が不可能又は困難になった場合、市は都に対して応急給水を要請とともに、都と連携して応急給水活動を実施する。

(\*) 都は、複数の区市町村が要避難地域となるなど、多くの避難所を設置し、大量の物資や人材、医療等の提供・供給が必要となる場合は、都対策本部長の下で全避難所に対する支援を総合的に調整するため、都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

避難所支援本部は、区市町村等を通じて（都が運営する救援センターからは直資物資要請がなされる）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、次のような事項について、区市町村による避難所運営を支援することとしている。

- ・救援物資（食料、飲料水、生活必需品等）の供給
- ・学用品の供給
- ・応急医療の提供
- ・避難所における保健衛生の確保 等

## (3) 医療の提供

## ① 医療に関する情報提供

市は、市医師会への協力要請や都との協力により、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

## ② 被災者への医療の提供

市は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供するとともに、必要に応じて都に対し次の支援を求める。

- ・医薬品、医療資材の補充
- ・都医療救護班の派遣
- ・都医師会等に対する都医療救護班等の派遣要請
- ・その他広域的な応援要請

## ③ 患者の搬送

市は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。

また、医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への重症者等の搬送については、状況に応じて次により都と連携して実施する。

- ・東京消防庁（消防署）に対する搬送要請
- ・市や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- ・都が調達するヘリコプター等による搬送

## ④ 避難者への健康相談等

市は避難者への健康相談を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣するものとし、必要に応じて都への支援要請を行う。

## (4) 被災者の捜索及び救出

市は、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）が中心となって行う被災者の捜索及び救出について、必要な連携・協力をを行う。

## (5) 行方不明者の捜索及び死体の取扱い

市は、武力攻撃等により新たな被害を受けるおそれがない場合、警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）が中心となって行う行方不明者の捜索に協力する。

市は、警視庁（警察署）等関係機関と連携して、遺体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。この場合、死体の処理の時期や場所、死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都や警視庁（警察署）等と必要な調整を行う。

## (6) 埋葬及び火葬

市は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。また、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

## (7) 電話その他の通信設備の提供

市は、避難所において、都が電気通信事業者の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供するとともに、適正に管理する。

また市は、聴覚障害者や視覚障害者等に関して、ボランティアの協力を得るなど十分に配慮する。

(8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基準により応急修理対象者の募集、選定を行う。

(9) 応急仮設住宅等の設置、運営

市は、避難先における避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などは、都が設置する応急仮設住宅に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

(10) 学用品の給与

市は、被災により学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握して都に報告し、都が市の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。

(11) 住居又はその周辺の土石等の除去

市は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害により住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合は、都と協力し<sup>(\*)</sup> これらを除去する。

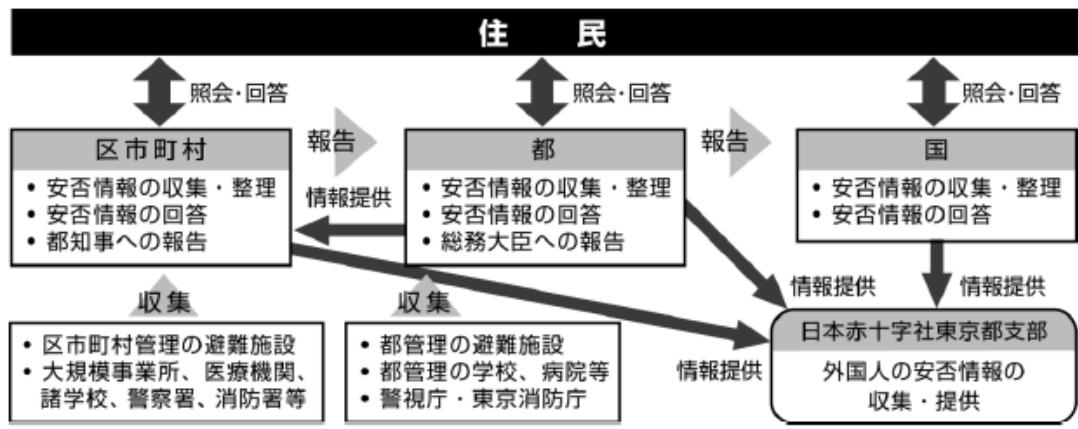
---

(\*) 都は、広域的な観点から実施順位等を定め、市と協力して土石、竹木等の除去を実施。

## 第8章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集・提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理、報告、照会への回答について必要な事項を、以下のとおり定める。

### 【安否情報の収集・提供の概要】



都国民保護計画（令和7年変更）

※ 市による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等区市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

### 1 安否情報の収集

#### (1) 安否情報の収集

市は、市が管理する避難所や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号及び第2号の安否情報収集様式により安否情報を収集する。

##### «情報・収集の役割分担»

- ・市…市管理の避難施設、市の施設（学校等）  
市内の大規模事業所、医療機関、諸学校、警察署、消防署
- ・都…都管理の避難施設、都の施設（学校・病院等）、警視庁、東京消防庁

#### (2) 安否情報提供への協力要請

市は、安否情報を保有する指定公共機関や指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に対し、安否情報の提供への協力を要請する。この場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

## 2 都に対する報告

市は、都への報告に当たっては、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（以下「安否情報システム」という。）への入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで都に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方針によることができない場合は、口頭や電話などの報告を行う。

## 3 安否情報の提供

### (1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の対応窓口や照会方法について、市保護本部を設置すると同時に市民に周知する。
- ② 市民からの安否情報の照会については、原則として安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を市保護本部に設置する対応窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会者が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどの照会も受け付ける。

### (2) 照会者の本人確認

- ① 市は、窓口で安否情報の照会を受け付ける際は、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（運転免許証、マイナンバーカード等）を提出又は提示させる。
- ② 市は、口頭や電話、メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「4情報」という）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。

なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否情報省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行う。

### (3) 安否情報の回答

- ① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。この場合、上記(2)により本人確認を行うとともに、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないことを必ず確認する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(4) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社東京都支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

## 第9章 武力攻撃災害への対処

### 第1節 武力攻撃災害への対処の基本

市は、武力攻撃災害への対処に当たっては、災害現場における通常の対応とともに、弾道ミサイル攻撃等の特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関と連携して活動するものとし、これらに関する必要な事項を、以下のとおり定める。

#### 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

##### (1) 武力攻撃災害への対処

市は、国や都等の関係機関と協力して、市域に係る武力攻撃災害を防除及び軽減するため、必要な武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる。

##### (2) 都知事への措置要請

市は、市域に係る武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、都知事に対し、国の対策本部長に要請を行うよう求める。

##### (3) 対処に当たる職員の安全確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用など、安全確保のための措置を講ずる。

#### 2 市民の協力等

##### (1) 発見者の通報義務等

武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長又は消防吏員若しくは警察官に通報しなければならない。

##### (2) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力

市内の住民は、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

##### (3) 保健衛生の確保への協力

市民は、住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める。

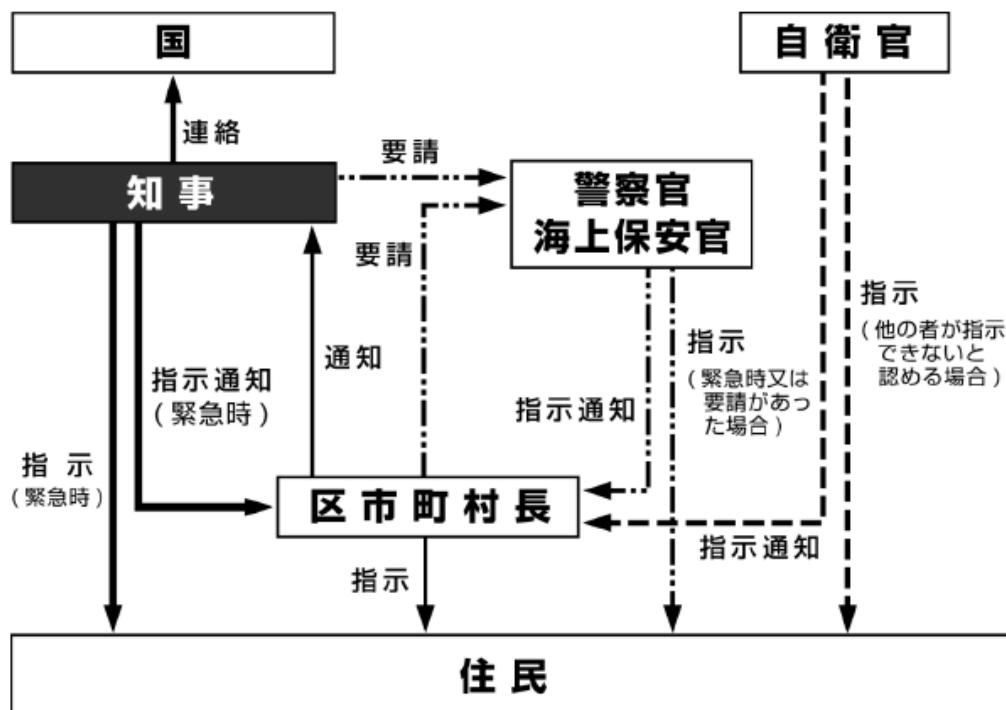
※(2)及び(3)について、協力は住民の自発的な意思に委ねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

## 第2節 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合で緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定等の応急措置を行う必要があることから、それぞれの措置の実施に関する事項について、次のとおり定める。

### 1 退避の指示

【退避の指示の概要】



都国民保護計画（令和7年変更）

#### (1) 退避の指示

市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがあり、目前の危機を一時的に避けるための緊急の必要がある場合には、市民に対し退避（屋内への退避を含む）の指示を行う。

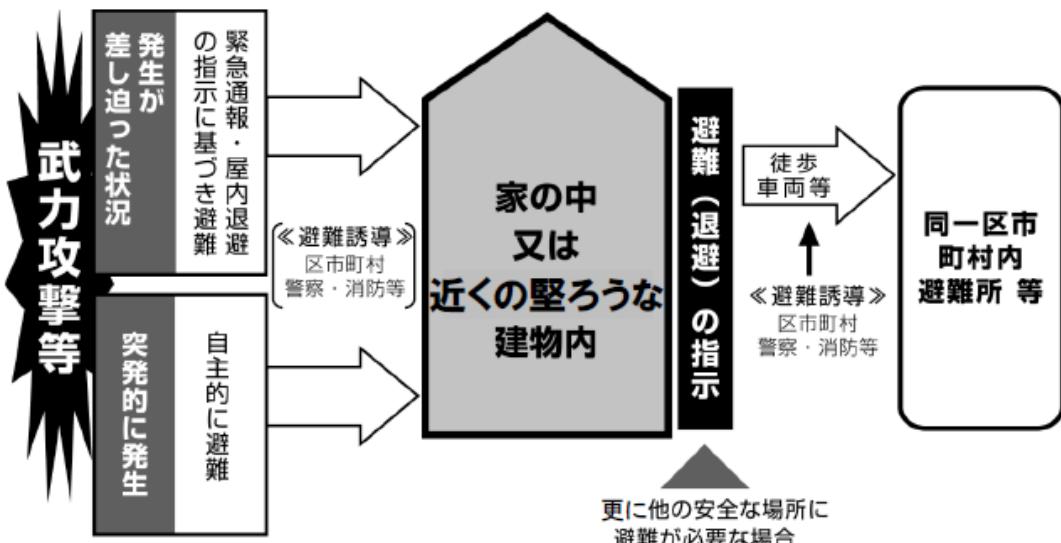
この場合、必要により現地連絡調整所を設け（関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

##### ① 屋内退避の指示

市は、市民等が、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内退避」を指示する。「屋内退避」は、次のような場合などを行うものとする。

- ・N B C攻撃と判断されるような場合において、市民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ・敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれがあると考えられるとき。

【屋内退避のイメージ】



都国民保護計画（令和7年変更）

【屋内退避の指示（例）】

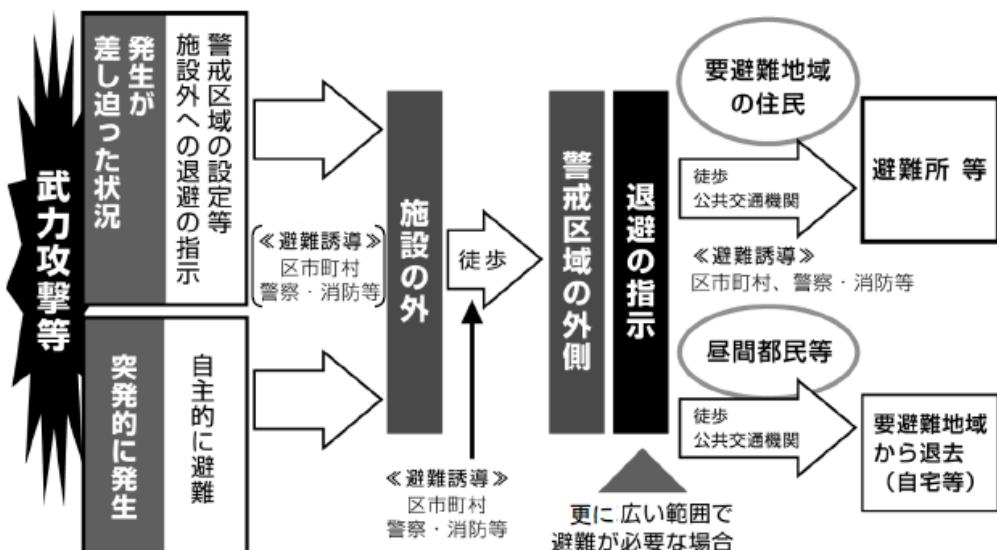
「〇〇町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。

② 屋外退避の指示

市は、市民等が、屋内にとどまるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられるときは、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。「屋外退避」は、次のような場合などを行うものとする。

- ・駅や地下街などの施設の中で、N B C攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。

【屋外退避のイメージ】



都国民保護計画（令和7年変更）

## 【屋外退避の指示（例）】

○○駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

## (2) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示を行った場合、防災行政無線、ホームページやSNS等を通じて、速やかに市民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に連絡する。退避の必要がなくなり指示を解除した場合も同様に行う。
- ② 市は、都知事、警察官、自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

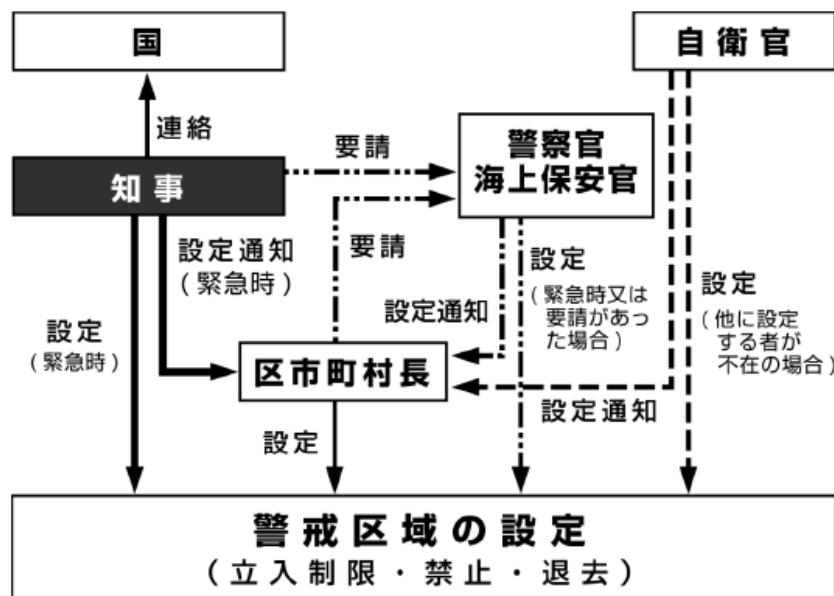
## (3) 安全の確保等

- ① 市は、退避の指示を市民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- ② 市は、退避の指示に係る地域において活動する際には、必要に応じて警察、消防、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- ③ 市は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、特殊標章等を交付し、着用させる。

## 2 警戒区域の設定

## (1) 警戒区域の設定

## 【警戒区域の設定の概要】



都国民保護計画（令和7年変更）

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

市は、警戒区域を設定した場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

#### (2) 警戒区域の設定に当たっての留意事項等

- ① 市は、警戒区域の設定に当たっては、市保護本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。  
N B C攻撃等の場合、風向・風速等の気象条件や汚染物質の特性等を考慮し、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて警戒区域の範囲を設定する。
- ② 警戒区域の設定に当たっては、市民の理解が容易な幹線道路等で区画するよう努めるとともに、その区域をロープ、標示板等で明示するものとする。
- ③ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、防災行政無線などにより、市民に広報・周知する。
- ④ 警戒区域設定後は、警察等と連携して、区域内に車両及び市民が立ち入らないよう職員を配置するなど、必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。
- ⑤ 市は、都知事、警察官、自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。
- ⑥ 警戒区域の設定後も、武力攻撃等の事態の推移に応じて必要な警戒区域の見直しを行う。

#### (3) 安全の確保

市は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

### 3 消火、救助・救急

#### (1) 市が行う措置

市は、東京消防庁（消防署）による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警視庁（警察署）等とも連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

#### (2) 東京消防庁の活動

東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るために、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、東京都国民保護計画において定めている。

- ・武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う
- ・武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う

- ・延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する
- ・武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。
- ・東京消防庁は、職員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。

#### (3) 市消防団の活動

市消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

この場合、市消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。

#### (4) 医療機関との連携

市は、市医師会や都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

#### (5) 安全の確保

- ① 市は、国や都対策本部からの情報を市保護本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を講ずる。
- ② 市は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、保健所、自衛隊等と共に現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市保護本部との連絡を確保させるなどの必要な措置を講ずる。
- ③ 市は、特に現場で活動する消防団員等に対し、特殊標章等を交付し着用させる。

### 4 武力攻撃災害の兆候の通報

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は東京消防庁職員、警察官からの当該兆候の通知等を受けたとき、警察との協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に都知事へ通知する。

### 5 応急公用負担等

#### (1) 武力攻撃災害の拡大防止のため事前措置

市は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。

#### (2) 応急公用負担等

市は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ・他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- ・武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管しなければならない）

### 第3節 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設（国民生活に関連を有する施設や危険物資等の取扱施設等）などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した市の対処に関して、次のとおり定める。

また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による、主体的な安全確保のための活動を支援する。

#### 1 生活関連等施設の安全確保

市は、生活関連等施設が、国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることを考慮し、その安全確保について必要な措置を講ずる。

##### (1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、武力攻撃災害の発生に備え、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。また、市内の生活関連等施設等について、当該施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等について、関連機関と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、当該情報を共有する。

##### (2) 生活関連等施設の管理者に対する措置の要請

市は、情報収集の結果、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。

この場合、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全確保についても、十分配慮する。

##### (3) 市が管理する施設の安全確保

市は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を講ずる。この場合、必要に応じ警視庁（警察署）、東京消防庁（消防署）その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

##### (4) 大規模集客施設の安全確保

市は、大規模集客施設には、多くの人々が滞留していることを考慮し、当該施設の管理者に対して、生活関連等施設に準じて、施設内の人々の安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

特に、突発的な災害発生に備えて、避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の確保を要請する。

#### 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止

##### (1) 危険物質等に関する措置命令

市は、緊急の必要があると認めるときは、以下の措置を講ずべきことを命ずる。

また、国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第2条第7項の危険物に係る下記②及び③の措置については、東京消防庁が行うこととなる。なお、避難住民の運送などの措置において当該危険物等が必要となる場合は、関係機関と市保護本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について市が命ずることができる対象及び措置】

対象	措置
毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの	①危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（国民保護法第103条第3項第1号） ※ 消防法第2条第7項の危険物に係る措置については、同法に基づき東京消防庁が実施 ②危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号） ③危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市は、危険物質等の取扱者に対し、必要に応じて警備の強化を求める。また、(1)の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

**第4節 保健衛生の確保その他の措置**

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行なうことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置について、次のとおり定める。

**1 保健衛生の確保**

市は、避難先地域における避難住民等の状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣する。健康相談に際しては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者的心身の健康状態に特段の配慮を行う。

市は、必要に応じて都へ支援及び補完の要請を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

(3) 環境衛生の確保

市は、避難先地域における飲料水の安全等環境衛生の確保のため、都と協力し、水の消毒の確認や避難所の環境整備のための措置を講ずる。

(4) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等を防止するため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

## 2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理対策

市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、国、東京都、近隣市町村、一部事務組合との連携を図るとともに、八王子市災害廃棄物処理計画及び八王子市災害時受援応援計画を基に、受援について調整する。

(2) 廃棄物処理の特例

市は、国民保護法第124条第2項に基づき、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

市は、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(3) 石綿含有建築物等の応急措置

武力攻撃災害等の状況に応じて、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（第3版・令和5年4月、環境省水・大気環境局大気環境課作成）に係る仕組みを活用して、被災建築物等からの石綿飛散防止のための応急措置等を行う。

## 第5節 事態類型に応じた留意事項

### 1 弹道ミサイル攻撃

市は、弾道ミサイルが発射後短時間で着弾することを考慮し、国や都との迅速な情報伝達体制の確保等に努め、適切な対応によって被害の局限化を図る。

### 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃

市は、警戒区域の設定については、ゲリラや特殊部隊の潜伏・移動先等が流動的であることを勘案し、時間経過に伴いその地域的範囲を弾力的に変更する。

### 3 航空攻撃

市は、周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがある生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

### 4 着上陸侵攻

広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、国や都との連携協力がとりわけ重要である。

### 5 NBC攻撃

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合、国による基本的な方針を踏まえて対処することを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

#### (1) 応急措置の実施

市は、NBC攻撃が行われた場合は、被災現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示や警戒区域の設定を行う。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で警察、消防等の関係機関と協力し、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

警察及び消防は職員の安全を図るための措置を講じた上で、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

#### (2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

#### (3) 関係機関との連携

市は、市保護本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、警察、消防、自衛隊、医療機関等からの情報を集約して、都に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な要請を実施する。

#### (4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

##### ア 核等による攻撃の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

また、汚染地域への立入制限を確実に行い、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を適切に実施させる。

#### イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服等を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、関係機関と連携して、消毒等の必要な措置を講ずる。

また、生物剤を用いた攻撃の特殊性<sup>(\*)</sup>に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害状況等の把握方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域の特定等への作業に協力する。

#### ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

### 6 市の権限

市は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

#### 【国民保護法第108条第2項で準用する第1項基づく措置】

対象物件等		措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限又は禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限又は禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限若しくは禁止又は建物の封鎖
6号	場所	・交通の制限又は遮断

市は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名宛人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に当該措置の名宛人に通知する。

市は、上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、職員が現場で指示を行う。

(\*) 【生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

【国民保護法施行令第31条第1項に基づく通知事項】

1. 当該措置を講ずる旨
2. 当該措置を講ずる理由
3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4. 当該措置を講ずる時期
5. 当該措置の内容

## 第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等における、国民生活の安定に関する措置について、次のとおり定める。

### 1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（生活関連物資等）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、都等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2 避難住民等の生活安定等

#### (1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようするため、避難先での学習機会の確保、被災した児童生徒に対する就学援助等を行う。

避難所生活が長期にわたる場合は、特に、児童・生徒の教育の継続に配慮する。

また、避難住民等が被災地に復帰する際には、関係機関と連携し、学校施設の応急復旧を行うなどの適切な措置を講ずる。

#### (2) 市税の減免等

市は、避難住民等の負担軽減を図るため、法律及び条例の定めるところにより、災害の状況に応じて市税に係る申告、申請及び請求等の書類提出、納付及び納入に関する期限の延長並びに徴収猶予及び減免措置を行う。

### 3 生活基盤等の確保

#### (1) 水の安定的な供給

市は都と連携し、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2) 市道の適切な管理

市は、道路管理者として、市道を適切に管理する。

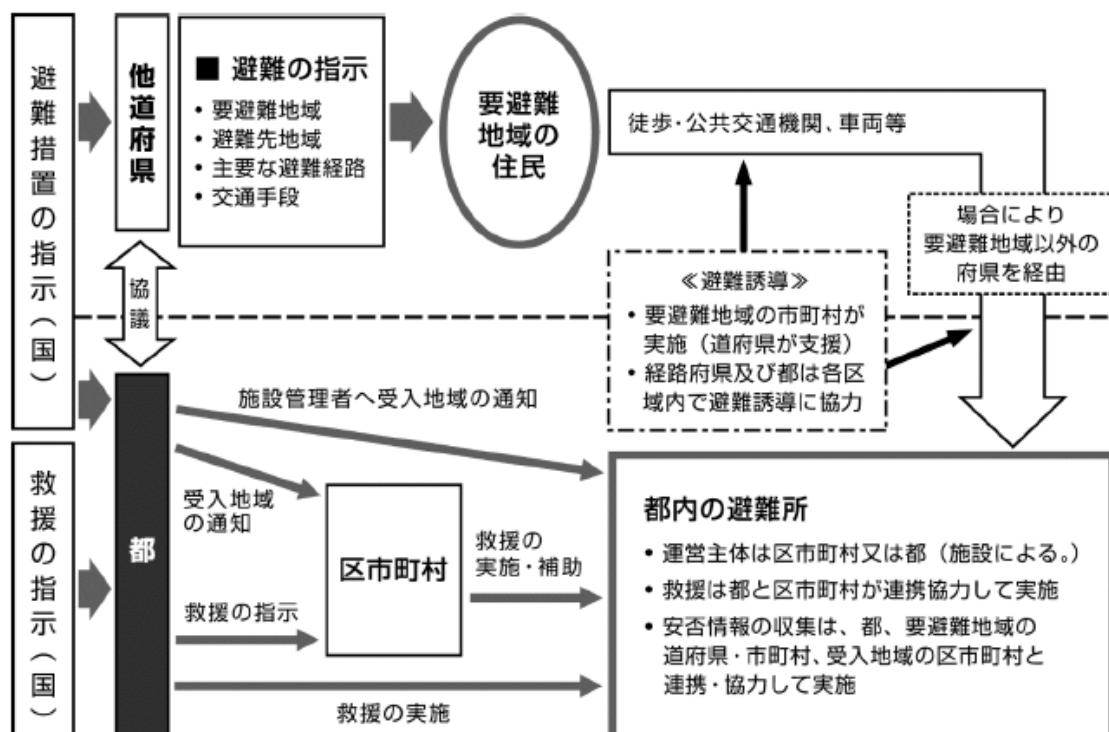
## 第11章 他区市町村からの避難住民等の受入れ

武力攻撃事態等においては、市域を越える住民の避難が想定される。国の避難措置の指示を受けて、都知事により避難住民を受入れるべき地域として市が決定された場合は、都等と協力し、避難住民を受入れ、救援を行うことから、必要な措置について、次のとおり定める。

### 1 基本的考え方

- (1) 市は、他の区市町村（他道府県の市町村を含む。以下同じ。）からの避難住民を受入れたときから、復帰するまでの期間、都等と連携・協力して、救援等の措置を行う。
- (2) 市は、都から避難住民の受入れに係る協議を受けたときは、正当な理由がある場合<sup>(\*)</sup>を除き、避難住民を受入れる。
- (3) 市は、安否情報の収集を、都や関係機関等と連携協力して行う。

#### 【他区市町村からの避難住民の受入れの概要】



都国民保護計画（令和7年変更）

### 2 受入態勢の整備

都が本市を受入地域として決定した場合は、市は、都と協力して、避難住民を受入れる態勢を速やかに整えるとともに、市民への周知に努める。

(\*) 国の避難措置の指示後に、市が予測されない攻撃を受け、避難住民の受入れが行えなくなっている場合等

### 3 避難誘導への協力

市は、要避難地域の区市町村が主体となって行う避難住民の誘導について、避難住民の移動方法に応じた運送を確保する等、必要な協力をを行う。

### 4 救援

市は、避難住民を受入れた避難所等において、都や関係機関等と連携・協力し、食品・飲料水の提供など必要な救援を行う。

### 5 安否情報の収集・提供

市は、要避難地域の区市町村や都、関係機関等と連携・協力し、安否情報の収集に努める。

この場合、関係する都道府県や区市町村が安否情報の提供ができるよう、安否情報の共有化を図るものとする。



## 第4編 復旧等

---

第1章 応急復旧

第2章 復旧・復興

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等



## 第1章 応急復旧

市は、その管理する施設・設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急復旧のために必要な措置を講じることとし、そのために必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 ライフライン及び輸送路の確保に関する応急復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する下水道施設や市の施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

また、市が管理する道路等については、速やかに被害の状況を把握し、その状況を都に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

### 2 市が管理する施設・設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設・設備の被害状況について速やかに把握するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

### 3 通信機器の応急復旧

市は、武力攻撃災害により、地域防災無線等の通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じても、障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

### 4 都に対する支援要請

市は、応急復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、都に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

## 第2章 復旧・復興

市は、その管理する施設・設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、そのために必要な事項について、以下のとおり定める。

### 1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において、公共施設や産業基盤などの本格的な復旧のため、財政上の措置や各種支援制度等に関する法制が整備される。特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、国全体としての方針が示される。市は、これらの法制や方針を踏まえ、都と連携して、都市基盤等の迅速な復旧を図る。

### 2 市が管理する施設・設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設・設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、都と連携して、当面の復旧の方向を定める。

### 3 復興対策

市は、大規模な武力攻撃災害により重大な被害を受けた場合は、市長を本部長とする市災害復興本部（仮称）を設置し、国や都と連携しながら、都市、住宅、くらし、産業等の計画的な復興を図る。なお、復興に当たっては、被災地域の復興後の将来像を明確にし、その実現に向けて、復興に係る諸事業を総合的に実施する。

## 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担するとされている。国民保護措置に要した費用の支弁に関する手続等について、以下のとおり定める。

### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

#### (1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

#### (2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

### 2 損失補償及び損害補償

#### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分に関して、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

#### (2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

### 3 総合調整及び指示に係る損失の補填

市は、都の対策本部長による総合調整のほか、避難住民の誘導や避難住民の運送に係る指示がなされた場合で、当該調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、都に対して損失の補填を求める。

«参考»

## ○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抜粋）

(国民の保護のための措置等に要する費用の支弁)

第百六十四条 法令に特別の定めがある場合を除き、国民の保護のための措置その他この法律の規定に基づいて実施する措置に要する費用は、その実施について責任を有する者が支弁する。

(他の地方公共団体の長等の応援に要する費用の支弁)

第百六十五条 第十二条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第八十六条又は第百十九条の規定により他の地方公共団体の長等の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を支弁しなければならない。

2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用を一時的に立て替えて支弁するよう求めることができる。

(都道府県知事が市町村長の措置を代行した場合の費用の支弁)

第百六十六条 第十四条第一項に規定する市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなる前に当該市町村の長が実施した国民の保護のための措置又は当該市町村に対して他の市町村の長が実施した応援のために通常要する費用で、同項に規定する市町村に支弁させることが困難であると認められるものについては、当該市町村の属する都道府県が支弁する。

(市町村長が救援の事務を行う場合の費用の支弁)

第百六十七条 都道府県は、都道府県知事が第七十六条第一項の規定によりその権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたときは、当該市町村長による救援の実施に要する費用を支弁しなければならない。

2 都道府県知事は、第七十六条第一項の規定によりその権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととしたとき、又は都道府県が救援の実施に要する費用を支弁するいとまがないときは、救援を必要とする避難住民等の現在地の市町村に救援の実施に要する費用を一時的に立て替えて支弁させることができる。

(国及び地方公共団体の費用の負担)

第百六十八条 次に掲げる費用のうち、第百六十四条から前条まで（第百六十五条第二項及び前条第二項を除く。第三項において同じ。）の規定により地方公共団体が支弁したもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国が負担する。ただし、地方公共団体の職員の給料及び扶養手当その他政令で定める手当、地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用で政令で定めるもの並びに地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用で政令で定めるものについては、地方公共団体が負担する。

- 一 第二章に規定する住民の避難に関する措置に要する費用
- 二 第三章に規定する避難住民等の救援に関する措置に要する費用
- 三 第四章に規定する武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用
- 四 第百五十九条から第百六十一条までに規定する損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する費用（地方公共団体に故意又は重大な過失がある場合を除く。）

2 第四十二条第一項の規定により指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が地方公共団体の長等と共同して行う訓練に係る費用で第百六十四条の規定により地方公共団体が支弁したものについては、政令で定めるものを除き、国が負担する。

3 前二項の規定により国が負担する費用を除き、第百六十四条から前条までの規定により地方公共団体が支弁する費用については、地方公共団体が負担する。

## 第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処

第1章 対処の基本

第2章 発生時の対処

第3章 大規模テロ等の類型に応じた対処



## 第1章 対処の基本

大規模テロ等（緊急対処事態）において実施する緊急対処保護措置は、武力攻撃事態における国民保護措置（住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処等）の内容、手続き等に準じる。

本編では、テロ等が突発的に起きることを考慮し、発生時の対処などについて特に必要な事項を記載する。（\*）

### 1 対象とする事態

#### (1) 緊急対処事態

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

#### (2) 想定される事態類型

事態類型	事例
ア 攻撃対象施設等による分類	
① 危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
② 大規模集客施設等への攻撃	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破　列車等の爆破
イ 攻撃手段による分類	
① 大量殺傷物質による攻撃	炭そ菌、サリン等の大量散布 ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散
② 交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

#### (3) 共通する特徴

- ① 非国家組織等による攻撃
- ② 突発的な事態発生
- ③ 発生当初は事故との判別が困難
- ④ 不特定多数の市民が日常利用している場所（列車、駅、劇場等）で発生する可能性が高い

### 2 市緊急対処事態対策本部設置前における事案発生への対処

市は、突発的にテロ等が発生した場合、政府による事態認定や市緊急対処事態対策本部の設置指定が行われるまでは、緊急に市民等の安全等を確保するため、市災害対策本部設置等の災害対策における仕組みなどを活用し、緊急対処保護措置に準じた措置を実施する。（\*\*）

（\*） 本章の規定は、本章において対応しようとする事案が結果的に武力攻撃事態等の認定につながった場合にも適用する

（\*\*） 国民保護法に基づく緊急対処保護措置は、政府による事態認定前は実施できない。

## 第2章 発生時の対処

市は、テロ等が発生した場合、国による市緊急対処事態対策本部の設置指定の有無にかかわらず、都や関係機関と緊密に連携協力し、被災者の救出・救助、住民等の避難等の初動対応に全力を挙げて取り組む。

国による市緊急対処事態対策本部の設置指定等がない段階では、市災害対策本部を設置し、災害対策の仕組みを活用して対処するなどにより、緊急対処保護措置に準じた措置を実施する。

これらに必要な事項について、次のとおり定める。

### 1 市緊急対処事態対策本部の設置

#### (1) 国による市緊急対処事態対策本部の設置指定が行われている場合

市は、政府による緊急対処事態の認定及び緊急対処事態対策本部の設置指示が行われている場合、市緊急対処事態対策本部を設置し、対処する。

市は、都や関係機関との連携を強化し、緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じて市緊急対処事態現地対策本部等を設置する。

#### (2) 市緊急対処事態対策本部の設置指定が行われる前にテロ等が発生した場合

市は、災害対策のしくみを活用して情報収集態勢を確立し、都や関係機関との連携協力の下、危機情報等を収集・分析し、事案の把握に努める。

市は、テロ等の可能性がある事案発生を把握した場合、速やかに都や関係機関等に通報し、被災者の救助や避難等に関して必要な措置を速やかに実施する。

また、多数の死傷者や建造物の破壊等の被害が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、緊急対処保護措置に準じた措置を行うため、市災害対策本部を設置する。

### 2 市災害対策本部等による対応

#### (1) 危機情報の収集

市は、都や関係機関等を通じて危機情報を収集する。

#### (2) 現地連絡調整所の設置等

市は、テロ災害等の発生状況に応じて、現地周辺の安全が確保された場所に速やかに現地連絡調整所を設置（都又は各機関が現地連絡調整所等を設置している場合は職員を派遣）し、被害状況や各機関の活動状況を把握するとともに、各機関が有する情報の共有、現地における活動のための調整等を行う。

「市が現地連絡調整所を設置する場合の参加要請先」

・警察、消防、自衛隊、最寄りの保健所・医療機関等、現地において活動している機関

#### (3) 速やかに実施すべき措置

##### ① 被災者の救助、救援

市は、都や必要に応じて派遣される医療救護班等と連携し、事案の発生現地における救助活動に必要な支援を行う。なお、状況に応じ、職員・医師等を派遣する場合は、安全確保に十分留意し、

防護マスク、防護衣、手袋、ブーツを携行又は装着させる等、二次災害防止に努める。

② 被災者等の搬送

市は、多数の被災者が発生した場合や医療救護活動に係る人員・機材等の搬送に車両が必要な場合、都に対して搬送用車両の支援を求める。

③ 避難の指示・誘導

市は、災害の規模、程度等から住民等の避難が必要と判断した場合、又は都知事から避難の指示を行うよう要請があった場合、当該住民等（必要時応じて当該市に所在する大規模集客施設・医療機関等を含む）に対して避難の指示を行う。

ただし、移動中に住民等に危害が及ぶ恐れがある場合については、一時的に屋内（地下施設、コンクリート建物等）に避難し、周囲の安全を確認した後、適当な避難場所に移動するよう、適切に指示するものとする。

④ 警戒区域の設定・周知

市は、災害の規模・程度等から警戒区域が必要と判断した場合、又は都知事から警戒区域を設定するよう要請があった場合、明瞭な道路・建物等を用いて警戒区域を設定する。

市は、都や関係機関と連携し、付近住民等に対して警戒区域設定の周知・徹底を図る。

⑤ 警戒対応の継続・強化

市は、事案の拡大の状況に応じて、市が管理する施設における警戒対応を継続するとともに、大規模集客施設・ライフライン施設等に対して、災害を最小にするために必要な要請を行う。

### 3 市緊急対処事態対策本部への移行

政府による事態認定及び市緊急対処事態対策本部の設置指定があった場合、市は、直ちに新たな体制に移行し、市災害対策本部等を設置している場合は、これを廃止する。

### 4 緊急対処事態における警報

市は、緊急対処事態においては、国の対策本部長が決定する通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、当該地域に係する機関等に対し警報を通知・伝達する。

なお、警報に関するその他の事項は武力攻撃事態等に準じて行う。

## 第3章 大規模テロ等の類型に応じた対処

市は、テロ等が発生した場合の初動対応に関して、大規模テロ等の事態例に応じ、特に次の事項に留意して対処する。

### 1 攻撃対象施設等による分類

#### (1) 危険物質を有する施設への攻撃

「事態例」石油コンビナート及び可燃ガス貯蔵施設等の爆破

##### ① 施設管理者に対する措置の要請

市は、テロ等の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。

##### ② 立入制限区域の指定の要請

市は、安全確保のため必要があると認めるときは、都公安委員会等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

##### ③ 危険物質等に関する措置命令

市は、緊急に必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずる。

- ・ 危険物質等の取扱所の使用の一時停止又は制限
- ・ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ・ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

「危険物質等について市が命ずることができる対象及び措置」

対 象	措 置
毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの	①危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（国民保護法第103条第3項第1号） ②危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号） ③危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

また、上記の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

## （2）大規模集客施設等への攻撃

«事態例» ターミナル駅、列車、劇場等の爆破

### ① 施設管理者に対する措置の要請

市は、テロ等の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、大規模集客施設の管理者に対して、施設内の人々の安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

また、突発的な災害発生に備えて、避難誘導や構内放送等が速やかに行えるような態勢の確保を要請する。

### ② 市が管理する施設における措置

市は、市が管理する施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

### ③ 避難の指示

施設内で突発的に爆弾等によるテロ等が発生した場合、一次的には、施設管理者が、構内放送や職員を通じて、速やかに施設内の人々を施設外の安全な場所に避難誘導することとなる。

市は、施設管理者や警察、消防等から、避難誘導等に関する情報を把握するとともに、施設内の住民の避難が円滑に行われるよう、警察、消防、都との連携を確保する。

また、正確な情報把握に努め、事態の推移に合わせ、必要に応じて、新たな避難や警戒のための措置を行う。

### ④ 大規模集客施設におけるパニック防止

市は、大規模集客施設の施設管理者との連絡体制を確保し、構内放送や避難誘導が適切に行われるよう要請し、パニックの防止に努める。

### ⑤ 施設の一時閉鎖等の要請

市は、同時多発テロ等の発生の兆候があるなど緊急の場合は、施設管理者に対して、施設の一時的閉鎖等の措置を要請する。

## 2 攻撃手段による分類

### （1）大量殺傷物資による攻撃

#### ① 大量殺傷物資による攻撃に共通する留意点

##### ア 対処の基本

市は、大量殺傷物質（ダーティボム、生物剤、化学剤）を用いたテロ（以下「N B Cテロ」という。）による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、現場における初動的な応急措置の実施に重点を置き対処する。

この場合、各省庁が汚染拡大防止のために行う活動内容について、都を通じて国から必要な情報入手する。

##### イ 応急措置の実施

市は、N B Cテロが行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して退避の指示をする。また、N B Cテロによる汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

#### ウ 関係機関との連携

市は、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、警察、消防署、自衛隊、医療機関等からの情報などを集約して、都への迅速な支援要請等必要な対処を行う。

#### エ 市の権限

市は、汚染の拡大を防止するため、都知事から要請を受けたときは、関係機関と調整しつつ、次に掲げる権限行使する。

#### 《国民保護法第108条第1項に基づく措置》

対象物件等		措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

#### ② 事態例

##### 《ダーティボムの爆発》

###### ア 初動対応

市は、市内でダーティボム等によるテロが発生した場合、都及び関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、警戒区域外で市民の安全性の確保、住民不安への対応などを行う。

###### イ 避難の指示

ダーティボムによる攻撃が行われた場所から直ちに離れ、風向きや風速等を考慮し、できるだけ風上の近くの地下施設やコンクリート建物に一次的に避難するよう指示する。

口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤を服用するなどの指示により内部被ばくの低減に努める。

警戒区域の範囲については、放射線測定の結果や風向・風速等の気象条件を考慮して決定する。

周辺住民等が過度に不安を抱くおそれがあるため、放射線測定の結果や放射線による身体への影響等について、速やかに情報提供する。

#### ウ 医療活動

市は、都と連携し、東京消防庁の安全管理下において、東京DMATが行う、除染済みの傷病者に対する医療活動に協力する。この際、医師等に防護服等を装着させ、二次感染を防止する。

#### エ 汚染への対処

市は、都や関係機関と連携し、汚染地域への立入制限を確実に行い、避難誘導を適切に実施する。この際、措置に当たる職員に防護服等を着用させるとともに、被ばく線量の測定及び管理を適切に行う。

また、都や関係機関が行う、被災者の除染や避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置に対して、市はそれに協力する。その際、汚染された物質の除去や汚水・廃棄物の処理等を適切に行うとともに、立入制限の解除に当たっては、放射能の残留濃度に十分に留意するものとする。

### «生物剤（天然痘、炭そ等）の航空機等による大量散布»

#### ア 初動対応

市は、生物剤テロのがい然性が高いと判断されるに至った場合、都や関係機関と連携し、感染症発生動向調査や医療機関と連携してサーベイランス（疾病監視）を実施する。

#### イ 避難の指示

市は、生物剤によるテロ等が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示する。なお、感染の危険のある区域の住民の避難は、区域外住民の避難と区別するなど感染拡大の防止を図る。

#### ウ 医療活動

市は、都と連携し、東京消防庁の安全管理下において、東京DMATが行う、除染済みの傷病者に対する医療活動に協力する。この際、医師等に防護服等を装着させ、二次感染を防止する。医療活動に当たっては、生物剤によるものと考えられる感染者の集団発生を正確に把握し、サーベイランスを徹底する。

#### エ 感染の拡大防止

市は、都や関連機関と連携し、感染症の被害拡大防止のため、事態を早期に把握し、まん延防止のための適切な対応を図る。

##### （ア）患者の移送

病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者が発生した場合、感染症指定医療機関等への移送及び入院措置を行う。必要に応じて医療関係者等へのワクチンの接種等を実施する。

##### （イ）汚染範囲の把握等

都や国、関連機関と連携し、汚染地域の範囲及び感染源を特定する。

##### （ウ）消毒等

関係機関と連携し、消毒剤、除染機材等の装備を用いて消毒等の措置を講ずる。

（イ）汚染施設への立入禁止等

テロの被災現場となった施設や感染者の立寄り先となった施設の閉鎖については、消毒の有無や汚染後の経過期間等を考慮して決定する。

（オ）患者の移動制限

感染症法に基づき、入院勧告など患者の移動を制限する措置を講ずる。

オ 天然痘テロの場合の二次感染防止

天然痘によるテロが行われた場合は、都と協力して必要な措置を行い、感染の拡大防止を図る。

カ 原因不明の病気のまん延

市は、原因不明の病気のまん延など、集団での異常発生時には、生物剤テロが行われた可能性を視野に入れて、早急に詳しい情報を収集するなど正確な状況把握に努める。

«市街地等における化学剤の大量散布»

ア 初動対応

市は、化学剤テロの発生時は、時間、場所、気象等により、二次災害の発生や被害の拡大に影響を与えることから、関係機関と連携し、被害の拡大防止と原因物質の早期の特定に努める。

イ 避難の指示

市は、化学剤テロが行われた場合又はそのおそれがある場合は、テロが行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋など汚染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示する。なお、警戒区域の範囲については、汚染の測定結果、風向・風速等の気象条件や化学剤の特性等を考慮して決定する。

ウ 医療活動

市は、都と連携し、東京消防庁の安全管理下において、東京DMA Tが行う、除染済みの傷病者に対する医療活動に協力する。この際、医師等に防護服等を装着させ、二次感染を防止する。

エ 汚染への対処

市は、措置に当たる職員に防護服等を着用させるとともに、都や関係機関が行う、原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に協力する。その際、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことに留意する。

オ 原因不明の事態への対処

市は、原因不明の死傷者が集団で発生したような場合は、化学剤テロが行われた可能性を視野に入れて、早急に詳しい情報を収集するなど正確な状況把握に努める。

(2) 攻撃手段による分類

「事態例」航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

① 被害を最小限にするための対処

市は、テロ発生後、火災や建物の倒壊等による被害の拡大を抑えるため、迅速に施設内の人々の避難誘導が行われるよう、施設管理者、警察署、消防署等に対して、必要な協力を行う。また、周辺地域への影響を最小限に抑えるため、警察等関係機関と連携し、周辺の住民や事業者等の避難、警戒区域の設定等、必要な措置を速やかに行う。

② 都との連携

連続テロの可能性があること等を踏まえ、都との情報交換を緊密に行う。



## 第6編 平素からの備え

- 第1章 組織・体制の整備等
- 第2章 避難、救援、武力攻撃災害への対処  
に関する備え
- 第3章 物資・資材の備蓄、施設の整備
- 第4章 国民保護に関する普及・啓発



# 第1章 組織・体制の整備等

## 第1節 市の組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するには、市の組織や体制、職員の配置、服務基準等の整備を図る必要があることから、市は、各部等の平素の業務、職員の参集基準等について、次のとおり定める。

### 1 市の平素の業務

平素における国民保護に関する業務は、各部室局がその所掌に従って分担して行い、生活安全部が統括する。

生活安全部は、体制整備等の進捗を管理するとともに、各部室局間の調整、国民保護に関する企画・立案等を行う。

#### 【市の各部室局等が平素に行う業務】

名 称	平 素 の 業 務
生 活 安 全 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護に関する総合調整に関すること</li> <li>2 国民保護協議会の運営に関すること</li> <li>3 国民保護計画の見直し・変更に関すること</li> <li>4 国民保護措置に関する組織、体制の整備・充実の推進・総括に関すること</li> <li>5 武力攻撃事態等における非常配備態勢の整備に関すること</li> <li>6 通信体制の整備に関すること</li> <li>7 国民保護措置に関する物資、資機材等の備蓄、確保に関すること</li> <li>8 国民保護に係る普及・啓発及び訓練、教育に関すること</li> <li>9 指定地方行政機関、自衛隊、東京都、指定公共機関、指定地方公共機関、区市町村等との連絡調整に関すること</li> <li>10 各部との連絡調整、情報収集の総括等に関すること</li> <li>11 安否情報の収集及び連絡体制の整備に関すること</li> <li>12 警報の内容・避難の指示の伝達体制、避難実施要領、防災行政無線の整備に関すること</li> <li>13 特殊標章等の交付・許可に関すること</li> <li>14 国、東京都、他区市町村等への職員の派遣要請の準備に関すること</li> <li>15 業務継続計画（BCP）に関すること</li> <li>16 他の部等の所管に属さないこと</li> </ol>
市 長 公 室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護に関する広報及び広聴に関すること</li> <li>2 報道機関との連絡調整に関すること</li> </ol>
総 合 経 営 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の応援体制の整備に関すること</li> <li>2 国、東京都への陳情等に関すること</li> <li>3 被災情報の収集、伝達の協力に係る体制の整備に関すること</li> <li>4 業務継続計画（BCP）に関すること</li> </ol>

名 称	平 素 の 業 務
市民活動推進部	<ol style="list-style-type: none"> <li>避難住民の誘導に係る体制の整備に関すること</li> <li>避難所の開設・運営に係る体制の整備に関すること</li> <li>避難所生活者の支援に係る体制の整備に関すること</li> <li>外国人の保護、支援に係る体制の整備に関すること</li> <li>市民活動団体（NPO等）との協力に関すること</li> <li>町会・自治会等に関すること</li> <li>女性の視点に立った支援に関すること</li> <li>帰宅困難者の対応に係る協力のための体制の整備に関すること</li> <li>所管施設の警戒等の予防対策に関すること</li> </ol>
総務部	<ol style="list-style-type: none"> <li>職員の安否確認、動員及び服務に係る事前の整備に関すること</li> <li>職員の給与、食事、宿泊、健康管理その他支援業務に係る事前の整備に関すること</li> <li>武力攻撃事態等における広報への協力に係る体制の整備に関すること</li> <li>国民保護関係法規に関すること</li> <li>国、東京都、他区市町村からの武力攻撃災害等派遣職員の受入れに係る事前の整備に関すること</li> <li>国民の権利・利益の救済に係る手続きの整備に関すること</li> <li>特殊標章等（赤十字標章を含む）の交付・許可の協力に関すること</li> <li>国民保護措置の実施に当たり、生活安全部の応援のための体制の整備に関すること</li> </ol>
契約資産部	<ol style="list-style-type: none"> <li>本庁舎における警戒等の予防対策に関すること</li> <li>車両その他運送手段の確保体制、配車計画等の整備に関すること</li> <li>市有建物（他の部等に属するものを除く。）の警戒等の予防対策に関すること</li> <li>国民保護措置に係る物品の調達体制及び工事等の計画の整備に関すること</li> </ol>
財政部	<ol style="list-style-type: none"> <li>国民保護関係の予算、その他財務に関すること</li> <li>被害状況の調査（家屋含む）の実施体制の整備に関すること</li> <li>税の賦課徴収に関すること</li> </ol>
市民部	<ol style="list-style-type: none"> <li>安否情報の収集体制の整備に関すること</li> <li>行方不明者の捜索に係る体制の整備に関すること</li> <li>事務所における被災者の対応に係る体制の整備に関すること</li> <li>遺体の収容及び埋火葬に係る体制の整備に関すること</li> <li>帰宅困難者対策に係る体制の整備に関すること</li> <li>所管施設の警戒等の予防対策に関すること</li> </ol>
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> <li>要配慮者の救護、安全確保及び支援に係る体制の整備に関すること</li> <li>ボランティア（他の部等が所管するものを除く）の事前登録、受入れ及び派遣に係る体制の整備に関すること</li> <li>日本赤十字社との連絡調整に関すること（医療に関するものを除く）</li> <li>義援金の受領及び配分に係る体制の整備に関すること</li> <li>所管施設の警戒等の予防対策に関すること</li> </ol>

名 称	平 素 の 業 務
健 康 医 療 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療に係る体制の整備に関すること</li> <li>2 医師会等の医療関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>3 医療資器材、薬品等の調達に係る体制の整備に関すること</li> <li>4 帰宅困難者の対応の協力に関する体制の整備に関すること</li> <li>5 防疫に係る体制の整備に関すること</li> <li>6 動物対策に関すること</li> <li>7 所管施設の警戒等の予防対策に関すること</li> </ol>
子 ど も 家 庭 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 乳幼児及び児童の救助救援、保護及び安否確認等に係る体制の整備に関すること</li> <li>2 乳幼児及び児童に係る相談体制の整備に関すること</li> <li>3 他の部等に対する応援のための体制の整備に関すること</li> <li>4 所管施設の警戒等の予防対策に関すること</li> </ol>
産 業 振 興 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食品、生活物資その他救援物資の確保、調達及び配分に係る体制の整備に関すること</li> <li>2 観光客等の避難誘導及び安全確保に係る体制の整備に関すること</li> <li>3 農林業、商工業、観光施設等の被災状況の調査等に係る体制の整備に関すること</li> <li>4 避難所の開設・運営に係る体制の整備に関すること</li> <li>5 事業所防災対策（B C P事業継続計画策定支援を含む）に関すること</li> <li>6 所管施設の警戒等の予防対策に関すること</li> </ol>
環 境 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境保全及び回復に係る体制の整備に関すること</li> <li>2 消毒等防疫対策に係る体制の整備に関すること</li> <li>3 ごみ・がれきの収集及び処理に係る体制の整備に関すること</li> <li>4 遺族等による搬送が困難な遺体の搬送に係る体制の整備に関すること</li> <li>5 倒壊建物生埋め等被災者の救出及び搬送に係る体制の整備に関すること</li> <li>6 し尿の収集及び処理に係る体制の整備に関すること</li> <li>7 応急給水に係る体制の整備に関すること</li> <li>8 仮設トイレの設置及び管理等のトイレ対策に係る体制の整備に関すること</li> <li>9 所管施設の警戒等の予防対策に関すること</li> </ol>
都 市 計 画 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市の復旧・復興に関すること</li> <li>2 交通対策に係る総合調整に関すること</li> <li>3 交通情報の収集・提供に係る体制の整備に関すること</li> <li>4 代替交通手段の確保に係る体制の整備に関すること</li> <li>5 武力攻撃事態等発生時のヘリポート開設に係る体制の整備に関すること</li> </ol>
拠 点 整 備 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通情報の収集・提供に係る体制の整備に関すること</li> <li>2 倒壊建物生埋め等被災者の救出及び搬送の協力に係る体制の整備に関すること</li> </ol>
ま ち な み 整 備 部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅対策に関すること</li> <li>2 危険建物、危険区域等の安全確保に関すること</li> <li>3 応急仮設住宅等の募集、選定及び入居者管理に係る体制の整備に関すること</li> <li>4 倒壊建物生埋め等被災者の救出及び搬送の協力に係る体制の整備に関すること</li> <li>5 所管施設の警戒等の予防対策に関すること</li> </ol>

名 称	平 素 の 業 務
道 路 交 通 部	1 道路、堤防、橋りょうの保全に関すること 2 住家、河川、道路等における障害物の除去に係る体制の整備に関すること 3 危険建物、危険区域等の安全確保に係る体制の整備に関すること 4 倒壊建物生埋め等被災者の救出及び搬送の協力に係る体制の整備に関すること 5 帰宅困難者の対応の協力に係る体制の整備に関すること 6 所管施設の警戒等の予防対策に関すること
会 計 課	現金及び物品の出納及び保管に関すること
学 校 教 育 部	1 避難住民の誘導に係る体制の整備に関すること 2 避難所の開設・運営に係る体制の整備に関すること 3 学校施設等の警戒等の予防対策に関すること 4 児童及び生徒の安否確認等に係る体制の整備に関すること 5 児童及び生徒の避難誘導、安全確保に係る体制の整備に関すること 6 避難所生活者の支援、対応に係る体制の整備に関すること 7 帰宅困難者の対応の協力に係る体制の整備に関すること 8 国民保護に係る教育に関すること
生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 部	1 避難住民の誘導に係る体制の整備に関すること 2 避難所の開設・運営に係る体制の整備に関すること 3 避難所生活者の支援、対応に係る体制の整備に関すること 4 帰宅困難者の対応の協力に係る体制の整備に関すること 5 臨時ヘリポート開設の協力に係る体制の整備に関すること 6 国民保護措置に係る学校教育部の応援のための体制の整備に関すること 7 文化財の保護に係る体制の整備に関すること 8 学童保育所入所児童の救助救護、保護及び安否確認等に関すること 9 所管施設の警戒等の予防対策に関すること
議 会 事 務 局	1 市議会との連絡調整に関すること 2 他の部等に対する応援のための体制の整備に関すること
監 査 事 務 局	他の部等に対する応援のための体制の整備に関すること
選挙管理委員会事務局	他の部等に対する応援のための体制の整備に関すること
消 防 団	1 避難の指示の伝達に係る体制の整備に関すること 2 避難住民の誘導に係る体制の整備に関すること 3 被災情報の収集及び伝達の協力のための体制の整備に関すること 4 行方不明者等の捜索に係る体制の整備に関すること 5 災害の防御に係る体制の整備に関すること

【参考】東京消防庁（八王子消防署）の平素の業務（都国民保護計画より一部抜粋）

名 称	平 素 の 業 務
東 京 消 防 庁 八 王 子 消 防 署	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防活動体制の整備に関すること</li> <li>2 通信体制の整備に関すること</li> <li>3 情報収集・提供体制の整備に関すること</li> <li>4 装備・資機材の整備に関すること</li> <li>5 特殊標章の交付・管理に関すること</li> <li>6 生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全化対策に関すること</li> <li>7 事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること</li> <li>8 避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること</li> <li>9 都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること</li> </ol>

## 2 平時における危機情報の収集等

### (1) 危機情報の収集

市は、都や関連機関と連携し、常にテロの兆候など危機情報の把握に努める。

また、海外におけるテロ等の発生事例（特に首都や大都市）に関する情報についても可能な限り収集・分析し、警戒対応やテロへの対応力の強化に生かす。

### (2) 危機情報の共有

市は、テロ等の危機情報を把握した場合、速やかに市長に伝達できるように情報連絡体制を確立する。また、電話やメール、必要に応じ危機警戒本部会議等の会議を開催するなどして、危機情報等を全庁的に共有する。

### (3) 警戒対応

市は、テロ等の危機情報を把握し、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合、直ちに関連する施設に対して警戒対応の強化を要請する。

市は都が整備した「東京都管理施設テロリズム等警戒対応基準（平成18年決定）」に準拠し、市が管理する施設における同基準を整備し、警戒レベルに応じた警戒体制をとる。

## 3 市職員の参集基準等

### (1) 初動体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期すため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

### (2) 24時間即応可能な体制の確保

市は、武力攻撃事態等に応じて速やかに対応する必要があるため、消防署との間で構築されている情報連絡体制を踏まえ、速やかに情報収集・連絡等の業務を行うとともに、直ちに参集することができる24時間即応可能な体制を確保する。

### (3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、武力攻撃事態等に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

#### 【政府による事態の認定状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前 又は 事態認定に至らない	関係各部で情報収集等の対応が必要な場合	①各部の危機管理体制
	全庁的に情報の収集、対応策の検討等が必要な場合	②危機警戒本部
	危機警戒本部では対応が困難な場合など、市長が必要と認めたとき	③危機管理本部
	原因不明の事案が発生するなど、その被害が災害対策基本法上の災害 <sup>(*)</sup> に該当し、国民保護に準じた措置を実施する必要がある場合	④災害対策本部
事態認定有	市に対する対策本部設置の通知を受けた場合	⑤国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部

政府による事態認定前又は事態認定に至らない場合は、災害対策の仕組みを活用して初動体制を整備する。一方、政府による武力攻撃事態等の認定が行われ、市に対して、国民保護法に基づく対策本部の設置指定が行われた場合、市保護本部（国民保護又は緊急対処事態）を設置し対処する。

市保護本部の設置に際し、災害対策本部を既に設置している場合は、直ちに国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部に移行し、災害対策本部を廃止する。この場合、災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に変えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

#### 【職員配備態勢】

体制	職員配備態勢
事態認定無	①各部の危機管理体制 防災課職員及び各部危機管理責任者（部の庶務担当課長）、危機管理連絡員（部の庶務担当主査又は部長が指名する主査）
	②危機警戒本部 状況に応じて、地域防災計画で定める第1非常配備態勢又は第2非常配備態勢を準用する。
	③危機管理本部
	④災害対策本部
事態認定有	⑤国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部 地域防災計画で定める第3非常配備態勢を準用

### (4) 連絡手段の確保

市は、各部において非常時における連絡体制を確保する。特に、市の部長（室長、担当部長、局長を含む）、危機管理参事、課長及び防災課職員は、参集時の連絡手段として、携帯電話等を常に携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(\*) 災害対策基本法第2条第1号後段「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」に該当。

## (5) 参集が困難な場合の対応

市は、部長等が、交通の途絶や被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ代替職員を指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市保護本部長（市長）の代替職員については、次のとおりとする。

## 【市保護本部長（市長）の代替職員】

設置、指揮 の順位	(1) 生活安全部担当副市長	(2) 生活安全部担当外副市長
	(3) 教育長	(4) 生活安全部長
	(5) その他先着上位の職員	

## (6) 本部の代替機能の確保

市は、市庁舎が被災した場合等、市保護本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市保護本部の予備施設（地域防災計画に準ずる。）を次のとおり指定する。

○ 第1位 大横保健福祉センター	大横町 11-35	TEL 625-9128
○ 第2位 東浅川保健福祉センター	東浅川町 551-1	TEL 667-1331
○ 第3位 芸術文化会館（いちょうホール）	本町 24-1	TEL 621-3001

## (7) 交代要員等の確保等

市は、地域防災計画の体制を活用しつつ、市保護本部を設置した場合において、その機能が確保されるよう、主に以下の項目について整備する。

- ・交代要員の確保その他職員の配置
- ・食料、燃料等の備蓄
- ・自家発電設備の確保
- ・仮眠設備等の確保 等

## 4 消防の初動体制の把握等

## (1) 消防署の初動体制の把握

市は、消防署からの情報を受け、その初動体制を把握する。また、地域防災計画における消防署との情報連絡体制を踏まえ、特に初動時における緊密な連携を図る。

## (2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことを考慮し、都及び東京消防庁と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、都と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団が参加できるよう配慮する。

さらに市は、武力攻撃事態等における消防団員の参集基準を定める。

## 第2節 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するに当たっては、国、都、他の区市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが不可欠であることから、市は、関係機関との連携体制整備のあり方について、次のとおり定める。

### 1 基本的考え方

#### (1) 災害対策のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への的確かつ迅速な対処ができるよう、災害対策のための連携体制に準じて、あらかじめ関係機関との連携体制を整備する。

#### (2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

#### (3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けるなど、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合、市国民保護協議会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

### 2 都との連携

#### (1) 都の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき都の連絡先及び担当部署（担当部局名、電話番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な連携を図る。

#### (2) 都との情報共有

市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、都との間で緊密な情報の共有を図る。

#### (3) 市国民保護計画の都への協議

市は、都との国民保護計画の内容に関する協議を通じて、都の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

#### (4) 市と都の役割分担

市は、地域防災計画における役割分担を踏まえ、次のとおりとする。なお、救援に係る措置については、国民保護法上は知事の役割とされているところであるが、国民保護法第76条第1項<sup>(\*)</sup>の規定に基づき、その一部を市長が行うこととするものである。

<sup>(\*)</sup> 国民保護法第76条第1項 都道府県知事は、救援を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができます。

主な措置	役割分担
避難場所の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原則として市が運営する。</li> <li>○ 必要に応じて都が補完する。</li> </ul>
避難所等の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所・福祉避難所の開設、運営は市が行うこととし、都はこれを補完する。</li> <li>○ 都又は民間が管理する大規模施設などの運営は都が行うこととし、市は、これに協力する。</li> </ul>
食料・生活必需品の供給	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都による一括調達を原則とし、必要に応じて、都及び市における備蓄品を活用する。</li> <li>○ 緊急時における食料・生活必需品は、市の備蓄品（都の事前配置分を含む。）又は調達品をもって充てる。</li> </ul>
医療の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療救護所の設置、医療救護班等の派遣は、市が一次的に行い、都は要請に基づき、都医師会等に対する都医療救護班等の派遣要請や広域的な応援要請を行う。</li> <li>○ 都は市の要請に基づき医薬品、医療資材の補充を行う。</li> <li>○ 市は被災現場から医療救護所までの患者搬送及び医療救護所から災害拠点病院等への患者搬送を実施し、都は医療救護所から災害拠点病院等への患者搬送を実施する。</li> </ul>
備蓄	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食糧、生活必需品、医薬品等の備蓄は、災害対策用の備蓄を活用する。</li> <li>○ NBC災害への対処として、都は、都が現地に派遣する職員の安全確保のために必要となる資材を備蓄又は調達する。市は、それぞれの地域の特性に応じて資材を備蓄又は調達する。</li> </ul>
保健衛生の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣し、都は要請に基づき市の支援及び補完を行う。</li> <li>○ 都及び市は、避難所の食品衛生指導等を行う。</li> <li>○ 市は、避難所に対する衛生管理指導を行い、都はこれに指導・助言を行う。</li> </ul>
被災者の捜索及び救出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、警視庁、東京消防庁が中心となって行う被災者の捜索、救出に協力する。</li> </ul>
埋葬及び火葬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、身元不明遺体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬とともに、遺留品、遺骨の保管を行う。</li> <li>○ 都は必要に応じて広域火葬体制に基づく火葬の実施について調整、推進する。</li> </ul>
電話その他の通信設備の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都は電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て通信機器等を設置する。</li> <li>○ 市は避難所において機器の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。</li> </ul>

武力攻撃災害による被害を受けた住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、都が定める実施要領案に基づき応急修理の募集、選定を行う。</li> <li>○ 都は応急修理を実施するために必要な措置を行う。</li> </ul>
学用品の給与	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、必要量を把握し都に報告する。</li> <li>○ 都は学用品を一括して調達し、市が配付する。</li> </ul>
行方不明者の捜索及び死体の処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、警視庁、東京消防庁が中心となって行方不明者の捜索に協力する。</li> <li>○ 市は、警視庁等関係機関と連携して、死体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。</li> <li>○ 都は、行方不明者の捜索、死体の搬送・収容等に関する支援、連絡調整を行う。</li> </ul>
ごみ、し尿、がれき処理及び土石・竹木等の除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市は、市域のごみ処理を行う。</li> <li>○ 市は、仮設トイレ等を設置するとともに、し尿を収集し、下水道施設への搬入又は投入により処理する。</li> <li>○ 都は、搬入又は投入先の下水道施設（水再生センター又は管路）のし尿受入口の特定を行う。</li> <li>○ 市は、市域におけるがれき処理を行う。都は、がれき処理に関する広域的な調整を行う。</li> <li>○ 市は、土石、竹木等の除去を実施する。都は、広域的な観点から実施順位等を定め、市と協力して土石、竹木等の除去を実施する。</li> </ul>
応急仮設住宅等の供与、運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 都は、応急仮設住宅等の確保に必要な措置を行う。</li> <li>○ 市は、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。</li> </ul>

#### (5) 警察との連携

市は、避難住民の誘導等が円滑に行えるよう、また市道の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察署と必要な連携を図る。

#### (6) 消防との連携

市は、避難住民の円滑な誘導を行うことができるよう、消防署と緊密な連携を図る。

### 3 近接市町村との連携

#### (1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村と相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災のために締結されている相互応援協定について必要な見直しを行うことなどにより、国民保護措置における近接市町村相互間の連携を図る。

特に、都内では区市町村の区域を越えて都市や生活圏域が広がり、ひとたび武力攻撃等が発生すると複数の区域に影響が及ぶ可能性が高いことを考慮し、近接市町村相互間が行う避難・救援等の措置が整合したものとなるように、必要な調整を図るものとする。

## (2) 事務の一部委託のための準備

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置実施のために事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を想定し、近接市町村等と平素から意見交換を行う。

## 4 指定公共機関等との連携

### (1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、市内の指定公共機関等との緊密な連携を図るため、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

### (2) 医療機関等との連携

市は、大規模なテロ等の発生時に迅速かつ的確に医療機関の活動が行われるよう、都と協力して、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、N B C攻撃による被災者への対応が可能な医療機関の把握、N B Cの専門的な知見を有する医療関係者に関する情報収集に努める。

### (3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から避難、物資及び資材の提供並びに救援等を実施するための必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた連携体制の整備を図る。

### (4) 事業所等との連携

市は、都及び関係機関と協力し、市内の事業所での国民保護に関する取組を支援するよう努めるとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携、協力関係の確保に努める。

また、消防署が実施する、事業所の施設管理者や事業者に対する、火災や地震等のための既存のマニュアル等を参考にした、避難誘導のための計画等の作成指導などについて、必要に応じて協力する。

## 5 自主防災組織やボランティア団体等に対する支援

### (1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織や町会・自治会等のリーダーに対する研修等を通じて、自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互及び自主防災組織や消防団等の連携が図られるよう配慮する。

また、都と連携し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための資機材の充実を図る。

なお、自主防災組織に対する指導、訓練を実施するに当たっては、消防署の協力を得て火災や地震等の対応に準じた避難要領等の啓発を行う。

### (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携し、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

## 6 テロ等対策に関する関係機関等の連携協力

### (1) 大規模集客施設等に係る連携体制の構築等

市は、テロ等が発生した場合に迅速に初動対応を行うため、関係者や施設管理者の協力を得て、施設の実態に応じた緊急連絡体制を整備する。

市は、テロ等の発生に応じて、現地で活動する機関とともに設置する「現地連絡調整所」（現地における情報の共有、連携の確保等を目的とする）の具体的な運営について関係機関と協議するなど、連携協力のための体制づくりを進める。

### (2) 民間のライフライン等施設及び大規模集客施設の危機管理の強化等

市は、都や関係機関等と協力し、施設管理者が行う危機管理体制の強化や訓練に対して、必要な指導、助言を行う。この場合、施設内の人々への正確な情報伝達・指示、避難誘導などの初動対応を重視する。

市は、都や関係機関等と協力し、施設管理者に対して、適切な警戒対応と発生時における迅速かつ的確な対処を確保する観点から、テロ等への対処マニュアルの整備を要請する。

### (3) 不特定多数の人々への情報伝達

市は、市が管理する施設や大規模集客施設、中心市街地等を往来する不特定多数の人々に警報や避難の指示等を速やかに伝達できるように、関係機関のほか、放送事業者や電気通信事業者等に協力を依頼するなどして、多様な情報伝達手段の確保に努める。

### 第3節 通信連絡体制の整備

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、通信の確保が重要であることから、市の通信連絡体制の整備等について、次のとおり定める。

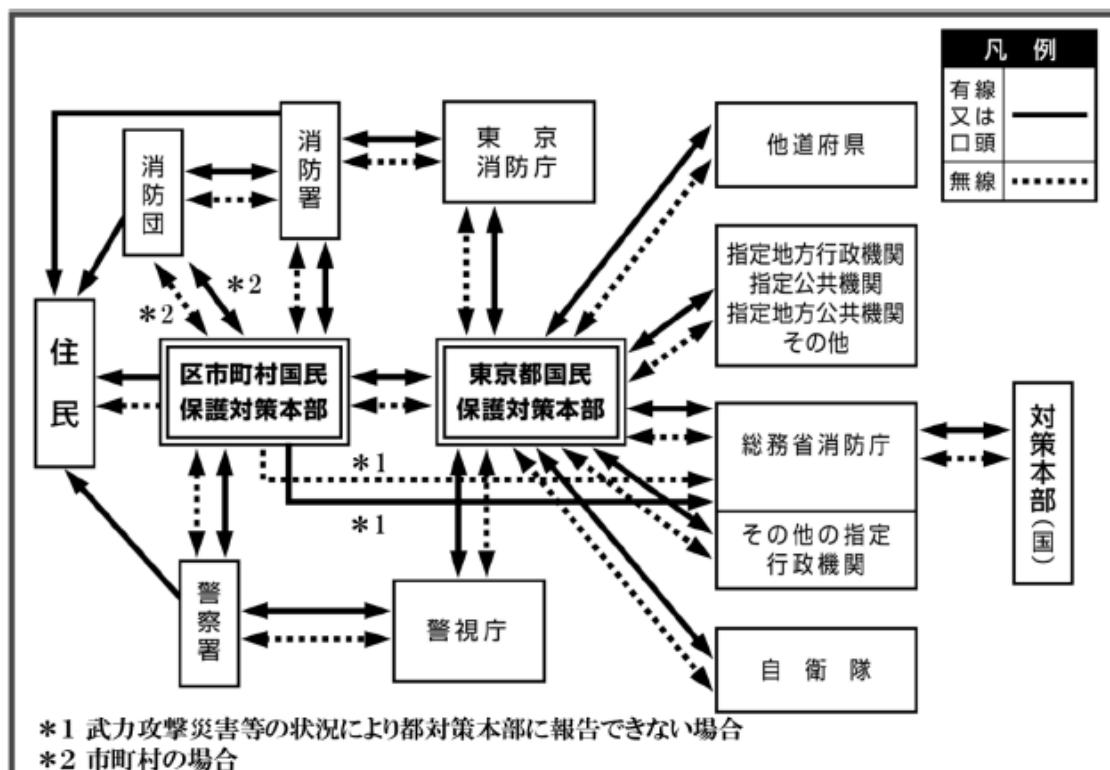
#### 1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、通信連絡体制の整備、重要通信の確保に関する対策を図る。なお、通信連絡のための機器やシステム、体制等整備をするにあたっては、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的とし、総務省を中心とした関係省庁や電気通信事業者等で構成された「非常通信協議会」との連携に十分配慮する。

#### 2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃事態等においても、通信機能を確保する観点から、通信連絡手段の多様化や必要な機器の整備・充実を図るなど、都国民保護計画における通信連絡系統を踏まえ、地域防災計画で整備された体制を活用し、通信連絡体制の確保に努める。

【通信連絡系統図】



都国民保護計画（令和7年変更）

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信連絡手段を活用するとともに、次の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路のマルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</li> </ul>
運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害時の市組織内及び市と関係機関、関係機関相互の緊急時の連絡手段として、災害時優先電話や区が整備する地域防災無線や防災行政無線等を活用する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都との情報連絡手段として、東京都防災行政無線や東京都災害情報システム等を活用する。</li> <li>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に保守・整備する。</li> </ul>
運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時や途絶時、庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した関係機関との実践的通信訓練（非常用電源を利用するなど）の実施を図る。</li> </ul>
運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を加味して実施時間や電源の確保等の条件設定を行い、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通信系の通信輻輳時の混信対策等に十分留意し、武力攻撃事態等の非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等や地域防災無線を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</li> </ul>
運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当する職員の役割や責任の明確化等を図るとともに、各担当者が被害を受けた場合に備え、他の職員が円滑に代行できるような体制の構築を図る。</li> </ul>
運用面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への情報提供については、防災行政無線や防災情報メール等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及び、通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行う。</li> </ul>

#### 第4節 情報収集・報告、提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、市民への警報や避難の指示の伝達、被災情報や安否情報等の収集・整理等を行うため、情報収集・報告、提供等の体制整備のために必要な事項について、次のとおり定める。

##### 1 基本的考え方

###### (1) 情報収集・報告、提供のための体制整備

市は、武力攻撃事態等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報やその他の情報等を収集・整理し、関係機関や市民に的確かつ迅速に提供するための体制を整備する。

###### (2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、地域防災計画における体制を踏まえ、効率的な情報の収集・報告、提供や武力攻撃災害事態等により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

### (3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

## 2 警報等の伝達に必要な準備

### (1) 警報の伝達体制の整備

市は、都知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

この場合、民生委員や社会福祉協議会、その他関係団体等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者に対する伝達に配慮する。

また、市は、その職員を指揮し、消防の協力を得て、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、住民等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

警報の伝達に当たっては、自主防災組織による伝達、町会・自治会・管理組合等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討する。

### (2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線を整備している。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）<sup>(\*)</sup>を介して警報が住民へ迅速かつ確実に伝達されるよう、受信設備及び伝達体制等の管理、整備等を行う。

### (3) 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の整備

市は、国（官邸）から国民保護情報などの緊急情報を送信する、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）を導入している。

### (4) 市民等への情報伝達手段の整備

市は、ホームページや防災情報メール、ソーシャルメディア等の多様な手段を活用するとともに、新たな情報伝達手段の整備に努める。

### (5) 警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。

### (6) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

市は、国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）について、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(\*) 対処に時間的余裕のない弾道ミサイル情報や自然災害における緊急地震速報等を、国が人工衛星を用いて、市の防災行政無線等を自動起動し、住民に瞬時に伝達するシステム

#### (7) 大規模集客施設等への伝達体制の確保

市は、警報の内容の伝達を行うこととなる市内に所在する多数の者が利用又は居住する施設について、都との役割分担も考慮して、情報伝達体制を整備するとともに、各々の施設管理者等の連絡先の把握や情報交換等を行う。

«多数の者が利用又は居住する施設の例»

・大規模集客施設等（駅、病院、学校、劇場等の文化施設、競技施設等）

・大規模オフィス 　・大規模な繁華街 　・大規模集合住宅 など

また、市の地域特性を踏まえ、次に掲げる人々や施設についても情報伝達体制の整備を検討する。

・八王子駅周辺の中心市街地 　・高尾山等を訪れている観光客

・市内の大学等に通う学生 　・老人ホームや通所施設等の福祉施設

市は、都及び消防署が行う、大規模集客施設の管理者等に対する、突発的なテロ等が発生した場合における当該施設内の人々への情報提供（館内放送等）や避難誘導体制の整備等に関する指導・助言に協力する。

#### (8) 民間事業者の協力

市は、民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、都と連携して、各種の取組みを推進する。その際、事業者の先進的な取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

### 3 安否情報の収集・提供に必要な準備

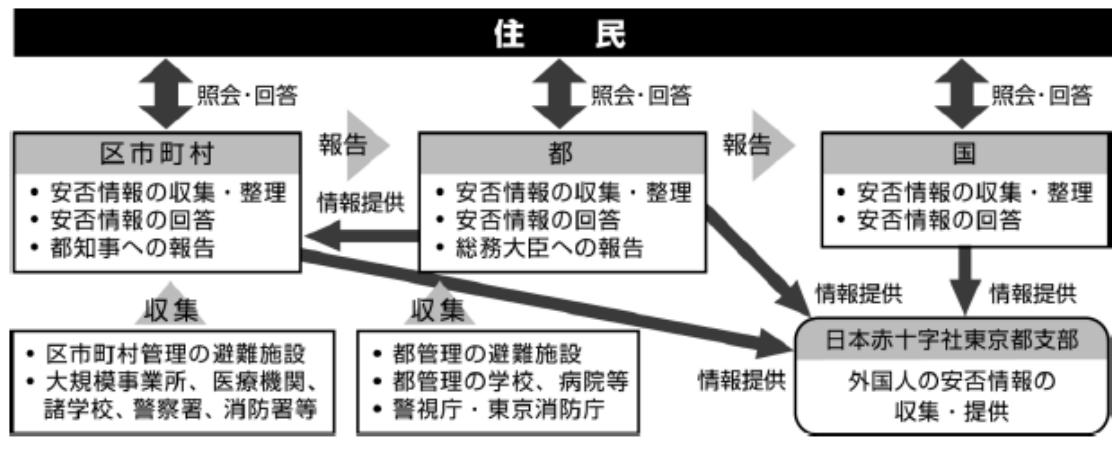
#### (1) 安否情報収集・提供のための体制整備

市は、避難住民及び武力攻撃災害で死傷した住民の生死、所在等の安否情報を円滑に収集、整理、報告、提供を円滑に行うことができるよう、市における安否情報の収集・整理・回答を一元的に行うための体制・窓口を整備する。また、当該窓口の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を実施する。加えて、都と安否情報の収集及び回答部署、責任者等の情報を共有するなど、相互の協力体制を確保する。

### 【安否情報の収集、提供の概要】

市による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。



都国民保護計画（令和7年変更）

### (2) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民の安否情報に関して、原則として武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号及び第2号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて都に報告するための体制を整備する。

### 【収集する安否情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）
① 氏名 ② フリガナ ③ 出生の年月日 ④ 男女の別 ⑤ 住所（郵便番号を含む。） ⑥ 国籍
⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
⑧ 負傷（疾病）の該当 ⑨ 負傷又は疾病の状況 ⑩ 現在の居所 ⑪ 連絡先その他必要情報
⑫ 親族・同居者への回答の希望 ⑬ 知人への回答の希望
⑭ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意
2 死亡した住民（上記①～⑦に加えて）
⑧ 死亡の日時、場所及び状況 ⑨ 遺体が安置されている場所 ⑩ 連絡先その他必要情報
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

### (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、都との役割分担により安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所その他施設の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

#### 【都との役割分担】

安否情報の収集は、住民に関する情報を有する市が行うことを基本とし、都は、都の施設等からの収集など補完的に対応する。

- ・市…市管理の避難施設、市の施設（学校等）

市内の大規模事業所、医療機関、諸学校、警察署、消防署、その他施設

- ・都…都管理の避難施設、都の施設（学校・病院等）

警視庁、東京消防庁等

市民等からの照会に対しては、都、市それぞれが、共有する安否情報に基づき回答する。

### (4) 市民等への周知等

市は、避難時に氏名や身分を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、写真入りの社員証等）を携行するよう、都と連携して、市民等に周知する。

また、避難所等で大勢の避難住民等の安否情報を速やかに把握できるように、市民等による氏名等の申告やそれらの集約方法等について検討する。

### (5) 安否情報システムの活用

市は、安否情報の収集、報告及び提供を行うため、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（安否情報システム）<sup>(\*)</sup>を活用する。

### (6) 近接市との協力体制の確保

市は、都県境を越えて通勤・通学等をする者を含め安否情報の提供を円滑に行うため、近接市と相互の協力体制の確保に努める。

## 4 被災情報の収集・報告に必要な準備

### (1) 情報収集・連絡体制の整備

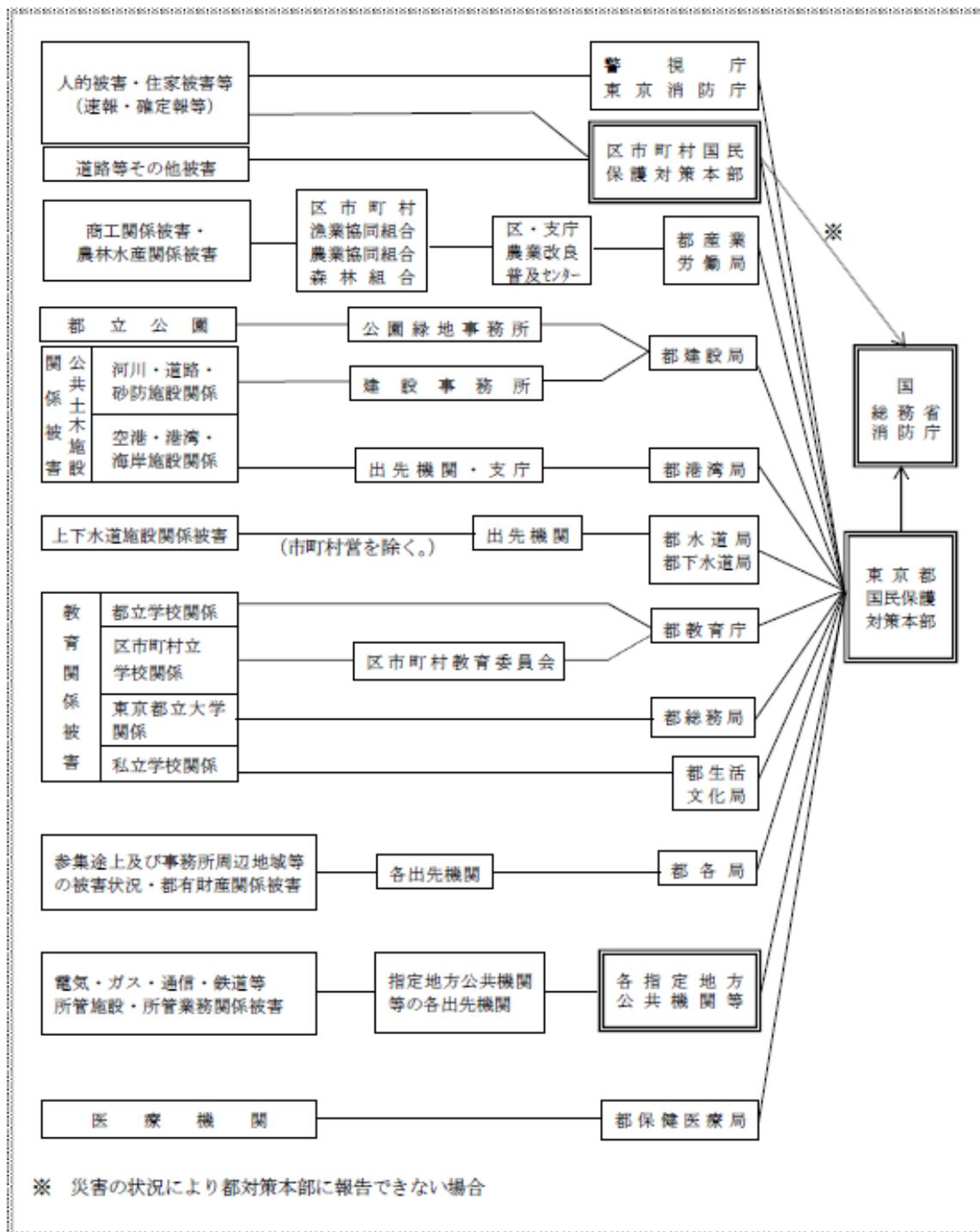
市は、被災情報の収集、整理や都知事への報告等を適時・適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・報告に当たる担当者を定めるとともに、都における被災情報の収集・報告系統を踏まえ、必要な体制を整備する。なお、被災情報の収集・報告については、被災者の個人情報の取り扱いに留意する。

#### 【収集・報告すべき情報】

- 1 武力攻撃災害等の発生日時・場所 2 発生した武力攻撃災害等の概要
- 3 人的・物的被害状況（①死者、行方不明者、負傷者 ②住家被害 ③その他必要な事項）
- 4 可能な場合、死者の死亡年月日、性別、年齢、概況

(\*) 国民保護法第32条第4項に規定する国民の保護に関する基本指針に基づき、国及び地方公共団体が開発したシステム。都道府県や国への安否情報の報告や、住民等への照会に回答するために使用する。

## 【被災情報の収集・報告系統】



## (2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を行うなど育成に努める。

## 5 広報体制の整備

市は、市保護本部において、被害情報等の広報を適時・的確に行えるように、「広報事項」、「方法」、「タイミング」、「広報文例」などをあらかじめ整理しておく。

## 第5節 特殊標章等の交付又は使用許可に係る体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）<sup>(\*)</sup>を交付することとなる。このため、これら標章等の交付等に係る体制の整備のために必要な事項を、次のとおり定める。

### 1 特殊標章等

#### (1) 特殊標章

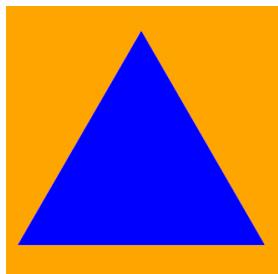
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

#### (2) 身分証明書

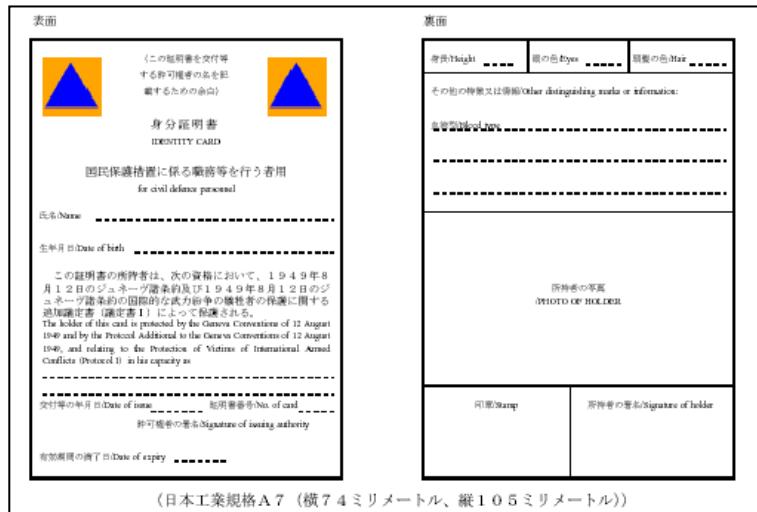
第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記参照）

#### (3) 識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等



オレンジ色地に青の正三角形



身分証明書のひな型

### 2 特殊標章等の作成・管理

市は、「八王子市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」に基づき、必要となる特殊標章等を作成するとともに、交付する必要が生じた場合に迅速に交付できるよう適切に管理する。

(\*) 【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

## 第6節 研修及び訓練

市職員は、市民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

### 1 研修

#### (1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護及び危機管理の知見を有する職員を育成するため、国や都、市等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

#### (2) 職員等の研修

市は、職員に対して、国、都等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、都と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成する各種教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

#### (3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、国、都、自衛隊、警視庁、東京消防庁等の職員及び学識経験者等を講師に招くなど、外部の人材についても積極的に活用する。

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、都、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、関係機関との連携を図る。

#### (2) 訓練の形態及び項目

訓練の計画に当たっては、実動訓練、図上訓練等、様々な訓練な情報伝達手段等の手法を組み合わせ、様々な場所や想定で行うなど、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練となるように留意する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市保護本部を迅速に設置するための職員の参集、対策本部設置・運営に関する訓練
- ② 警報、避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練
- ④ 弾道ミサイルを想定した訓練やテロ等の突発的な事態発生に伴う対処に関する訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な事項については、有機的に連携させる。
- ② 住民の避難誘導や救援等についての訓練の実施に当たっては、町会・自治会、自主防災組織等の参加・協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、参加者等から意見を聴取するなど客観的な評価を行うとともに、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し等に反映する。
- ④ 市は、自主防災組織などと連携し、市民や事業者等に対し広く訓練への参加・協力を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民や事業者等の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、都及び消防署と協力し、大規模集客施設（ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設等）、学校、病院、駅、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等に関する計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を要請する。
- ⑥ 市は、警察署と連携し、訓練時における交通規制等の実施について留意する。また、警視庁（警察署）が行うテロ対策訓練等に参加し、知識の習得・向上に努める。

## 第2章 避難、救援、武力攻撃災害への対処に関する備え

市は、避難や救援、武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関し必要な事項について、次のとおり定める。（通信の確保、情報収集・報告、提供体制など既に記載しているものを除く。）

### 1 避難に関する基本的事項

#### (1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を、都と連携して準備する。

##### 【市で集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図  
(※ 地形の起伏や河川の位置等の地理的な状況が明らかなもの)
- 人口データ  
(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 市内の道路網のリスト  
(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、都道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト  
(※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)  
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト  
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 大規模集客施設のデータ  
(※ 施設の種別や規模等についてのデータ)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト  
(※ 備蓄物資の所在地、数量、市内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト  
(※ 避難住民の誘導に影響を与えるかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、都、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 町会・自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧  
(※ 代表者及び連絡担当者の自宅住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト  
(※ 東京消防庁、消防方面本部、消防署、消防団本部の所在地等の一覧)

#### (2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への対応

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者、難病患者、外国人、妊産婦及び乳幼児等の自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時の対応を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。その際、避難誘導時において、市の関係部署を中心に、都が設置する要配慮者対策統括部との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者の協力

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から都と連携し、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力関係の構築に努める。

特に、突発的に事案が発生し、建物外にいる人々が緊急に屋内に避難せざるを得ない場合の受入れ等について、都と連携し、その協力の確保に努める。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関し、時間的な余裕がない場合などは、事業所等の単位により集団で避難することを踏まえて、平素から各事業所等における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認するなど、連携体制の整備に努める。

また、市の地域特性を活かし、大学や福祉施設については避難の在り方だけではなく、次の事項について協力が得られるよう、自然災害対策の取組みと並行して検討する。

- ・学生による避難誘導、救援等の援助
- ・避難施設としての宿泊施設などの活用
- ・高齢者、障害者等の要配慮者を対象とした福祉避難所としての福祉施設の活用

(6) 大規模集客施設との連携

市は、平素から都と連携して、大規模集客施設にいる多くの人々の避難が円滑に行われるよう、必要に応じ連絡会議を設置し、情報伝達体制を確立するなど施設管理者等との連携に努める。

(7) 超高層ビルや大規模オフィス棟等との連携

市は、事業所やビル単位、特に超高層ビルや大規模オフィスにおける避難が円滑に行われるよう、施設管理者等との連携に努める。

## 2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（都、消防、警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成している。今後、適宜当該パターンを見直すとともに、更なるパターンの作成に努める。

## 3 救援に関する基本的事項

(1) 都との調整

市は、市が行うべき救援について、地域防災計画の役割分担を基本として、都と協議し、その役割分担を明らかにする。

## (2) 基礎的資料の準備等

市は、都と連携して、迅速かつ的確に救援に関する事務を行うために必要な資料を収集し、速やかに利用できるように管理する。また、避難に関する平素からの取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

### 【平素から収集・管理すべき資料】

情報	内容
収容施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長期の収容施設として活用できる土地・建物等のリスト</li> <li>・高齢者、障害者等の要配慮者を収容できる社会福祉施設等、宿泊施設等のリスト</li> </ul>
備蓄物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量の食料や飲料水等の生活必需品の備蓄・調達先のリスト、調達経路</li> </ul>
調達可能物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設住宅建設用、応急修理用の資材の調達方法、建設業協会のリスト等</li> </ul>
関係医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害拠点病院などの主要な病院の所在、病床数等の対応能力についてのデータ (※)</li> </ul>
救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣元、班編成、活動内容等についてのデータ</li> </ul>
火葬場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬場等の所在及び対応可能数等についてのデータ</li> </ul>
関係機関等協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定書</li> </ul>
関係機関連絡先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、都、他区市町村、民間事業者等一覧</li> </ul>

(※) N B C攻撃による被災者への対応が可能な医療機関の把握、N B Cの専門知識を有する医療関係者に関する情報収集等に努める。

## (3) 救援センター運営マニュアルの整備

市は、市が開設する避難所において避難住民の生活を支援するために設置する「救援センター」に関する運営マニュアルを、都の指針に基づき整備する。

## 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、都と連携して、運送事業者の輸送力や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

### (1) 運送事業者の輸送力・輸送施設に関する情報の把握

市は、都が保有する市内の運送に係る運送事業者の輸送力や道路、鉄道等の輸送施設に関する以下の情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
  - ① 保有車両等(鉄道、定期・路線バス等)の数、定員
  - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
  - ① 道 路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
  - ② 鉄 道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)

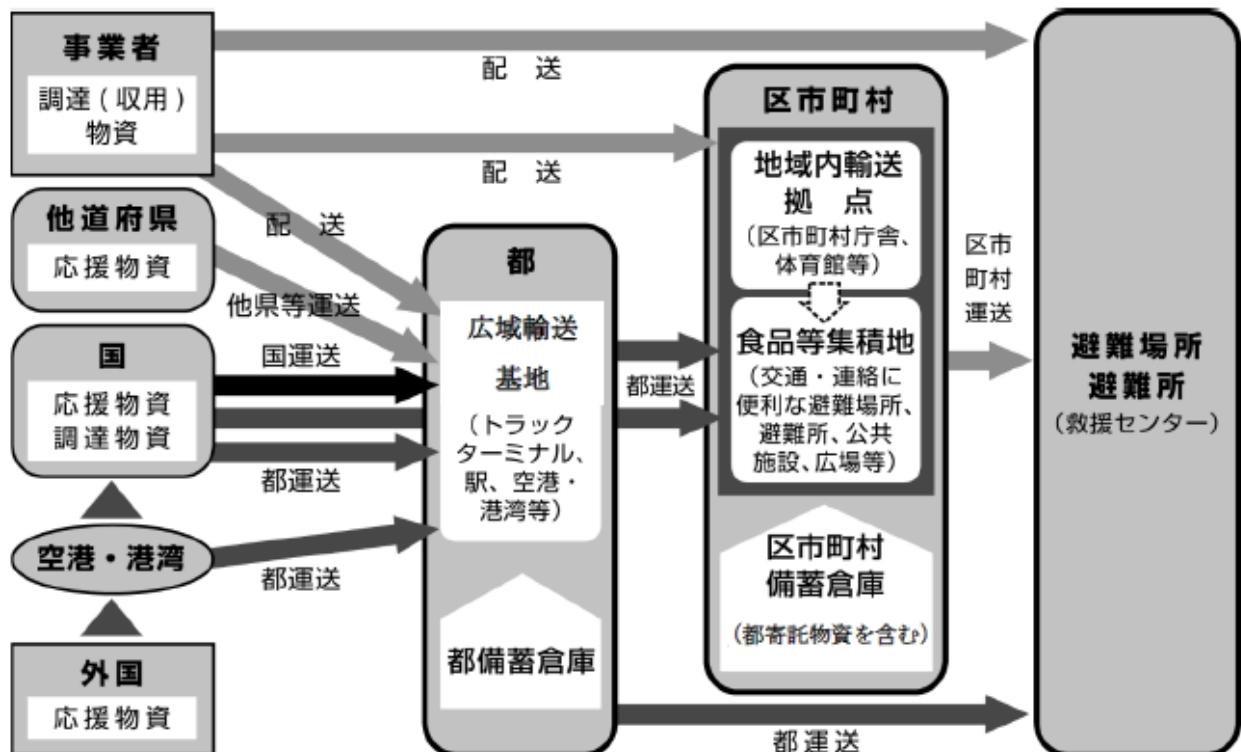
## (2) 運送経路の把握

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、都が保有する市内の運送経路の情報を共有する。

## (3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備

市は、避難住民の運送体制を整備するとともに、都からの緊急物資等の配送を受けるための地域内輸送拠点の整備、各避難所への運送など、緊急物資等の運送体制を把握・整備する。

### 【物資・資材等の運送体制の概要】



都国民保護計画（令和7年変更）

### 【地域内輸送拠点】

市における物資・資材の受入、配分、避難所への運送等の拠点。地域防災計画では以下の施設を定めている。

地域内輸送拠点	最寄りのインターチェンジ（IC）
甲の原体育館	中央自動車道 八王子 IC
あつたかホール	中央自動車道 八王子 IC
片倉つどいの森公園	八王子バイパス 打越 IC
南大沢文化会館	八王子バイパス 鎌水 IC（八王子方面より）
総合体育館（エスフォルタアリーナ八王子）	首都圏中央連絡自動車道 高尾山 IC

## 5 避難施設の指定への協力

市は、都が行う避難施設の指定<sup>(\*)</sup>に際して、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど都に協力する。

また、都が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、都と共有するとともに、都と連携し、住民に対して避難施設の場所、連絡先等の迅速に避難を行うために必要な情報を周知する。

### 【避難施設の区分】

施設区分	定義
屋内避難施設	避難所及び緊急一時避難施設
避難所	避難住民等を収容するもの 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅の設置が可能（賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げも可能）
緊急一時避難施設	爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用するコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設
屋外避難施設	長期に避難を要する事態における応急仮設住宅等の建設用地、炊き出しや医療の提供等の救援の実施場所、一時的に集合させる場所等の確保を目的とした避難施設

都国民保護計画（令和7年変更）

## 6 生活関連等施設の把握等

### (1) 生活関連等施設の把握及び連絡体制の整備

市は、市内に所在する生活関連等施設について、都を通じて把握するとともに、都や当該施設等との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点」の一部変更について（平成27年4月21日付内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付事務連絡）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

(\*) 国民保護法では、避難施設の指定は都道府県知事が行うこととされている。

## 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	国土交通省、環境省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬・劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

## (2) 市が管理する公共施設等における警戒体制の整備

市は、市が管理する施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、警察等との連携を図りながら、都の措置に準じて警戒等の必要な措置を実施する。

## 第3章 物資・資材の備蓄、施設の整備

市は、国民保護措置の実施に必要な物資や資材の備蓄や施設の整備について、フェーズフリーの視点を取り入れるよう努め、次のとおり定める。

### 1 市における備蓄

#### (1) 防災用備蓄の活用

国民保護措置のために必要な物資や資材については、原則として、防災のための備蓄と相互に兼ねるものとし、その備蓄を保管する場所において適切に管理する。

#### (2) 国民保護措置のために新たに必要な物資及び資材

市は、国民保護措置の実施において新たに必要となる物資・資材については、国や都及び関係機関の整備の状況等も踏まえ、都と連携しつつ対応するとともに、新たに備蓄・調達するよう努める<sup>(\*)</sup>。

また市は、特にN B C災害時に現地連絡調整所で活動する職員のために必要となる資材等について、新たに備蓄又は調達を検討する。

##### 【国民保護措置のために特に必要な物資・資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

#### (3) 都及び他の区市町村等との連携

市は、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備について、都と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたる場合でも、必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の区市町村や事業者等との間であらかじめ協定を締結するなど、必要な体制を整備する。

### 2 市が管理する施設及び設備の整備等

#### (1) 施設等の整備・点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、自ら管理する施設及び設備を整備、点検する。

#### (2) ライフライン施設の適切な管理

市は、自ら管理する下水道施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、適切な管理に努める。

#### (3) 復旧のための各種資料等の保存体制の整備

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するよう努める。

<sup>(\*)</sup> 国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

## 第4章 国民保護に関する普及・啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、次のとおり定める。

### 1 国民保護措置に関する普及・啓発

#### (1) 普及・啓発の方法

市は、都及び関係機関と連携・協力し、市民、地域の団体、事業者等に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用するとともに、市民向けの出前講座等の機会を通じて、国民保護措置の重要性や内容、協力の趣旨等について継続的に普及・啓発を行う。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど、対象者の実態に応じた方法により普及・啓発を行う。

#### (2) 防災に関する普及・啓発の機会の活用

市は、防災に関する普及・啓発の機会を活用するとともに、消防団や自主防災組織の特性も活かしながら、住民等への普及・啓発を行う。

#### (3) 緊急時における事業者の協力

市は、都と連携し、緊急時に事業所内に逃げ込む市民の受け入れなどの協力について、市内の事業者の理解を得るよう努める。

#### (4) 学校における教育

市教育委員会は、都教育委員会の協力を得て、児童・生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。また、市内の私立学校においても、同様の教育が行われるように求めていく。

#### (5) 学生への普及・啓発

市内には、21の大学・短期大学・高等専門学校が立地し、約9万人の学生が学んでおり、全国でも有数の学園都市となっている。

市は、こうした地域特性を活かし、大学コンソーシアム八王子との連携などにより、国民保護措置に関する普及・啓発を行い、市域の大学等の学生との国民保護措置の実施に係る体制整備を図っていく。

### 2 市民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害等の兆候を発見した場合の市長等に対する通報、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報の方法等について、啓発資料等を活用して住民の理解と協力を得ながら周知を図る。市は、都が作成するパンフレット等を活用し、都と協力して武力攻撃事態等における市民や事業者、学校等の施設管理者の適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。また、日本赤十字社

都、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

### 3 赤十字標章等及び特殊標章等に関する啓発

市は、都等の関係機関と協力し、武力攻撃事態等における赤十字標章等及び特殊標章等の使用の意義、使用に当たっての濫用防止等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努める。

### 4 市民・事業者の皆様に行っていただきたい平素からの備え

#### (1) 警報が発令されたときの行動及び避難行動の理解

日頃から、武力攻撃事態や大規模テロ等（緊急対処事態）に遭遇した場合にとるべき行動について、知っていただくことが重要である。

#### (2) 備蓄

地震などの災害に対する日頃からの備えとして実践している、避難用の非持ち出し品や数日間を自足するための備蓄品は、武力攻撃事態等における避難時においても役立つものであり、フェーズフリーの視点を取り入れることで更に実効性のある対策につながると考えられる。

#### (3) 訓練への参加

上記(1)の避難行動等の理解を深めるためにも、都民・事業者の皆様にも訓練に参加いただくことが重要である。

«弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について»

Jアラート（全国瞬時警報システム）により弾道ミサイル発射情報が発令されたら

【逃げる】

屋外にいる場合、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中や、地下に避難する。

【離れる】

屋内にいる場合、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

【隠れる】

屋外にいる場合で、近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。

※ 東京都防災ホームページ：弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動について

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1000063/1022489.html>

«警報が発令された場合に直ちにとるべき行動（例）»

○ 屋内にいる場合

- ・ ドアや窓を全部閉める。
- ・ ガス、水道、換気扇を止める。
- ・ ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。

○ 屋外にいる場合

- ・ 近隣の堅ろうな建物や地下街など屋内に避難する。

«武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点»

○ 弹道ミサイルによる攻撃の場合

- ・ 攻撃当初は屋内に避難し、その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。  
屋内の避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。

○ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

- ・ 突発的に被害が発生することも考えられるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

○ 航空攻撃の場合

- ・ 攻撃の目的地を特定せずに、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられる。屋内への避難に当たっては、近隣の堅ろうな建物や地下街などに避難する。その後、状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

○ 着上陸侵攻の場合

- ・ 攻撃が予測された時点において、あらかじめ避難することも想定される。
- ・ 避難が必要な地域が広範囲にわたり遠方への避難が必要となるとともに、避難の期間が長期間にわたることも想定される。避難の経路や手段などについて行政機関からの指示に従い適切に避難する。

○ N B C攻撃の場合

- ・ 武力攻撃やテロの手段としてN B C（核物質、生物剤、化学剤）が用いられた場合には、特別な対応が必要となることから、情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示に従って行動することが重要である。

※ 内閣官房国民保護ポータルサイト：武力攻撃やテロなどから身を守るために

[https://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryou/hogo\\_manual.html](https://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryou/hogo_manual.html)

## 資料編

- ◇八王子市国民保護対策本部及び緊急対処事態 対策本部条例
- ◇八王子市の特殊標章及び身分証明書に関する 交付要綱
- ◇八王子市国民保護協議会条例
- ◇八王子市国民保護協議会委員名簿
- ◇武力攻撃事態等における国民の保護のための 措置に関する法律による救援の程度及び方法 の基準
- ◇武力攻撃事態等における安否情報の収集及び 報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の 手續その他の必要な事項を定める省令
- ◇動物の保護等に関する地方公共団体が配慮す べき事項についての基本的な考え方
- ◇国民保護関連協定締結先一覧
- ◇市内の緊急一時避難施設の指定状況



# 八王子市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月28日  
条例第17号

## (趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、八王子市国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）及び八王子市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 八王子市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、保護本部の事務を総括する。

2 八王子市国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、保護本部の事務を整理する。

3 八王子市国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、保護本部の事務に従事する。

4 保護本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員から市長が任命する。

## (会議)

第3条 本部長は、保護本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

## (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、保護本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

## (国民保護現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

## (雑則)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

## (準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、八王子市緊急対処事態対策本部について準用する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 八王子市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、八王子市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

## (交付の対象者)

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護ための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に對し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員で国民保護措置に係る業務を行う者
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

## (交付の手続)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に對し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（第2号様式）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に對し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（第1号様式）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（第2号様式）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

## (腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認める者に對し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に對し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

## (旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）を併せて交付するものとする。

## (訓練における使用)

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に對し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等を併せて貸与することができるものとする。

#### (特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待つことまがないと認めるとときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

#### (特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（第3号様式）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

#### (身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

#### (身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

#### (身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（第4号様式）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

#### (有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

#### (保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

#### (返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

#### (濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(雑則)

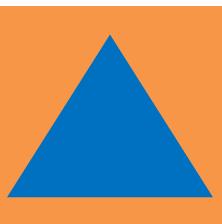
第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 八王子市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、生活安全部防災課が行うものとする。

附 則

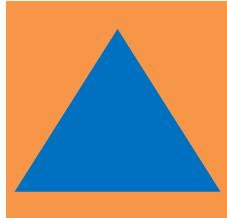
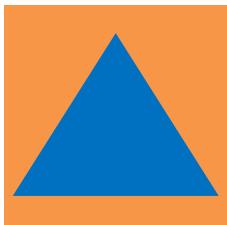
この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

別紙（第2条関係）

区分	表示		制式
	位置	形状	
腕章	左腕に表示		
帽章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		<p>①オレンジ色地に青色の正三角形とする。          ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。          ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>※一連の登録番号を表面右下の隅に付する。          (例：八王子市 1)</p>

別図（第2条関係）

表面

	<p>八王子市長 The Mayor of Hachioji</p> <p><u>身分証明書</u> IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名／Name _____ 生年月日／Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____ _____</p> <p>交付等の年月日／Date of issue _____ 証明書番号／No. of card _____ 許可権者の署名／Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日／Date of expiry _____</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

裏面

身長／Height -----cm	眼の色／Eyes -----	頭髪の色／Hair -----
----------------------	-------------------	--------------------

その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks or Information :

血液型／Blood type  
-----  
-----

所持者の写真  
／PHOTO OF HOLDER

印章／Stamp	所持者の署名／Signature of holder
----------	----------------------------

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A7（横 74mm、縦 105 mm）とする。

第1号様式（第4条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

令和 年 月 日

八王子市長 殿

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢字) _____	生年月日(西暦) 年 _____ 月 _____ 日
(ローマ字) _____	

申請者の連絡先

住所 〒 \_\_\_\_\_

写 真  
縦4×横3cm  
(身分証明書の交付又は  
使用許可の場合のみ)

電話番号 \_\_\_\_\_

識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載）

身長 \_\_\_\_\_ cm 眼の色 \_\_\_\_\_

頭髪の色 \_\_\_\_\_ 血液型 \_\_\_\_\_ (Rh因子 \_\_\_\_\_ )

標章を使用する衣服、場所、車両、航空機等の概要及び使用する標章の数等  
(標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

※（許可権者使用欄）

資格 \_\_\_\_\_

証明書番号 \_\_\_\_\_ 交付等の年月日 \_\_\_\_\_

有効期間の満了日 \_\_\_\_\_ 返納日 \_\_\_\_\_

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

## 特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資格	交付等の年月日	有効期間の満了日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備考
(記載例)1	国民 太郎	Kokumin Taro	1975/6/18	八王子市職員	2015/4/1	2017/3/31	170	茶	黒	A(Rh+)		帽子、衣服用	2016/3/31	防災課
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														

特殊標章再交付申請書

年 月 日

八王子市長 殿

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

- 1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号
- 2 紛失（破損等）年月日
- 3 紛失の状況（破損等の理由）
- 4 その他必要な事項

※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2 ※印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

年 月 日

八王子市長 殿

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

1 旧身分証明書番号

2 理由

3 その他必要な事項

※ 受付欄	※ 経過欄

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。  
3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。  
4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。  
5 ※印の欄は、記入しないこと。

# 八王子市国民保護協議会条例

平成18年3月28日  
条例第18号

## （趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、八王子市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## （委員及び専門委員）

第2条 協議会の委員の定数は、60人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## （会長の職務代理）

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

## （会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## （部会）

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

## （雑則）

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 八王子市国民保護協議会委員名簿

No.	機関名・役職
会長	八王子市防災會議会長 八王子市長
1	国土交通省関東地方整備局相武国道事務所 事務所長
2	財務省関東財務局東京財務事務所立川出張所 所長
3	陸上自衛隊 第1師団 第1施設大隊 大隊長
4	東京都南多摩西部建設事務所 所長
5	東京都水道局多摩水道改革推進本部多摩給水管理事務所八王子給水事務所 八王子給水事務所長
6	警視庁第九方面本部長
7	警視庁八王子警察署長
8	警視庁高尾警察署長
9	警視庁南大沢警察署長
10	東京消防庁第九消防方面本部 第九消防方面本部長
11	東京消防庁八王子消防署 消防署長
12	八王子市消防団 消防団長
13	八王子商工会議所 会頭
14	八王子市町会自治会連合会 会長
15	一般社団法人 八王子市医師会 理事
16	一般社団法人 八王子薬剤師会 常務理事
17	公益社団法人 東京都八南歯科医師会 八王子支部長
18	東京都看護協会 東京医科大学八王子医療センター 看護部長
19	東京都助産師会八南分会 会長
20	八王子管理栄養士の会 ダイエタリーフレンズ 会長
21	日本郵便株式会社 八王子郵便局 局長
22	NTT 東日本株式会社 東京事業部 東京西支店 支店長
23	東京電力パワーグリッド株式会社 多摩総支社 総支社長
24	東京ガス株式会社 東京西支店 支店長
25	一般社団法人 東京都LPガス協会 八王子支部 顧問
26	東日本旅客鉄道株式会社 八王子統括センター 八王子駅 駅長

No.	機関名・役職
27	京王電鉄株式会社 京王西管区 管区長
28	京王電鉄バス株式会社 八王子営業所 所長
29	西東京バス株式会社 営業部 部長
30	中日本高速道路株式会社 八王子保全・サービスセンター 所長
31	日本通運株式会社多摩支店 支店長
32	一般社団法人 東京都トラック協会 多摩支部 理事
33	八王子建設業協会 副会長
34	八王子市農業協同組合 代表理事副組合長
35	八王子交通安全協会 会長
36	高尾交通安全協会 会長
37	南大沢交通安全協会 会長
38	八王子市赤十字奉仕団 委員長
39	八王子女性防火協会 会長
40	八王子市男女共同参画センター登録グループ多摩らいふサポート 代表
41	一般社団法人 八王子市私立保育協会 光明第八こども園 園長
42	八王子市自主防災団体連絡協議会 会長
43	弁護士
44	社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会 常務理事
45	八王子副市長
46	八王子副市長
47	八王子市教育長
48	八王子市市民活動推進部男女共同参画課長

# 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による 救援の程度及び方法の基準

(平成 25 年 10 月 1 日内閣府告示第 229 号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成 25 年 10 月 1 日から適用する。

## 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 (救援の程度及び方法)

第 1 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号。以下「令」という。）第 10 条第 1 項（令第 52 条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 75 条第 1 項各号及び令第 9 条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第 13 条までに定めるところによる。

- 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。
- 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市においては、その長）は、第 1 項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

### （収容施設の供与）

第 2 条 法第 75 条第 1 項第 1 号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 避難所
  - 避難住民（法第 52 条第 3 項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第 2 条第 4 項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容することであること。
  - 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施すること。
  - 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1 人 1 日当たり 310 円（冬季（10 月から 3 月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することがであること。
- 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1 戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
  - 1 戸当たりの規模は、29.7 平方メートルを標準とし、その設置のための費用は 2,530,000 円以内とすること。
  - 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1 人 1 日当たり 310 円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。
- 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1 施設当たりの規模及びその設備のため支出できる費用は、別に定めるところによること。
- 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。
- 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第 89 条第 3 項の規定により準用される建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 85 条第 1 項本文、第 3 項及び第 4 項並びに景観法(平成 16 年法律第 110 号)第 77 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに法第 131 条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成 8 年法律第 85 号)第 2 条、第 8 条及び第 9 条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

## 2 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 1 戸当たりの規模は、29.7 平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,530,000 円以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

### (炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第 3 条 法第 75 条第 1 項第 2 号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

#### 1 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第 54 条第 2 項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとすること。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として 1 人 1 日当たり 1,040 円以内とすること。

#### 2 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うことであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

### (被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第 4 条 法第 75 条第 1 項第 3 号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により 1 世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(4 月から 9 月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1 人世帯の額	2 人世帯の額	3 人世帯の額	4 人世帯の額	5 人世帯の額	世帯数が 6 人以上 1 人を増すごとに加算する額
夏季	17,800 円	22,900 円	33,700 円	40,400 円	51,200 円	7,500 円
冬季	29,400 円	38,100 円	53,100 円	62,100 円	78,100 円	10,700 円

4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

### (医療の提供及び助産)

第5条 第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

#### 1 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

#### 2 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

### (被災者の搜索及び救出)

第6条 第75条第1項第5号の被災者の搜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を搜索し、又は救出すること。

2 被災者の搜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

### (埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

イ 棺(附属品を含む。)

ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ハ 骨つぼ及び骨箱

3 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人206,000円以内、小人164,800円以内とすること。

### (電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設備費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり547,000円以内とすること。

(学用品の給与)

第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。
  - イ 教科書
  - ロ 文房具
  - ハ 通学用品
- 3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。
  - イ 教科書代
    - (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
    - (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
  - ロ 文房具費及び通学用品費
    - (1) 小学校児童 1人当たり 4,100円
    - (2) 中学校生徒 1人当たり 4,400円
    - (3) 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円
- 4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができる。

(死体の搜索及び処理)

第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 死体の搜索
  - イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。
  - ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。
- 2 死体の処理
  - イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。
  - ロ 次の範囲内において行うこと。
    - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
    - (2) 死体の一時保存
    - (3) 検案

- ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。
- ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。
  - (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,400円以内とすること。
  - (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,200円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。
  - (3) 救護班において検案をすることのできない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

- 1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。
- 2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

- 1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。
  - イ 飲料水の供給
  - ロ 医療の提供及び助産
  - ハ 被災者の捜索及び救出
- ニ 死体の捜索及び処理
- ホ 救済用物資の整理配分
- 2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。\_\_

# 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに 安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

(平成十七年三月二十八日総務省令第四十四号)  
最終改正：平成二七年九月一六日総務省令第七六号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項 及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

## （安否情報の収集方法）

**第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律**（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項 及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

## （安否情報の報告方法）

**第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令**（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

## （安否情報の照会方法）

**第三条 法第九十五条第一項**（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを持ちし、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

## （安否情報の回答方法）

**第四条 法第九十五条第一項**の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日総務省令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則

第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一六日総務省令第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下の条及び次条第一項において「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下の条において「番号利用法整備法」という。）第十九条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号。以下この条において「旧住民基本台帳法」という。）第三十条の四十四第三項の規定により交付された同条第一項に規定する住民基本台帳カード（次項において「住民基本台帳カード」という。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（次項において「個人番号カード」という。）とみなして、第五条及び第六条の規定による改正後の住民基本台帳法施行規則の規定を適用する。

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一 第三条の規定による改正後の住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第二条第三項第一号、第五条第一号、第九条第二号及び第十二条第一号イ

二 第九条の規定による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（次条において「新公的個人認証法施行規則」という。）第五条第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第四十一条第一項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第二項第一号（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）、第七十五条第二項第一号及び第三項第一号並びに第七十六条第二項第一号及び第三項第一号

三 第十二条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項

四 第十二条の規定による改正後の統計法施行規則（以下この号において「新統計法施行規則」という。）第十二条第二項第一号（新統計法施行規則第十六条において準用する場合を含む。）

五 第十二条の規定による改正後の携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（以下この号において「新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則」という。）第十二条第一項第一号イ（新携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第十二条第六項、第十三条第一項及び第二項、第十四条第三項、第十四条第三項並びに第二十四条において準用する場合を含む。）

## 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（年月日時分）

① 氏名			
② フリガナ			
③ 出生の年月日	年月日		
④ 男女の別	男 女		
⑤ 住所（郵便番号を含む。）			
⑥ 国籍	日本 その他（ ）		
⑦ その他個人を識別するための情報			
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷	非該当	
⑨ 負傷又は疾病の状況			
⑩ 現在の居所			
⑪ 連絡先その他必要情報			
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない		
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない		
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答 又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない		
※ 備考			

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することができます。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

## 安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（年月日時分）

①氏名		
②フリガナ		
③出生の年月日	年月日	
④男女の別	男	女
⑤住所（郵便番号を含む。）		
⑥国籍	日本 その他（　　）	
⑦その他個人を識別するための情報		
⑧死亡の日時、場所及び状況		
⑨遺体が安置されている場所		
⑩連絡先その他必要情報		
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない	
※備考		

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人について  
は、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答する  
とともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用  
します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内  
部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人  
に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、  
友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



## 安否情報照会書

総務大臣  
(都道府県知事) 殿  
(市町村長)

年 月 日

申請者

住所（居所）氏名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 ( )	
備考		
被照会者を特定するため必要な事項	氏名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住所	
	国籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ( )
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備考		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

## 安否情報回答書

年 月 日			
殿			
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)			
年 月 日付けて照会があつた安否情報について、下記のとおり回答します。			
避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
被照会者	氏 名		
	フ リ ガ ナ		
	出生の年月日		
	男 女 の 別		
	住 所		
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他 ( )
	その他個人を識別するための情報		
	現 在 の 居 所		
	負傷又は疾病の状況		
	連絡先その他必要情報		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。

3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。

5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

## 動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての 基本的な考え方

### 1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

#### ○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

#### ○ 要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

### 2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

#### ○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

#### ○ 要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

### 3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

## 国民保護関連協定締結先一覧

No	協定名	協定先	協定締結日
1	国民保護に係る宿泊施設利用に関する協定	八王子ホテル旅館組合	2015/11/5
2	国民保護に係る浴場の使用に関する協定	東京都公衆浴場商業協同組合 八南支部八王子浴場組合	2008/6/1

市内の緊急一時避難施設の指定状況

令和7年（2025年）12月時点

名称	所在地
八王子市立第一小学校	元横山町2丁目14番3号
八王子市立たがの杜小中学校（第二小学校）	八木町7番1号
八王子市立第三小学校	寺町29番地15
八王子市立第四小学校	明神町2丁目15番1号
八王子市立第五小学校	千人町3丁目7番7号
八王子市立いづみの森義務教育学校	子安町2丁目18番1号
八王子市立第七小学校	台町4丁目2番1号
八王子市立第八小学校	石川町2065番地
八王子市立第九小学校	中野上町2丁目14番1号
八王子市立第十小学校	大和田町7丁目5番1号
八王子市立中野北小学校	中野山王3丁目1番1号
八王子市立清水小学校	中野山王3丁目25番1号
八王子市立大和田小学校	大和田町4丁目19番1号
八王子市立小宮小学校	小宮町1128番地3
八王子市立高倉小学校	高倉町67番地2
八王子市立宇津木台小学校	久保山町2丁目18番地
八王子市立横山第一小学校	館町74番地
八王子市立横山第二小学校	並木町26番1号
八王子市立散田小学校	散田町5丁目23番1号
八王子市立長房小学校	長房町340番地4
八王子市立船田小学校	長房町1041番地の2
八王子市立館小中学校 本校舎	館町1097番地15
八王子市立高尾山学園（小・中学部）	館町1097番地30
八王子市立山田小学校	山田町1553番地
八王子市立樋田小学校	樋田町571番地2
八王子市立緑ヶ丘小学校	寺田町405番地5
稻荷山行政資料保管等施設（旧稻荷山小学校）	寺田町1455番地3
八王子市立元八王子小学校	式分町761番地
八王子市立元八王子東小学校	叶谷町1521番地
八王子市立上壱分方小学校	上壱分方町799番地2
八王子市立城山小学校	元八王子町2丁目1767番地
八王子市立式分方小学校	式分町520番地1
八王子市立横川小学校	横川町305番地
八王子市立恩方第一小学校	下恩方町1369番地
八王子市立恩方第二小学校	上恩方町2193番地
八王子市立元木小学校	下恩方町515番地1

名称	所在地
八王子市立川口小学校	川口町3675番地
八王子市立陶鎔小学校	犬目町56番地
八王子市立上川口小学校	上川町1099番地
八王子市立美山小学校	美山町1892番地
八王子市立檜原小学校	檜原町1287番地2
八王子市立松枝小学校	檜原町601番地13
八王子市立加住小中学校 本校舎	加住町1丁目191番地
八王子市立由井第一小学校	打越町348番地1
八王子市立由井第二小学校	片倉町2180番地
八王子市立由井第三小学校	小比企町1201番地
八王子市立長沼小学校	長沼町707番地3
八王子市立片倉台小学校	片倉町1318番地
八王子市立高嶺小学校	北野台4丁目21番1号
八王子市立みなみ野小学校	みなみ野6丁目14番1号
八王子市立みなみ野君田小学校	みなみ野4丁目3番1号
八王子市立浅川小学校	初沢町1335番地
八王子市立東浅川小学校	東浅川町550番地22
八王子市立由木中央小学校	下柚木25番地
八王子市立由木東小学校	東中野1347番地
八王子市立由木西小学校	上柚木538番地1
八王子市立鹿島小学校	鹿島13番地
八王子市立松が谷小学校	松が谷12番地
八王子市立中山小学校	中山1155番地
八王子市立柏木小学校	南大沢3丁目3番地
八王子市立南大沢小学校	南大沢4丁目18番地
八王子市立宮上小学校	南大沢5丁目10番地
八王子市立秋葉台小学校	別所2丁目5番地
八王子市立別所小学校	別所2丁目44番地
八王子市立愛宕小学校	上柚木3丁目20番地
八王子市立松木小学校	松木57番地3
八王子市立下柚木小学校	下柚木3丁目9番地
八王子市立上柚木小学校	上柚木3丁目15番地
八王子市立長池小学校	別所1丁目55番地
八王子市立鑓水小学校	鑓水2丁目74番地
八王子市立七国小学校	七国5丁目27番1号
八王子市立第一中学校	石川町2957番地1
八王子市立第二中学校	中野上町4丁目28番1

名称	所在地
八王子市立たがの杜小中学校（第四中学校）	元本郷町2丁目21番1号
八王子市立第五中学校	明神町4丁目19番1号
八王子市立第六中学校	上野町97番地
八王子市立第七中学校	散田町2丁目2番1号
八王子市立ひよどり山中学校	暁町3丁目1番1号
八王子市立甲ノ原中学校	中野町2639番地2
八王子市立石川中学校	久保山町2丁目55番地
八王子市立横山中学校	散田町5丁目22番36号
八王子市立長房中学校	長房町1041番地1
八王子市立館小中学校 分校舎	館町2786番地
八王子市立鶴田中学校	鶴田町172番地
八王子市立元八王子中学校	大楽寺町415番地
八王子市立四谷中学校	四谷町555番地
八王子市立横川中学校	横川町364番地
八王子市立城山中学校	川町792番地2
八王子市立恩方中学校	上恩方町11番地
八王子市立川口中学校	川口町2555番地
八王子市立檜原中学校	檜原町1235番地
八王子市立加住小中学校 分校舎	宮下町108番地7
八王子市立由井中学校	片倉町553番地
八王子市立打越中学校	打越町349番地1
八王子市立みなみ野中学校	みなみ野6丁目14番2号
八王子市立浅川中学校	初沢町1370番地
八王子市立陵南中学校	東浅川町553番地9
八王子市立由木中学校	下柚木2丁目34番地2
八王子市立松が谷中学校	松が谷23番地
八王子市立中山中学校	中山1158番地1
八王子市立南大沢中学校	南大沢3丁目7番地
八王子市立宮上中学校	南大沢5丁目5番地
八王子市立別所中学校	別所2丁目28番地
八王子市立上柚木中学校	上柚木3丁目17番地
八王子市立松木中学校	別所1丁目34番地1
八王子市立鎧水中学校	鎧水2丁目67番地
八王子市立七国中学校	七国6丁目41番1号
東京都立富士森高等学校	長房町420番2
東京都立片倉高等学校	片倉町1643番地
東京都立八王子東高等学校	高倉町68番1

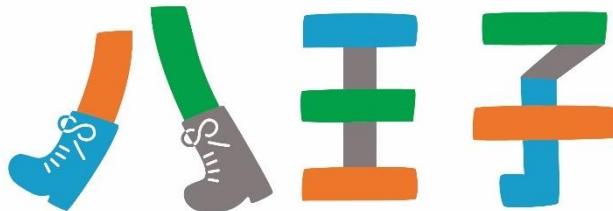
名称	所在地
東京都立八王子北高等学校	檜原町601番地
東京都立翔陽高等学校	館町1097丁目136番地
東京都立八王子拓真高等学校	台町3丁目25番1号
東京都立八王子桑志高等学校校舎棟II	千人町4丁目8番1号
東京都立八王子桑志高等学校体育館	千人町4丁目8番1号
東京都立八王子桑志高等学校校舎棟I	千人町4丁目8番1号
東京都立八王子桑志高等学校プール棟	千人町4丁目8番1号
都立南多摩中等教育学校	明神町4丁目20番1号
東京都立大学 南大沢キャンパス (体育館)	南大沢1丁目1番
デジタルハリウッド大学	松が谷1番地
都立八王子東特別支援学校	石川町3246番1
都立八王子特別支援学校 校舎棟	台町3丁目5番1号
都立八王子特別支援学校 実習棟	台町3丁目5番1号
都立南大沢学園	南大沢5丁目28
都立八王子西特別支援学校	東浅川町546番地1
農林水産研修所庁舎	甘里町36番1
農林水産研修所庁舎（農林水産研修所研修生第1寮）	甘里町36番1
農林水産研修所庁舎（農林水産研修所研修生第2寮）	甘里町36番1
農林水産研修所庁舎（農林水産研修所研修生第3寮）	甘里町36番1
八王子市石川市民センター	石川町438番地
八王子市大和田市民センター	大和田町5丁目9番1号
八王子市長房市民センター	長房町506番地2
八王子市浅川市民センター	高尾町1652番地1
八王子市子安市民センター	子安町2丁目6番1号
八王子市由木中央市民センター	下柚木2丁目10番地6
八王子市由井市民センター	片倉町702番地1
八王子市元八王子市民センター	上壱分方町747番地1
八王子市中野市民センター	中野町2726番地7
八王子市由木東市民センター	鹿島111番地1
八王子市恩方市民センター	西寺方町260番地4
八王子市台町市民センター	台町3丁目20番1号
八王子市南大沢市民センター	南大沢2丁目27番地 フレレスコ南大沢公共棟3F
八王子市川口市民センター	川口町3838番地 川口やまゆり館内
八王子市加住市民センター	加住町1丁目338番地
八王子市横山南市民センター	櫛田町137番地3
タやけ小やけふれあいの里	上恩方町2030番地
クリエイトホール	東町5番6号

名称	所在地
高尾の森わくわくビレッジ	川町55
京王線京王八王子駅（西口除く）	明神町3丁目27番地1号
八王子駅北口地下自由通路	旭町1番B1号
八王子市立富士森公園	台町2丁目2番
小宮公園（管理所）	暁町2丁目41番6号
都立松が谷高等学校	松が谷1772
松木公園管理棟	別所1丁目56番2号
大塚公園管理棟	松が谷66
八王子市中央図書館	千人町3丁目3番6号
子ども・若者育成支援センター みなみ野事務所	みなみ野6丁目1番1号
親子つどいの広場南大沢	南大沢2丁目16番
浅川子ども・若者育成支援センター	初沢町1323番
中郷子ども・若者育成支援センター	長房町891番2号
中野子ども・若者育成支援センター	中野山王3丁目6番27号
南大谷子ども・若者育成支援センター	大谷町46番1号
北野子ども・若者育成支援センター	北野町549番9号
館ヶ丘子ども・若者育成支援センター	館町1097番57号
由木子ども・若者育成支援センター	越野692番1号
松が谷子ども・若者育成支援センター	松が谷13番
元八王子子ども・若者育成支援センター	大楽寺町508番3号
川口子ども・若者育成支援センター	川口町3974番
松が谷子ども・若者育成支援センター 鹿島分館	鹿島2番
浅川事務所	高尾町1652番地1
デジタルフロントスポット長房	長房町450番地
館事務所	館町156番地
由木事務所	下柚木2丁目10番地6
由木東事務所	鹿島111番地1
元八王子事務所	大楽寺町419番地1
恩方事務所	下恩方町3395番地
川口事務所	川口町908番地1
加住事務所	加住町1丁目170番地2
北野事務所	北野町549番地5
由井事務所	片倉町119番地4
石川事務所	石川町481番地
戸吹清掃事業所 ごみ総合相談センター	戸吹町1916
戸吹清掃工場	戸吹町1916
南大沢清掃事業所	南大沢3丁目20

名称	所在地
エスフォルタアリーナ八王子（総合体育館）	狭間町1453番1
富士森体育館	台町2丁目3番7号
甲の原体育館	中野町2726番8
館クリーンセンター	館町2700
東京都立多摩産業交流センター (東京たま未来メッセ)	明神町3丁目19番2号



あなたのみちを、  
あるけるまち。



八王子市国民保護計画  
素案

令和8年変更

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号  
電 話 (直 通) 042-620-7207  
(FAX) 042-626-1271